

論 集

159

2020年11月

文化学会会長挨拶

丹羽 章

新型コロナウイルス感染症の突然の拡大は、大学教育にも甚大な影響を与えました。とりわけ大都市圏のマンモス大学とは異なり、少人数教育、いわば「三蜜教育」に自らの存在意義を見出してきた地方の小規模私立大学である本学は、己の信ずる教育を、この状況下でどのように維持していくかという問題に直面しました。以来、大学も、教員も、短期間のうちに最善の道を見出そうと模索を続けてきたと思いますし、その中で、教育機関としての大学、教員、そして学生達が抱える課題も明らかになってきました。

本特集は、2020年度前期における、本学教員の試みと、得られた知見の記録です。大人数の講義、情報系講義、初年次教育、演劇・パフォーマンス系講義、体育・実技系講義など、各分野からのご寄稿を得ることができました。また、きわめて困難な問題に直面していると思われる学内カウンセリング、ソーシャルワークの問題についても、貴重なご寄稿を得ることができました。

これらの試みや知見を共有することが、今後の方向性を見出していくための貴重な糧になることを期待しています。

皆様のご意見、ご感想などをお寄せいただければ幸いです。

新型コロナウイルス感染症対策下での体育実技

近藤 剛

— 目 次 —

1. はじめに
2. 開講に至る経緯
3. 遠隔授業時の実施内容と実施上の課題
4. 対面授業時の実施内容と実施上の課題
5. まとめ

キーワード：体育実技，遠隔授業，対面授業

1. はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大が、学校現場に休校措置などの大きな影響を与えたことは周知の通りである。大学教育も例外ではなく、多くの大学で前学期開始の繰下げに加え、遠隔授業の導入措置が取られた。しかし、対面型の授業を前提にしている実習・実験・実技などの授業（以下「実習等の授業」）については、その実施方法に苦悩し、検討と準備に多くの時間を費やしたことは想像に難くない。場合によっては、休講や開講延期を選択した大学も少なからずあったであろう。事実、本学においても保健体育科目の体育実技を担う「体育・スポーツⅠ」の授業は、開講の可否判断から遠隔授業の実施方法、対面授業時の感染防止策など、非常に多くの内容を短期間のうちに決定することが必要であった。

KONDO, Tsuyoshi 四国学院大学文学部准教授、体育学専攻

こうした感染症に起因する特別な状況下における体育実技の実際についての先行研究は皆無であるが、本学が経験した開講決定に至る過程の記録や判断の根拠、遠隔授業時の受講生向け授業課題と授業実施上の課題、対面授業時の感染症防止策の詳細と授業実施上の課題を記録として残すことは、感染症対策下での授業実施の際の参考となるだけでなく、将来的に何らかの理由で対面授業の実施が困難な状況になった際の検討材料として意義をもつ。

そこで本稿では、本学の新型コロナウイルス感染症対策下での体育実技について、遠隔授業及び対面授業時の開始までの経緯や準備、授業の実際と生じた課題などについて報告する。

2. 開講に至る経緯

1. 閉講の検討

3月24日付の文部科学省高等教育局長名での通知⁽¹⁾は、2020年度の授業開始に当たり大学当局に感染拡大防止措置などの留意事項を通達するものであった。本通知には、大学に対して「学事日程の変更等を行うよう求めるものではない」旨が明記されていたが、当時は国内での感染が拡大し、授業開始で想定される学校現場でのいわゆる「三密」発生による感染リスクの高まりが指摘されていた時期でもあり、実質的には大学に授業開始日の繰下げと遠隔授業の導入を要望するものであったと理解することができる。本学も本通知を踏まえた検討を重ね、高等教育機関が背負う社会的責任を鑑み、4月3日付で前学期授業開始の一週間の繰下げ(4月20日開始)と、5月3日までの学内ポータルシステム等を活用した遠隔授業の実施⁽²⁾を暫定的に決定した。

ただ本通知では、感染拡大防止措置の実施に当たり、学生の「学修機会の確保」が強調された。遠隔授業の活用方法としてテレビ会議システムを用いたものやオンライン教材を用いたものが例示されたが、体育実技の目的は知識や技能の修得にとどまらず、仲間と協力することの大切さと競争を通じて創意工夫の仕方を学び、情意の解放を経験することで総じて運動することの意義と楽しさを知り、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を身に付けることであり、それが遠隔授業で十分に達成可能であるかは大きな課題として生じた。本学の前学期

の体育実技を担う保健体育科目「体育・スポーツⅠ」の担当教員間で協議を重ねる中で、遠隔授業での学修機会の確保は困難であるとの考えから、前学期の閉講と、サマー・セッションあるいは後学期開講に延期することが妥当であるとの意見も共有された。こうした意見には、本通知が大学の感染拡大防止に協力を求める一方で、実習等の授業に直接的には一切言及していないことも大きく影響していた。

2. 開講の決定

ただ、前出3月24日付通知には、前学期閉講とした場合の懸念事項となり得る以下の文言が記載されていた。

大学等において、臨時休業や出席停止の指示等を行う場合については、単位認定、卒業及び課程の修了の認定又は学位の授与等に関し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等を通じて弾力的に対処⁽³⁾することで学生の進学・就職等に不利益が生じないように配慮すること

「体育・スポーツⅠ」は教職等の一部の資格の必修科目であり、閉講措置は9月卒業生などに実質的な不利益が生じる可能性があったのである。また、感染を終息させる具体的方法が確立されていない現状、サマー・セッションや後学期に延期させたとしても、対面型授業の実施可否は不透明であり、状況が改善されなかった場合には不利益を受ける学生数が拡大し、混乱がより大きくなってしまおうとの意見もあった。このため、担当教員間での協議を継続する中で、困難な状況下であっても、単位認定との整合性を見極めながら「体育・スポーツⅠ」を遠隔授業で実施することを決断した。そこに至る一連の流れを整理すると以下のようになる。

- ・3月24日付文科省通知には実習等の授業の実施方法について具体的な対応指針が示されていない
- ・一方で、学生の卒業や就職等に不利益が起らないよう大学側の対策の必要性について言及されている

- ・「体育・スポーツⅠ」は教職等の一部の資格の必修科目であるので、単位取得の機会を設けないと学生に実質的な不利益が生じる可能性がある
- ・サマー・セッション又は後学期に開講時期を延期させたとしても、感染症終息の見通しが立たない現状では確実な開講を保証できず、その場合より多くの学生に学修上の不利益が生じる可能性がある
- ・開講の可否判断を4月20日の前学期授業開始までのできる限り早い時期に行う必要がある

このほか、近隣の国立大学がオンライン教材を活用した遠隔授業で体育実技を実施するとの情報も決断を後押しした。

この判断は学内設置の感染症対策本部会において承認され、4月20日の前学期授業開始に合わせて、他の科目と同様に遠隔授業で実施することが決定したのであった。ただし、学外で実施予定であった教材「スクーバ・ダイビング」は移動に伴う感染の危険性を配慮し、休講措置をとることにした。なお、文部科学省が体育実技を含む実習等の授業についての指針を各大学に周知を行うのは5月1日を待たなければならない⁽⁴⁾。

3. 遠隔授業時の実施内容と実施上の課題

ここでは、本学において遠隔授業を実施した4月20日から5月末までの6週にわたった「体育・スポーツⅠ」の実施内容について述べる。

1. 実施内容の検討

「体育・スポーツⅠ」は、休講となったものを除き前学期に9つのクラスを用意しており、シラバスにそれぞれのクラスが取り扱う教材を明記し、それを学生が確認して希望するいずれか1つのクラスを選択し受講することになっている。受講者数は合計で210名程度であった。取り扱う予定であった教材は以下の通りである。一部、重複するクラスもあり、教材数は7つであった。

アダプテッド・スポーツ、ソフトボール、サッカー、フットサル、バスケットボール、ダンス・エクササイズ、ボール運動及び球技

多くの教材において、実施には特定の教具や場所が必要であり、テレビ会議システムや動画を活用した授業展開を実施したものはダンスのみであった。ダンスの内容については後述するものとし、それ以外の教材を取り扱ったクラスでは学内のポータルサイトを活用したオンライン教材での遠隔授業を前提に、すべてのクラスで共通して実践可能な授業課題を作成し、授業担当者の判断で必要に応じて修正を加え、それを受講生に配信する方法を採用した。また、遠隔授業時の授業課題内容は、対面授業開始時に受講生に対して改めてフィードバックすることにした。課題を検討する際に留意した点は主に以下の内容である。

- ・運動の知識を深めるための調査学習の実施
- ・運動の技能を高めるための運動学習の実施
- ・運動の実践を通じた心身の爽快感や開放感、高揚感の経験機会の確保と自らの身体への気付き体験
- ・自らが主体的に運動と関わることを目指した自発的運動機会の確保
- ・運動の実践を授業担当者が確認する手段の確立

これらをもとに作成した授業課題例として、第2週目のものを表1に提示した。これを参考に、次節では具体的な内容を紹介していきたい。

表1 第2週目オンライン教材の課題

<p>ストレッチング 課題①. ストレッチングとは、いわゆる柔軟運動といわれるものです。筋肉の柔軟性を高め怪我の予防やリハビリ・疲労回復のために行われます。ストレッチングは、「<u>動的ストレッチング</u>」と「<u>静的ストレッチング</u>」に分けられます。</p>
<p>「動的ストレッチング」と「静的ストレッチング」の違いを、簡単に説明してください。</p>
<p>課題②. 運動不足がちな大学1年生が、バスケットボールを始める前のストレッチングを含めた準備運動を考えて、実施してください。特に、<u>ケガの予防</u>をポイントに、しっかりとストレッチングをしましょう。 （*準備運動、整理運動をしている様子を自撮りでよいので、スマホカメラに残しておいてください）</p>
<p>実施した日時 _____ 月 _____ 日 () _____ 時 _____ 分 から開始 実施した場所 _____</p> <p>どのようなストレッチングを実施しましたか？（イラストで描いてください）</p>
<p>課題③. 自発的に30分程度の運動を行ってください。その際、準備運動などをしっかりと行い、ケガの防止に努めること。なお、実施した運動については以下に記入すること。 （*運動をしている様子を自撮りでよいので、スマホカメラに残しておいてください）</p>
<p>実施した日時 _____ 月 _____ 日 () _____ 時 _____ 分 から _____ 時 _____ 分 まで 実施した場所： _____ 実施した具体的な運動： _____</p> <p>運動前後の心拍数： 運動前： _____ 拍/分 運動後： _____ 拍/分</p>

2. 実施内容と目的

1) 運動の知識を深めるための調査学習の実施

大学の教養教育の一環である保健体育科目として、安全・安心に楽しく運動するための基本的な知識を自主的に調べ、報告する課題を設定した。具体的には準備体操と整理体操に焦点を置き、「ストレッチングの種類」「効果的なストレッチングを行う際の注意点」「ラジオ体操の歴史」「ラジオ体操で行われる各種動きの効果と実施上の注意点」などを調査の内容として提示した。表1の課題①がそれに当たる。

運動は心身の健康に寄与するとされる一方で、障害や死亡などの重大事故を生むことがある。負傷や疾病については枚挙に暇がないほどである。これらの発生要因を可能な限り減らし、安全で安心な活動の実現には、運動前後⁽⁵⁾の入念な準備・整理体操が欠かせない。ストレッチングについての知識を自らが調べ報告することで、その意識を高めさせるとともに、年齢に関わらず国内で広く浸透しているラジオ体操について理解を深めることで、生涯にわたって安全に留意して運動を実施する素養を獲得させることを目的とした。

2) 運動の技能を高めるための運動学習の実施

運動の知識を獲得しても、それを生かして適切な実践に結びつける必要がある。課題②では、課題①に関連した運動の実践を取り上げた。具体的には「怪我の予防に重点を置いた運動前のストレッチングの検討と実践」「疲労回復を目的とした運動後のストレッチングの検討と実践」「ラジオ体操第1・第2と体操前後のストレッチングの実施」などである。

スポーツ庁の調査では、現在の運動頻度に満足していない者に対して「運動・スポーツを実施する頻度が減ったまたはこれ以上増やせない（増やさない）理由」を問うた、運動・スポーツ実施の阻害要因についての複数回答のアンケート結果として、「病気やけがをしているから」を選択した人が8.9%存在することが明らかになっている。また、最大の理由としてこれを選択した者は全体の5.6%にとどまるものの、全13項目中の上位5番目になっている。こうしたことから、遠隔授業という限られた環境の中で、自らが調べたストレッチングの方法やラジオ体操について実践することで、運動を理由とした怪我の予防措置を自らが考え、それ

を確実に実践できるような姿勢が身に付くことを期待した。

3) 運動の実践を通じた心身の変化への気付き体験と運動実践の確認

運動の実施者は多くの場合、運動中に自己の運動経過を観察することは困難である。しかし、視覚的に自己の運動を観察することは運動の修正に効果的である。そこで、運動の実施を伴う課題②及び③では、スマートフォンなどのカメラ機能を利用した動画の撮影を指示した。これにより、受講生自身が自己の運動経過の様子を容易に確認することができ、ストレッチングやラジオ体操などの動作が自己のイメージと適合しているかについて検証し、必要に応じてそれを修正することを可能にした。加えて、この動画は受講生の運動実施状況を担保するものとなり、授業担当者の課題確認作業に一役を買った。

また、課題③では毎回、運動前後の心拍数の計測を求めた。運動による心身の爽快感や開放感、高揚感を得られるような適度な運動は、どの程度の運動強度によって実現するのかについて、受講生自身に体験的に理解させることを狙ったものである。特に年齢を重ねていく中での運動実施において、自己のからだの生理的な変化を踏まえた運動強度の把握は、主体的な評価と同様に重視される。心身の健康を目的とした運動を行う際の一つの指標として、受講生に理解を促した。

4) 自らが主体的に運動と関わることを目指した自発的運動機会の確保

生涯にわたって運動やスポーツに親しむには、自らが運動をすることの必要性を理解し、自発的に運動参加の機会を得ていくことが望ましい。前出のスポーツ庁調査の運動・スポーツ実施の阻害要因を示した複数回答アンケート結果では、「面倒くさいから」が27.5%、「特に理由はない」が14.3%、「運動・スポーツが嫌いだから」が10.1%となっており、生涯スポーツ社会の実現には、個々が運動の意義と必要性を認識し、その価値を実感することで主体的に運動を行っていく姿勢を養うことが大きな課題になっていることがわかる。実際、同調査において運動・スポーツを実施した理由を問うたアンケート結果では、「健康のため」「体力増進・維持のため」といった身体的要因を重視するものだけでなく、「楽しみ、気晴らしとして」「友人・仲間との交流として」といった心理的要因を重視する回答も目立っている。このことは運動を積極的に実施する層の各々が、自己の目

的に応じて運動に向き合っていることの現れであり、大学の教養教育として、受講生にそのような姿勢を身に付けてもらうことは目標の一つと言える。

そこで設定したのが課題③の「自発的な運動の実施」である。30分程度の運動時間を指示するだけで、運動の内容は受講生の判断で決定し、実施するものである。担当者が共通した運動環境を整えることができない以上、それぞれの受講者が場所や用具、自身の健康状態や技能レベルといった実情に配慮し、実践可能な運動を自らの判断で選択・決定し実施するという、自らが主体的に考えて運動する姿勢を求めたものであった。

このように、運動の知識と技能を高め、運動の実践を通して自身の心身への気付きをもたせ、主体的に運動に関われるよう授業課題内容を設定した。また、1年次学生の受講が多いこともあり、不慣れな遠隔授業にもできる限り対応できるように、内容のわかりやすさと取り組みやすさにも配慮した。次節では、この授業課題を活用したオンライン教材の授業と、テレビ会議システム並びに動画を導入したダンス授業の実際について述べる。

3. 実施内容の実際

1) オンライン教材活用型

①ネット環境への対応

既述の通り、学内のポータルサイトを活用して課題を配信した。当初はその方法に戸惑った受講生も見受けられたが、各担当教員が学生との連絡手段（主にメール）を確立していたことで、質問対応も円滑に進み、特段の問題は生じなかったと認識している。対面授業開始時に授業課題の提出を求めたが、ほとんどの受講生から提出があったことからそのように判断することができる。

②課題への取り組み状況など

まず、調査学習については全体的に取り組みの状況が良好であった。これは、受講生にとって平易でかつ身近に感じることのできる内容であったからと推測する。受講生の感想でも「運動の中でよく聞く言葉を改めてしっかりと調べることができた」「準備運動や整理運動の重要性を再認識できた」など肯定的な意見が

多くあった。

一方で、運動学習については提示した課題こそこなすものの、自発的な運動としてランニングやウォーキング、筋力トレーニングなど、ひとりで行える運動に終始する受講生が多く見られた。この点については受講生から「一人で運動をしたが楽しくなかった」「人と関わる球技などをしたかったが相手がいなかった」などの声があった。これは、受講生の体育実技に求めるものが、運動の知識や技能の習得にとどまらず、人間関係の構築や心理的充足感の獲得など、非常に広範にわたっていることの証左であり、残念ながらその欲求を本課題では十分に満たすことができなかったと言える。

こうしたことから、今回のオンライン教材を活用した遠隔授業では、調査学習時間や運動学習時間の確保は可能であるが、他者との関係性の構築や情意的解放といった心理的満足度は十分に満たすことができなかったことを反省として挙げることができる。

2) テレビ会議システムと動画活用型（ダンス授業）

①ネット環境への対応

当初は「Zoom」を活用した授業を考えたが、受講生の中にはインターネットの接続環境が不十分な者がいたこと、また流れる音楽と映し出される映像動作に若干の時間的誤差が生じてしまうことなどを理由に取り止めた。また、「Instagram」への登録配信も検討し実用可能な用途を立てたが、音楽などの著作権に対する対応が厳しいこともあり、これも断念した。最終的には、授業担当者が音楽と共に「リズム」や「ステップ」といった基本的動作を演示する様子を動画サイト「YouTube」に投稿し、それを受講生に確認させ、実践させる方法を採用した。

②課題への取り組み状況など

受講生には自身の実践の様子を動画で撮影し、「四国学院LMS⁽⁷⁾」に提出するように指示した。動きのフィードバックを行うためである。しかし、LMSのデータ容量が足りないことが原因で、動画の確認ができないまま意見交換のみになってしまう事例が多々あった。そのため、対面授業開始時には遠隔授業時の内容の

復習とフィードバックにかなりの時間を要した。それでも、受講生は積極的に授業課題に取り組んだ印象を受けた。

4. 対面授業時の実施内容と実施上の課題

本学では6月1日以降、一部受講者数が多い科目を除き、感染防止対策を講じた上で対面型の授業を行なうことが5月14日付で決定された。プロスポーツや学生スポーツの多くで、全国大会などのイベントが開催されていなかった中で、体育実技の感染防止策を早期にまとめ上げ、実効性のある形で運営していくことが求められた。ここでは、そうした感染防止策の詳細と対面授業開始以降の体育実技の取り組みについて述べる。

1. 感染防止策の検討

対面授業の実施決定時には、大学における感染防止を前提とした体育実技の実施マニュアルが存在せず、メディアなどを介して得るウイルス関連情報や、これまで文部科学省の通知などに示された一般的な大学講義における感染防止策などを中心に検討を進めた。しかし、いわゆる三密が生じやすい実技科目にあって、有効性と実効性の観点から検討内容に多くの疑義が生じていた。そのような中で、文部科学省から事務連絡で参考送付されたマニュアル⁽⁸⁾は、初等中等教育段階の学校を主な対象としたものではあったが大いに参考になった。このマニュアルをもとに、体育実技実施上の指針として本学独自の「対面授業開始時の『体育・スポーツI』の実施上の留意事項について」を取りまとめ、担当教員間で内容の共有と、実施の徹底を確認した。内容は以下の表2の通りである。実際に教員に配布した資料からは一部の表現に修正を加えている。なお、受講生には以下の内容をさらに簡略化した資料を対面授業開始時に配布し、注意喚起を行った。

表2 「対面授業開始時の『体育・スポーツI』の実施上の留意事項について（教員用）」

1. 換気の徹底
 - ・屋外で実施可能な教材を取り扱う際は、できるかぎり屋外で実施すること。
 - ・屋内で実施する場合は、すべての窓を開放して実施すること。また、扇風機が配置された体育館では、積極的に使用し空気の循環に努めること。
2. 手指の消毒
 - ・体育用具を使い回す環境が想定されるため、授業開始前後には手洗いかアルコールによる手指の消毒を徹底すること。
3. マスクの適切な着用と飛沫拡散の予防
 - ・受講生のマスクは熱中症予防と酸欠防止の観点から原則的に外させること。ただし、軽度な運動（準備運動を含む）で授業者が着用した方がよいと判断した場合や、受講生から感染予防のため着用を希望する旨の申し出があった場合は、着用させること。その際、受講生の様子を常に注視し、呼吸の苦しそうな状況が見られた場合にはすぐに運動を中止させ、日陰に休ませること。
 - ・マスクを着用する場合でも、医療用や産業用のマスクは認めず、家庭用のマスクを着用させること。持ち合わせていない者は保健館に向かわせること。
 - ・不要な会話や発声を行わないよう指導すること。
 - ・教員は原則的にマスクを着用して授業をすること。演示や指示の場面で一時的に外すことは差し支えないが、その際は受講生から2メートル以上の距離を保つこと。
4. ソーシャル・ディスタンスの確保
 - ・試合中の身体接触などを制限する必要はないが、待ち時間や見学中などには、互いに2メートル以上の間隔を保つよう努力することの周知を行うこと。
5. その他
 - ・授業開始前に受講生全員の体調を確認し、すぐれない者は見学させること。また、本人から体調不良の申し出があった場合はすべて認め、見学させること。なお、見学者にはマスクを着用させ、2メートル以上の距離を保って見学するよう指導すること。
 - ・見学者に成績上の不利益が生じないように、授業内か授業後に何らかの課題を与えること。授業の補助や見学者の視点からの簡易レポートの提出などが想定される。
 - ・熱中症の予防のため、こまめな水分補給を促すこと。特に、マスク着用で運動する者には熱が体内にこもりやすくなりますので注意を払うこと。授業当日の気温や湿度などを踏まえ、授業内容を極めて軽度な運動に変更しても差し支えないこと。

「換気」「手指の消毒」「飛沫拡散の予防」「ソーシャル・ディスタンスの確保」などを中心とし、想定される事態などについてもできる限り具体的に明記した。例えば、場所は換気の観点では屋外を望ましいとしながらも、取り扱う教材や梅雨と重なる季節といった要因から、屋内での実施を前提に開閉可能なすべての窓の開放と扇風機の活用などを明示した。マスクの着用については熱中症等への危険性を配慮し、運動中は原則的に外させ、その一方で不要な会話や発声は行わないとした。またバスケットボールやサッカーなど、教材によってはやむを得ず身体的接触が発生する場面が想定されたが、それぞれの教材の運動特性を優先することにし、プレイ中の自然な身体接触については制限を設けなかった。この判断には、文部科学省のマニュアルにおいて「近距離で組み合ったり接触したりする運動」について、当時の香川県が該当した感染レベルの最も低い地域では、「可能な限り感染症対策を行った上で実施することを検討」する旨が書かれていたことも大きく影響した。ただし、それ以外の場面でのソーシャル・ディスタンスの確保の徹底と、掌を使ったハイタッチなどは控えるよう周知した。

また、更衣室が「三密」環境になる恐れがあるとの指摘があり、受講生が40名以上になる時間帯は、通常時に男性用として使用している第1新生館の男子更衣室を女子更衣室に変更し、男性用には第3共生館の男子更衣室に加え第5体育室を指定した。受講生には、更衣室内には長く留まらないよう指導し、必要のない発声は避け、ロッカーの使用は間隔をあけるよう指示した。

こうした環境の整備には、施設管理の担当課である管理業務課の職員による迅速で確実な作業があったことも追記しておく。

2. 感染防止策の実際

1年次学生がほとんどを占める中、対面授業の初回は互いがほぼ初対面であることも影響し、受講者間の身体的距離が極端に縮まる場面は非常に少なかった。授業者の感染防止策の説明にも真剣に耳を傾け、しっかりと聞き言っているように見受けられ、必要な行動を実行に移していた。

ただ、授業回数を重ね、融和的な人間関係が形成されるようになると、無意識のうちに感情を表現する発声や、ハイタッチなどの仕草が見られるようになった。すでに述べたように、体育実技における情意の解放は重要な教育的価値を有する

ものであり、これを授業担当者として厳しく指摘することは情情的に苦しいものがあった。それでも、「人に向かって歓声をあげなければよいのではないか」とか、ほぼ同時期に始まったプロスポーツを例に「肘タッチならいいのではないか」などといったように、受講生から感染予防を意識した情意的行動について前向きな意見が出されたことは、こうした特別で限られた環境の中でも体育実技を前向きに楽しもうとする姿勢の現れと見て取れ、担当者として頼もしく感じた次第である。

3. 体育実技の実際

端的に言えば、受講生は体育実技を非常に楽しんでいるように見えた。実際、感想には「運動の得意・不得意に関わらず、楽しく取り組むことができた」「高校を卒業以来、体を動かす機会がなかったのでとてもよかった」「ルールの確認と基礎練習からゲーム中心の授業になり、スポーツをとっても楽しめた」といった声が多く寄せられ、対面授業での体育実技の取り組みを受講生が高く評価したことが示唆された。

一方で、こうした評価の土台には、遠隔授業では不十分であった「仲間との直接的交流」が促進された点があることも事実である。「チームの人とコミュニケーションをとることができ、毎時間協力して楽しめた」「仲間のミスを補い合ったりしてよい雰囲気ですべてが受けられた」「スポーツはいろいろな人とコミュニケーションを取りながら仲を深めることができるともいいものだ」と改めて感じた」といったような意見は、体育実技の楽しさを構成する要因の一つに、人とのつながりが重視されていることを示すものであり、対面授業でのこの点の評価の高さは、翻って既述の通り遠隔授業時の不足要因であると考えねばならない。今後、遠隔授業での体育実技の内容を検討する際の大きな課題が顕在化したと言える。

5. まとめ

本稿の目的は、本学のコロナウイルス感染症対策下での体育実技について、保健体育科目「体育・スポーツⅠ」の開講に至る経緯と遠隔及び対面授業でのそれぞれの取り組みと生じた課題について報告することであった。内容を以下の通り

まとめる。

- ・感染症対策下での体育実技の開講判断は、文部科学省からの通知以前に本学の前学期開始日が設定されたことから困難なものであった。担当教員間で多角的な検討の下に開講を最終決定したわけであるが、その判断に最も大きな影響を与えた考え方は、学生の学修機会の確保と進学や就職に係る不利益の回避であった。
- ・遠隔授業の学生への授業課題を検討する際に重視したのは、運動の知識と技能の獲得、情意的解放の経験と自身の身体への気付き、主体的に運動と関わる姿勢を身に付けることであった。知識や技能は調査学習を中心に成果を得たが、情意的解放の経験が乏しいことに起因して運動の楽しさを満足に味わうことができず、結果として主体的に運動と関わる姿勢に十分には結びつかなかった。
- ・学内のポータルシステムを使用し、オンライン教材を活用した遠隔授業の場合、ほとんどの受講生が授業課題に対応することができていた。ただし、受講生からの質問に対して確実に回答するため、授業担当者の連絡先の周知は必須である。
- ・テレビ会議システムを活用した遠隔授業では、流れる音楽と映し出される動作に若干の時間的誤差が生じるため、ダンスなどの教材を取り扱うことは困難であることがわかった。また、受講生の技能の習熟度を録画した動画で確認しようと試みたものの、LMSのデータ容量の問題で満足に閲覧することができず、結果的には効果的な指導が十分には行えなかった。
- ・対面授業時の感染防止策は、考え得るあらゆる事態を想定する必要がある。その際、文部科学省等のマニュアルや他の学校等の取り組みを参考に、本学の持つ諸事情にも配慮し、効果的かつ実効性のある方法を策定するため、関係者が当事者意識を持って横断的かつ綿密な連携の下で検討を重ねていくことが重要である。
- ・対面式授業での体育実技は受講生の満足度が高まった。それは、遠隔授業時と比較し、体を動かすことで運動そのものを楽しめ、心身の爽快感などを得られたことに加え、仲間との直接的交流の中で、人との良好な関係性を構築できたことによる喜びや安心感が大きく影響していると考えられる。このことから、

体育実技を遠隔授業で実施する際には、運動実施による受講生の心理的満足度を充実させる方策を採ることが極めて大きな課題であることが明らかになった。

注

- (1) 元文科高第1259号令和2年3月24日付「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」がこれに当たる。
- (2) この遠隔授業期間は、最終的に5月末日まで繰下げられた。
- (3) 前掲1)、4頁。
- (4) 令和2年5月1日付の文部科学省高等教育局大学振興課より出された「遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」の中で、実習等の授業の弾力的な取扱いの具体的な例として「体育実技について、遠隔授業等によりレクチャーを行い、実技は課題として課すとともに、実施状況をレポート等の提出等により報告」する方法が明示された。これは、結果的に本学が遠隔授業時に実践した方法を追認する内容といえる。
- (5) 例えば、平成29年度小学校、中学校、高等学校等、高等専門学校及び特別支援学校における教科「体育（保健体育）」と「体育的部活動」時間中における死亡発生件数、障害発生件数、負傷・疾病件数をそれぞれあげると、死亡件数が20件、障害件数が228件、負傷・疾病発生件数は554,782件にのぼる。（独立行政法人日本スポーツ振興センター2018年『学校の管理下の災害平成30年版－平成29年度データ』）
- (6) スポーツ庁2020年『令和元年度スポーツの実施状況等に関する世論調査』。
- (7) 本学が2020年5月より導入した非同期型遠隔授業システムのこと。
- (8) 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル～「学校の新しい生活様式～」』、2020年5月22日。

参考文献

- ・高橋健夫他編（2010）『新版体育科教育学入門』大修館書店。
- ・高橋健夫編（2003）『体育授業を観察評価する』明和出版。
- ・元文科高第1259号「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」2020年3月24日。

- ・文部科学省高等教育局大学振興課「遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」2020年5月1日。
- ・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル～学校の新しい生活様式～』2020年5月22日。
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター（2018）『学校の管理下の災害平成30年版－平成29年度データ』。
- ・スポーツ庁（2020）『令和元年度スポーツの実施状況等に関する世論調査』。

遠隔で行う演劇ワークショップの可能性

仙石 桂子

— 目 次 —

1. はじめに
2. オンライン演劇ワークショップの実践報告
3. 考察 —学生のコメントから—
4. おわりに

キーワード：インプロ・オンライン・

パフォーマンス能力・対面との融合

1. はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大により、文化芸術は大きな打撃を受けた。神山(2020)は「中止・延期により売り上げゼロもしくは減少した音楽コンサート、演劇、ミュージカル、スポーツなどの公演・試合は4、5月だけで11万3000件。6500万人の観客を失い、損失は1945億円にのぼる(5月29日現在、ぴあ総研調べ)。音楽や映画はオンラインでも楽しめるが、仕込みが複雑で登場人物が多い演劇は、オンラインによる公演配信もまだ実験的な段階で、リアル公演に代わる救世主とは言い難い。」と述べている。

また、7月には、シアターモリエール(東京)で行われた「THE★JINRO」でも観客・出演者などのクラスターが発生し、その後、稽古場でもその後クラスター

が発生した。著名な舞台関係者も様々な見解を述べている。平田オリザは「やはり私たちの一番の強みはライブ、人と人がふれあうことなので、それができないというのはつらいですね。こういう状況でアートの何ができるかということは、私たちに突きつけられた課題でもあるわけです。」⁽¹⁾と述べ、野田秀樹は「一演劇人として劇場公演の継続を望む」⁽²⁾という意見書を公式ホームページで発表し、「演劇は観客がいて初めて成り立つ芸術です。スポーツイベントのように無観客で成り立つわけではありません。いかなる困難な時期であっても、劇場は継続されねばなりません。」と述べている。また、坂手洋二はオンラインでの演劇について以下のように述べている。

観客席を一定数埋めることができなければ、採算がとれず「興行」が成立しない。かといって、劇場での入場料をあてにしないで「配信」で代替するという意見にも、頷けない。

『天神さまのほそみち』の稽古でも、本稽古開始前、一度だけ、Zoomでの読み合わせを試みた。テクニカルな問題が起こり、途中でお開きにした。そもそも、画面上で観るものを「演劇」と考えることや、リハーサルの「リモート化」に、私はリアリティを感じられないのである。Zoomでの試演などを見ても、そこでは、呼吸による交流が薄いのだ。せりふだけなら、ラジオドラマのように視覚を消して集中したほうが、まだ意味がある。

私は、演劇は、双方向に存在する呼吸をあつかうものだと思っている。

そんな中で三谷幸喜は5月6日にZoomを利用したオンライン演劇を開催し、1万5千を突破する視聴数を上げ、演劇ファンを喜ばせた。

大学教育の中での演劇教育は、どうなっていたのであろうか。東京都町田市にある桜美林大学では、前期すべての授業がオンライン授業とし、集中講義は面接授業とオンライン授業を組み合わせる形で実施という形で行っている。主にZoomを使用して授業を行っていたようである。近畿大学文芸学部・日本大学芸術学部でも前期の5月1カ月間は、Zoomなどを使用した遠隔授業を行っていた。そんな中で朝日新聞（2020年8月24日）によれば、オンライン授業への課題で最も多く、9割以上の大学が困っていたのは、「実験・実習・実技系科目への対応」があがっ

た。「実施できる内容に限界がある。教育効果にも疑問がある。」（宮城教育大）という意見もあがっている。

大学教育の中での困惑や著名な演出家が上記のように様々な見解を述べていることも含めて、筆者自身もオンラインで演劇ワークショップを行うことに対しては葛藤している。四国学院大学では、5月末までは遠隔授業（Zoom、ポータルサイト、ムードルなど）を取り入れていたが、6月より対面授業を取り入れ、50名以上の受講者がいる場合は遠隔授業を引き続き行うこととした。5月中は、実際に遠隔でワークショップも行い、6月では対面でも行った。コロナ対策のため、対面でも、1メートル（なるべく2メートル）間隔を開ける、マスク着用、30分毎に換気を行うなどを取り入れながら授業を行うことになり、遠隔ではないが、動きが制限されるワークショップではあった。ただ、制限される動きの中で相手に集中しやすい環境を作ることができるという利点もあると感じた。

ここで筆者の専門のインプロ（即興演劇のこと。以下、インプロと言う。）の説明を行う。絹川（2002）は、インプロの定義を「インプロとは、既成概念にとらわれないで、その場の状況・相手にすばやく柔軟に反応し、今の瞬間を生き生きと生きながら、仲間と共通のストーリーをつくっていく能力のこと」と述べている。また、ヴァイオラ・スポーリン（2005）はインプロについて「誰でも演じることができ、即興演劇は、（才能ある生徒）と同様に（平均的な生徒）にも教えることができる、直感的知識に到達するための手段である」と述べている。つまり、「インプロ」とはその場の状況・相手にすばやく柔軟に反応し、仲間と共通のストーリーが作れるようになることであり、直観的知識に到達するための手段であると言える。

ワークショップの内容として、演劇の戯曲を使用してのワークショップも考えたが、オンラインでやること、学年・経験がバラバラであること、インプロのストーリーの構成の仕方のわかりやすさを活かしたワークショップにおけるパフォーマンスの可能性を考えたいことから、インプロを活用したワークショップを行うことにした。オンラインでインプロのワークショップを行うことにより、どのような効果が見られ、対面での授業との違いがあるのか、今回の報告ではオンラインで3日間90分間のワークショップを行い、ワークショップの内容、参加者から出てきたコメント、インタビューから抽出した言葉により、オンラインでの演劇

ワークショップの可能性を模索する。藤重他（2001）によれば、システム上に実現された仮想舞台における役者の3Dモデルを用いて従来の遠隔指導よりもより効果的な演技指導を行えることは確認されている。今回の試みはZoomというツールを使用することで、実験的であり、課題も含めて可能性を検討していきたい。特に注目したいのは、遠隔でのワークショップの有効性について、また、パフォーマンス能力（ここでは、俳優としての能力全般のことを言う。）の向上の可能性について考えていきたい。

2. オンライン演劇ワークショップの実践報告

ワークショップは、基本的な形としてアイスブレイクのゲーム・設定づくり、シーン発表の三段階で行った。設定づくりも三段階にし、1日目はCROWを決め、2日目は、CROWとTILTを決め、3日目は、2回目と同様にCROWとTILTを決め、さらにそのTILTの際の感情の変化を決めることにした。そして、初日と最終日にはコメントシートに答えてもらった。

アイスブレイクでは初日はインプロが初めての参加者もいたので、全体で自分の状態を話す時間を設け、自己紹介も兼ねて緊張をほぐすことにした。2人から3人組に分かれて連想ゲームを行い、その後、2人から3人組でインプロにおけるCROWを考える。毎回物語の設定の中に、「Zoomで話している」ということを入れた。CROWとは、インプロのストーリーを作る上の基本であり、プラットフォームの部分で、「C」はキャラクター・登場人物（character）、「R」は関係性（relationship）登場人物同士がどのような関係かということ、「O」は目的（objective）登場人物が何をしていた、これから何をしようとしているかということ、「W」は場所（Where）、ここがどのような場所であるかということ、という4点を表す要素の頭文字である。このCROWがインプロのシーンを作る上でしっかり決まっていると、そのシーンは成功する確率が高いと言われている。高尾（2012）は、プラットフォームについて以下のように述べている。

プラットフォームではゆっくりと時間を使います。何も起きなくても、お客さんは不満を感じることなく見ています。舞台上上がると、とたんに何か言わなきゃ、

何かしなきゃと焦ってしまいますが、急いで何かを言ったりしたりする必要はありません。舞台上は客席よりも時間が速く流れていますので焦ってしまいがちです。しかし、もし冒頭の部分で焦っているようなことを言ったりやったりしてしまうと、安定したところができませぬ。

初日はCROWだけを決めて、すぐにシーンを行った。連想ゲームや話し合いを行う際には、ブレイクアウトルームに入り、2人組もしくは3人組で話し合いを行い、シーンをお互いに見せ合う場合には、メインルームで見ているメンバーは、ミュートにして自分の顔も見せないようにした。

二日目は、CROWのあとにTILTという物語の「傾き」も決めてシーンを作成することにした。高尾（2012）はTILTについて以下のように述べている。

美術が色の芸術で、音楽が音の芸術だとすると、演劇は関係の芸術といえると思います。人は関係が変わるのを見るために演劇を観るものだともいえます。（中略）

プラットフォームでは、お客さんはゆっくりと見てくれています。そして、見ながらそろそろ何か起きるだろうと思っています。そして何か起こるか予測をしています。

演劇は安定と変化からできています。ゆっくり丁寧に安定をつくったら、ここで何か変化を起こす必要があります。そして、変化が終わるとまたそこで安定して、しばらくしてからまた変化して、というふうにしてドラマは進んでいきます。安定したのをしばらく見て、それが変化をするのを見るのが、私たちはものすごく好きです。だから、人はドラマを二時間も三時間も観ることができます。

インプロのストーリーの作り方の基本にある、CROWとTILTを徐々にストーリーの中に入れていき、三日目に感情をいれることで、よりリアルなストーリーを作れるようにした。また、「Zoomで話す二人」という設定を作ることでより具体的に考えられるようにした。インプロのシーンを作る中の「自由すぎることの不自由」について、高尾（2012）は以下のように述べている。

オスカー・ワイルドは「自由は創造性の敵」と言っていたそうです。自由になんでもやっていいとなると、逆に何をやっていいかわからなくなって不自由になる。でも、ある制約が与えられると、その中で何ができるだろうと、かえっていろんな発想が浮かんできたりする。その意味ではインプロのゲームは創造のための制約です。

上記のように、「Zoomで話している二人」という設定、そして前もって設定を決めておくというある程度の制約を加え、ストーリーを作ることをチームで行うことで新たな発想が浮かぶ手助けになるのではないかと考えた。

以下がワークショップの詳細である。

【ワークショップ詳細】

(1日目) 8月14日(金) 20時～21時30分 ワークショップ参加者5名

(大学4年生2名 2年生1名 1年生1名 卒業生1名)

- ① 20時～20時10分 今日の状態を%で表し、理由を言う。
- ② 20時10分～20時20分 連想ゲーム 2チームで2名から3名ずつ
ルール：なるべく速く、一つ目に出てきたものを出す。
- ③ 20時20分～20時40分 連想ゲーム 2チームで2名から3名ずつ
ルール：なるべく速く、二つ目に出てきたものを出す。
- ④ 20時45分～21時 二人組もしくは三人組でCROWを考える。
- ⑤ 21時～21時10分 設定を発表する。
- ⑥ 21時10分～21時25分 各チームの発表（各チーム6分間で、終わりを見せなくてよい。）
- ⑦ 21時25分～21時30分 振り返り

《シーンの内容》

○登場人物：祖母・祖父（亡くなっている）・孫

祖母と孫がZoomで話していて、悪いことをしてお金がほしい孫に対して、亡くなった祖父が天国から孫に語りかけるという設定。祖母と孫は違う県に住んでいて、お互いの家から連絡している。

○登場人物：小学校のときの同級生

全校生10名の沖縄の島の小さな小学校の唯一の同級生だった。片方の子は、東京で就職、もう一人は、島にそのままいる設定。お互いに大学も卒業し、働いている。ある日島の子の方が東京の子をSNSで見つけて話したいと連絡し、Zoomで話そうということになった。

（2日目）8月15日（土）20時～21時30分 ワークショップ参加者4名
（大学4年生2名 2年生1名 1年生1名）

- ① 20時～20時10分 連想ゲーム 2チームで2名から3名ずつ
ルール：なるべく速く、一つ目に出てきたものを出す。
- ② 20時10分～20時20分 連想ゲーム 2チームで2名から3名ずつ
ルール：なるべく速く、二つ目に出てきたものを出す。
- ③ 20時20分～20時40分 二人組もしくは三人組でCROWを考える。
- ④ 20時40分～20時50分 設定を発表する。
- ⑤ 20時50分～21時 TILTを考える。
- ⑥ 21時～21時10分 TILTを発表する。
- ⑦ 21時10分～21時25分 各チームの発表（各チーム10分間で、終わりも考える。）
- ⑧ 21時25分～21時30分 振り返り

《シーンの内容》

○登場人物：研究室が同じ大学の同級生二人。

岩手の大学に通う二人。一人は彼女にプロポーズをしようと思っている。Zoomでその練習に付き合ってもらい、アドバイスをもらおうとする。一人は研究室にいて、一人は自分の家にいる。アドバイスする方は、あまり恋愛経験はないのに、わかったようなことを言う。

○登場人物：リモート面接をする面接官と再雇用を願う人

人事担当の人は実は面接を受ける65歳の人の中学時代の教え子であった。

（3日目）8月16日（日）20時～21時半 ワークショップ参加者4名
（大学4年生2名 2年生1名 1年生1名）

- ① 20時～20時10分 連想ゲーム 2チームで2名から3名ずつ
ルール：なるべく速く、一つ目に出てきたものを出す。
- ② 20時10分～20時30分 二人組もしくは三人組でCROWを考える。
- ③ 20時30分～20時40分 設定を発表する。

- ④ 20時40分～20時50分 TILTを考える。
- ⑤ 20時50分～21時 TILTを発表する。
- ⑥ 21時～21時5分 感情を考える。

(TILTの時の感情の変化二つをそれぞれの人で考える。)

- ⑦ 21時5分～21時10分 感情を発表する。(発表しない人もいる。)
- ⑧ 21時10分～21時25分 各チームの発表(各チーム10分間で、終わりも考える。)
- ⑨ 21時25分～21時30分 振り返り

《シーンの内容》

○ 登場人物：学年主任と体育教師。

二人とも中学校の教員。体育教師に対して学年主任が生徒への態度について注意をする。体育教師は自宅謹慎中で、オンラインで話す。学年主任の息子が問題の元凶であることが途中でわかる。

○登場人物：担任の教師と生徒の保護者

中学校3年生の初めての懇談。担任の教員は成績のよい生徒に偏差値の高い高校に行ってほしいと考えているが、保護者の自分の家の農業の後を継いでほしいと思っている。徐々に高圧的な保護者の性格が見えてくる。

初日のコメントと最終日後のコメントの質問項目は以下の通りである。

【初日のコメントシート】

- ①話し合いの段階でどんなことを追加したらよいか。
- ②この先どんな内容にしたかったか。
- ③相手チームの感想
- ④質問、感想などなんでも。

【最終日のコメントシート】

- ①今回の授業の満足度を1から5（1が一番少ない、5が一番多い）で教えてください。また、その理由を教えてください。
- ②演劇の経験がありますか？あれば具体的に教えてください。例）小学生のときに学芸会で主役をした。
- ③今回の3回のワークショップの中で、対面だったらこういうことができたということを具体的に教えてください。
- ④今回の3回の授業の中で、Zoomだからこういうところが良かったということ具体的に教えてください。
- ⑤自分が一番面白いと思った設定を教えてください。（自分の設定でも、自分以外でも構いません。）
- ⑥今後、この演劇のやり方をZoomでやるならもっとどんなことがしたいですか？具体的に教えてください。
- ⑦このやり方はパフォーマンス能力の向上に影響があると思いますか？○をつけてください。
ある・ない
- ⑧⑦であると答えた方は、どんなところが向上しますか。
- ⑨感想をお願いします。

3. 考察 —学生たちのコメントから—

今回3回とも参加してくれた4名の学生は、それぞれ、小学校や中学校から演劇に触れ、高校も演劇部に所属していた学生たちであり、満足度は全員が4以上であった。

(1) 設定の作り方の課題 —CROW TILT 感情—

初日のコメントの中には、インプロをするのが初めての参加者は、話し合いの

段階に何を追加するべきかということに対して、「CROWを詰めるのに時間がかかるため、特に思いつかない。」と答えていた。また、「15分間の中では主に関係性についての話し合いでしたので、追加するべきは演技する際の自分の状態や場所についてだと思いました。」という意見があり、CROWをはっきりさせることの意義を感じつつ、設定を作ることの難しさを感じていることがわかる。

さらに、「Zoomの中でお芝居をしていると、実際に会って行われる会話（その場に居合わせたのが偶然か否かを問わず）とは違い、お互いが相手と話そうとして会話が行われるため、会話の内容が相手以外の周囲の環境に影響されづらいような気がした。だからこそ、周囲の環境（部屋の様子など）を決めとくと、会話が広がりやすいかもしれない。」という意見もあり、Zoomであることと、CROWを決めることの重要性を絡めて可能性を感じていることが読み取れた。

(2) オンラインでの演劇ワークショップの有効性について

オンラインでの演劇ワークショップの有効性については、参加者から様々な意見があがった。オンラインでの有効性に関しては、対面との違いとオンラインであることの利点、今後Zoomでどのようなことをしたいか、という2点に分けて考えていきたいと思う。

ある参加者は、初日の感想では「初めての人や不慣れな人が多いなかズームでシーンをやるのはすごく難しいと思った。どう進めていいかわからない/正解がわからないといった雰囲気が同じチームの二人から出ているように感じた。」と述べている。また終わったあとも、「対面であれば、シーンを止めて途中からやり直したり、みんなで振り返ったあとにもう一度同じシーンをやったりすることで、一緒に共演している人と物語を深めていく感覚を掴むキッカケになったかもしれない。」と述べている。ただ、Zoomでの可能性について「身体的表現が大きく制限されたため物語を進める上での手数が少なくなり、かえって物語を深める方法が単純明快になっていたように感じる。」と言っていることから、物語の深みについて、Zoomで行うことの可能性を示唆しており、「実際にみんなで集まってインプロをする稽古と交互に行い、Zoom（会話中心?）に向いているシーン作りやゲームを探っていきたい。」ということから、対面と遠隔を融合した稽古の可能性にも触れている。

その他には、「それぞれがZoomに入る前の様子（焦り気味で入ったのか、ずっと待ってたのか等々）・お互いの部屋の様子（何に意識を引っ張られながら話しているのか）違う空間や状況の人が同じ時間に画面だけで繋がるということは、何かしら"温度差"みたいなものが生まれやすいので、そこを共有できたら面白いかな、と思いました。」「どこかで会話自体がうまく噛み合わなくなるタイミングがあってもいいと思う。」「Zoomに不慣れな様子を出しながらも本題(なぜばあちゃんが孫を誘ったのか、へそくりの話)に入りたかった。ばあちゃんが入る必要性が今のところ見つかってなかったのをそれを見つけたかった。」という意見は、オンラインという環境自体を活かすことに注目していることが読み取れる。

以下は、対面との違いについてである。

・人数が多くなった時だと、Zoom上ではやりづらいところもあるかもしれないと思った。

・シーンに関して言えば、対面だと「偶然その場に居合わせた」という設定が使えたと思う。Zoomの場合は、お互いが意図的にコミュニケーションに参加するケースがほとんどなので、偶然の出会いは減ってしまう。また、対面の場合は登場人物が同じ空間にいられるので、周囲のものを使ったり、相手との物理的な距離感や向き合い方を調整したりできたと思う。

・インプロの際、演じる側の表情がちゃんと見えたので、やりやすかった。また、音声をシャットアウトできるため、二人(もしくは三人)の空間が作りやすかった。話し合い等で、時間制限がきちんとついているルームを作ることができるため、設定を詰めたり、練習したりする際に、周りを気にしないでいいところがやりやすかった。

・話し合いの段階で相手との話に集中できた。

・「なぜ登場人物がZoomを使っているのか」など、Zoomであるという制約がバネになるような設定を模索することができた。対面で、同じ空間でやったら不自然だけど、画面越しなら成立するようなシーンをつくるのは、やはり遠隔ならではのと感じた。

・実際に体が物理的に離れている為に敢えて離れているという体の状況を意識するということを省け、それによってステータスや相手との関係性に意識を使えた

という点

・これまでやってきた遠隔での稽古やミーティングも、詰まる所「対面化されるまでの準備」だったので、遠隔であることそのものをここまで掘り下げることはできていなかった。そこにチャレンジできたのは非常にありがたかったし、もちろん対面での活動にも生かせる経験ができたと感じている。改めて対面での演劇や演劇そのものについても考えることにつながったし、今回の「もっとこうできたな」みたいな感覚は対面か遠隔かにかかわらず次に活かしていきたいと思えた。

・少数で短期集中の合宿を行うのであれば、今回のWSのようなやり方は良いと思った。ただいずれにしてもオフラインでの稽古と比較を行うことで、それぞれの可能性や長短を模索したいと感じた。

Zoomの機能で、ブレイクアウトルームに入ることで話し合いに集中できる点、制約があることで、相手とのシーンの内容に集中できる点がオンラインであることの利点であるという意見がでた。実際に対面のワークショップであれば話し合いも同じ場所で行われることが多い。その場合、他の人の目が気になることや、他のチームの内容に無意識に影響されてしまうこともある。オンラインでは「他の人が見えない」ということが、相手とのより深いコミュニケーションを取ることにつながることもあるのではないかと考える。

今後Zoomのワークショップでどのようなことをしたいかについては、以下のようにZoomの機能の点、対面との融合の可能性についての意見が上がった。

・Zoomの機能をもっと利用して劇をしてみたい。チャット機能や反応、ビデオや音声のオンオフなど。ブレイクアウトルーム内で劇をするのもありだと思う。ランダムで組んだ相手と情報なしに劇を始めるのもやってみると面白いと思った。大人数で参加しているとなおよい。

- ・3人以上でのシーン（途中でそれぞれ出入りしながら）
- ・チャット欄の活用
- ・実際にみんなで集まってインプロをする稽古と交互に行い、Zoom（会話中心？）に向いているシーン作りやゲームを探していきたい。
- ・相手の動きがより分かるようなことがしたい

チャット機能の可能性に関しては、今回のワークショップでは取り入れていないが、シーンを行う際に個別に台詞を送ることでシーンの滞りを解消させたり、シーンの中で敢えてチャットで台詞を出したりなど以前から行っていることもあり、今後取り入れてみたいと思う。

（3）パフォーマンス能力の向上

パフォーマンス能力の向上に関しては、4人とも「ある」と回答した。以下が、パフォーマンス能力のどんなところが向上したかについての回答である。

- ・相手の言葉を聞き、その中から必要な情報をとるところ。また、相手にできるだけ正確に情報を伝えようとする力。空気をつかむ力（間の取り方やテンポ等）。
- ・実際に舞台上で演技をするのに比べて、目に入る情報がカットされるため相手とのコミュニケーションや感情の流れといった点を向上させることができると思う。

上記の二つは、相手とのコミュニケーション、俳優としての相手とのシーンの取り組み方、台詞・空気の作り方の向上が臨めるのではないかという意見が出てきた。この点は、前述にも出てきたブレイクアウトルームでの利点にも関わっているのではないかと考えられる。また、下記の意見に関しては、遠隔と対面にあまり差異がないのではないかということ表現しつつ、対面で行いたいということ、身体・テンションの制限による、「シーン作り」という限定されたワークの中への可能性を示唆するものであるとも言えるかもしれない。

- ・「現在の状況でどういパフォーマンスができるか」ということを考えられるという点では、対面も遠隔も同じだと思うし、それを考えること自体が能力の向上に影響を及ぼすと思う。
- ・遠隔でもCROWやティルトを考えたり、相手とのやり取りを大事にしたりすることはできた。もちろん対面には及ばないかもしれないが、そういった経験値や能力を育むことはできるきょうに感じた。

・身体やテンションで誤魔化す方法が取りにくいので、少数での丁寧なシーン作りには役に立つように思う。

4. おわりに

今回の実践は3回のZoomでのワークショップによるものであった。最終日のコメントを書いてもらった後、個別にZoomでインタビューも行った。筆者が最終的に気になったことは、坂手（2020）も述べている、「Zoomでの試演などを見ても、そこでは、呼吸による交流が薄いのだ。せりふだけなら、ラジオドラマのように視覚を消して集中したほうが、まだ意味がある。」という意見であった。そこで、「パフォーマンスとしてはどう見せたら面白いか。」と聞いた際に参加者から、「設定を決めるところから見せる」というアイデアがでた。もちろん、設定を決めるどの段階から見せるか、お客さんに決めてもらってやってみる、など様々なやり方があるとは思いますが、今後対面との融合や、Zoomの使い方の面でもより深いパフォーマンス能力向上を目指し新たなやり方を模索していきたい。

【メインルームでの共有場面】



【ブレイクアウトルームに分かれての話し合い】



注

(1) <http://www.nhk.or.jp/ohayou/digest/2020/04/0422.html>

「文化を守るために寛容さを」 劇作家 平田オリザさん 2020年4月22日 NHKでの言葉

(2) <https://www.nodamap.com/site/news/424> 野田地図公式ホームページより。

(3) オスカー・ワイルド：アイルランドの作家、詩人、劇作家。代表作に『サロメ』『幸福な王子』など。

引用・参考文献・参考URL

- ・小林由利子 他（2010）『ドラマ教育入門』図書文化。
- ・ジョンストン キース（2012）『インプロ 自由自在な行動表現』三輪えり花訳、面立書房。
- ・スポーリン ヴァイオラ（2005）『即興術 シアターゲームによる俳優トレーニング』大野あきひこ訳、未来社。
- ・高尾隆・中原淳（2012）『インプロする組織』三省堂。
- ・高尾隆（2006）『インプロ教育～インプロは創造性を育てるのか～』フィルムアート社。

- ・絹川友梨 (2002) 『インプロ・ゲーム』 晩成書房。
- ・ロブマン キャリー (2016) 『インプロをすべての教室へ』 ジャパン・オールスターズ訳、新曜社。
- ・ローレンス ランディ・リプソン編 (2016) 『身体知 成人教育における身体化された学習』 立田慶裕 他訳、福村出版。
- ・藤重想 他 (2014) 「人型入力デバイスを用いた演出家による舞台役者への遠隔演技指導」『ワークショップ2014 (GN Workshop 2014) 論文集』2014、1-6。
- ・藤重想 他 (2014) 「演出家による舞台役者への遠隔演技指導支援」『情報処理学会研究報告』2014 (44)、1-6。
- ・朝日新聞「オンライン講義 課題と手応え」2020年8月24日。
- ・神山典士 (2020) 「「平田オリザ「文化支援が要るのは劇団ではない、国民だ」 “生”の芸術への人々の渴望は消えない」『朝日新聞』2020年6月15日。
(https://www.asahi.com/and_M/20200615/12909555/)
- ・朝日新聞「「コロナ下の世界こそ不条理劇そのもの」坂手洋二と燐光群、別役実作品で再始動」2020年7月9日。(https://www.asahi.com/and_M/20200709/13829833/)
- ・坂手洋二 (2020) 「息を殺す、ということ ～コロナ禍下の千秋楽～」『朝日新聞』2020年8月21日。(https://www.asahi.com/and_M/20200821/15059215/)
- ・朝日新聞「野田秀樹さん「劇場閉鎖は演劇の死」公演自粛に意見書」2020年3月7日。
近畿大学文芸学部ホームページ (<https://www.kindai.ac.jp/lit-art-cul/news/topics/2020/>)
- ・日本大学ホームページ (<https://www.nihon-u.ac.jp/information/2020/04/11894/>)
- ・桜美林大学ホームページ (<https://www.obirin.ac.jp/covid-19/>)

学生相談室におけるオンラインカウンセリングの有用性

山口 孔丹子

— 目 次 —

はじめに

1. カウンセリング
2. オンラインカウンセリング
3. 学生相談室におけるオンラインカウンセリングの有用性
4. 本学の学生相談室の実践と今後の課題

おわりに

キーワード：学生相談 オンラインカウンセリング 遠隔心理支援

はじめに

2020年度に新型コロナウイルス感染症が世界中に広まった。四国学院大学では、「新型コロナウイルス感染症への対策について」というお知らせを、大学ホームページおよびポータルサイトから、教職員・学生にお知らせして、感染拡大防止に努めた。授業については前期4月～5月の2ヶ月間の授業を遠隔授業に切り替え、6月から三密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けた様々な対策を講じた上で、遠隔授業を継続する授業と対面授業を開始する授業、および対面授業を開始した授業においても遠隔授業方式を活用したハイブリッドな運用方法も考え、一部の対面授業を再開した。対面授業の再開にともない、学生相談室も、三密を

避け、来談者に十分配慮した形で再開した。

4月～5月の全学遠隔授業期間、学生相談室において、オンラインカウンセリングを行うかどうかが議論された。本学では、オンラインカウンセリングを行なう場合は、新規来談者の受付は難しいが、継続ケースについては、オンラインカウンセリングを行なうかどうかを学生ごとに個別に考えることになった。そこで個々の継続ケースについてケースごとに丁寧にアセスメントし、メール等で連絡を取り合った結果、授業再開後に対面でカウンセリングを再開すること、また、それまでに不安なことがあればいつでも大学に連絡していただくことができる旨をお伝えした。そして6月に対面でのカウンセリング再開の運びとなった。

ただし、再開したとは言っても、日本学生相談学会が『新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応についての第5報』において、「学生の通学が再開されても、私たちは対面相談を基本とするもとの状態に復帰するのではなく、『新しい学生相談様式』として対面と遠隔のハイブリッドを実現していく必要があると考えます。多くの大学で遠隔授業が継続実施される状況に鑑み、当分は「遠隔」相談を基本に置きながら、どの段階でどのような対象において「対面」相談を適応するのか、指針を作っておくことが役に立ちます」と述べている通り、今までの学生相談の形にただ戻ればよいとは考えにくい現状がある。

さらに同学会において「遠隔授業の実施や課外活動の制限などの長期化が見込まれ、暑さも増すこれからの時期、学生も教職員も疲労が蓄積し、心身の不調を来すリスクが高まります。学生相談機関としてどのような予防的支援の活動が可能かを検討することも必要です。ただ対面再開を待つのではなく、オンラインでの積極的な情報発信の工夫が期待されます。」と書かれていることも考えれば、予防的な配慮もまた、まったく新しい形で今後必要となってくるのではないかと予想される。

大学によっては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、心理的な落ち込み、精神症状への予防的措置の一環とみられる「相談室便り」や学生への臨時の呼びかけが掲載されているものがあり、学生相談室の記事で予防的措置として非常に有益な記事を掲載しているものもある。

なお日本学生相談学会は、全国の大学およびその他の高等教育機関に所属しているカウンセラー、アドバイザー、教職員などの実践者・研究者の学会であるが、

この学会においても、学生相談における遠隔相談（ディスタンス・カウンセリング）を導入する際、その学生にとってそれが適切なかどうかを留意することの重要性が指摘されている。

遠隔相談における、電話、メール、SNS、ビデオ通話などの通信技術を用いた心理支援全般を指すものとして、遠隔心理支援（telepsychology：テレサイコロジー）という言葉が近年使われるようになってきた。新型コロナウイルス感染症予防のために、学生相談の具体的な対応が工夫される中、従来行われてきたオンラインカウンセリング、そして2020年度に注目をあびたZoom等を利用したカウンセリングについても少しずつ新しい報告がなされてきている。

まだ十分な報告数ではないが、ある限りでの報告を俯瞰的に見ると、いくつかの傾向が認められる。特に、従来のカウンセリングを見直すための注目すべき点がいくつか発見されつつあり、このことを通して、学生相談の現場でのカウンセリングの質の向上をはかる可能性があるのではないかと考えられる。そこで、以下に対面カウンセリング、オンラインカウンセリングを概観し、学生相談室におけるオンラインカウンセリングの有用性について考察したい。また、本学の学生相談室の実践と今後の課題を記す。

1. カウンセリング

（1）カウンセリングの特徴

カウンセリングの特徴は、人の話を聴く事である。カウンセラーがクライアントの話を聴くことにより、クライアント自身が自己洞察を深め、自己理解をすることを助けることができる。すべての心理療法はこの「聴く」ことの上になりたっているといっても過言ではない。

このとき、カウンセラーは言葉だけではない言葉、つまり非言語的に発せられている伝達内容を聴くように心がける。これはノンバーバルコミュニケーションと呼ばれているもので、声の大きさ、抑揚、顔の表情、対面する姿勢、手の動き、足の組み方など様々な要素を感じ取ることがカウンセリングには含まれているのである。

例えば、対面カウンセリングでクライアントが「大丈夫です」という言葉を発

したとしても、その言葉だけではなく、その言葉を発しながら、表情はその言葉通りか、声のトーンはどうか、姿勢はどうかなどをカウンセラーが同時に確認する。そして、その言葉の背後にある気持ちや言葉、その言葉を発した真意まで聴き取る努力を重ねる。このようにカウンセリングでは、カウンセラーは言語、非言語を総合的に「聴く」ことを通して、クライアントの自己理解を促進し、クライアントの気持ちの整理を手伝う。

（２）カウンセリングの訓練

カウンセラーは、練習のために様々なロールプレイを行って、カウンセリングの訓練を行う。訓練には、カウンセラーとクライアントの役割を決めて行うロールプレイ、場面別のカウンセリング練習などがある。クライアントの行動観察をすることもカウンセリング訓練として大切である。行動観察により、言葉にならない言葉であるノンバーバルコミュニケーションから気持ちを読み取る練習をすることができる。カウンセラーは心理臨床現場で働くまでに、心理実習などで指導を受けながら繰り返し訓練を受ける。また、心理臨床の仕事を開始した後、スーパーバイザーのアドバイスを受けながら、技術を磨くことが求められている。

（３）カウンセリングの種類

現在行われているカウンセリングの種類として、カウンセラーとクライアントの情報交換の方法によって分けると、対面カウンセリング、書簡法、電話カウンセリング、オンラインカウンセリングなどがある。以下にそれぞれのカウンセリングについて簡単に説明する。

①対面カウンセリングでは、予約を取り、場所と時間の枠を設定しカウンセリングを行なう。クライアントもカウンセラーもお互いの名前を名乗る。匿名性はなく、相互の信頼関係の絆を重視する。

②書簡法は、クライアントが文字を使って自分の思考や感情を表し、問題を整理しようとする手法である。双方向性に関しては、その種類によって異なる。想定書簡法、FAX法などがある。

③電話カウンセリングは、電話線経由のものとインターネット経由のものがある。24時間対応の電話カウンセリングでは、自傷他害の危険性があるなど緊急性のあ

る相談に対応するものもある。

④オンラインカウンセリングは、インターネットを接続することによって行われるカウンセリングである。メールカウンセリング、メーリングリストによるカウンセリング、ビデオカウンセリング他がある。

2. オンラインカウンセリング

先述のように電話、メール、SNS、ビデオ通話などの通信技術を用いた心理支援全般を指すものとして、遠隔心理支援（telepsychology：テレサイコロジー）という言葉が使われるようになってきている。遠隔心理支援の中で、インターネットを接続することによって行われるカウンセリングを、本稿ではオンラインカウンセリングと操作的に定義し、以下を記す。

2020年度より新型コロナウイルス感染症予防のために、学生相談室では、急速に学生への新しい対応の工夫が求められた。その経過の中で、これまで行われてきた、従来のオンラインカウンセリングに加え、2020年度より急速に用いられるようになったZoom等を利用したカウンセリングについて早急に検証する必要性が生じている。この章では、オンラインカウンセリングの種類と特徴、および対面カウンセリングとの比較を記す。

（1）オンラインカウンセリングの種類

オンラインカウンセリングには、様々な種類がある。メールカウンセリング、ML（メーリングリスト）を利用したカウンセリング、BBS（電子掲示板）を利用したカウンセリング、チャットやメッセージャーを利用したカウンセリング、ビデオチャット（テレビ電話）カウンセリング、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用したカウンセリング、ZoomやSkypeを利用した映像・音声同時通話可能なカウンセリングなどである。オンラインカウンセリングの種類や方法は、日進月歩である通信手段の変化により、早いペースで変わっていきと予想される。

(2) オンラインカウンセリングの特徴

オンラインカウンセリングの中で、代表的な2つのカウンセリングであるメールカウンセリングとZoom等を利用したカウンセリングの特徴を記す。

①メールカウンセリング

メールカウンセリングはインターネットを利用してカウンセリングを行う。最近は無料のメールアドレス取得も手軽であり、またメールでは必ずしも実名を名乗る必要もないことから、匿名性が保たれることが特徴である。やりとりはテキストデータ（文章）で行われるため、保存性があり、反復して何度も読むことができる。同時刻でのやりとりとなることもあるがリアルタイムにメールする必要もないため、クライアントとカウンセラーが相互にいつでも発信することができる。一方で、即時の回答を得る事が難しいことも特徴である。

②Zoom等を利用したカウンセリング

カウンセラーとクライアントのやりとりに画像が含まれるため、必要に応じたインターネット環境が必要である。環境整備はメールカウンセリングよりもハードルが高い。画像と音声を用いたテレビ電話のようなやりとりのため、話し言葉でカウンセリングを受けることができる。また非言語による伝達内容、つまり声やしぐさ、表情などを用いたノンバーバルコミュニケーションもある程度可能である。

(3) オンラインカウンセリングと対面カウンセリングとの比較

オンラインカウンセリングのメールカウンセリング・Zoom等を利用したカウンセリングと対面カウンセリングの比較を以下の表を用いて示す。

表：対面カウンセリング、メールカウンセリング、Zoom等を利用したカウンセリング比較

種類	情報の媒介	同時性	匿名	相互作用
対面	直接の視覚・聴覚・嗅覚等の感覚	同時性	非匿名	直接相互作用
メール	インターネット介して文字	非同時性	匿名	遠隔相互作用
Zoom等	インターネット介して視覚・聴覚	同時性	非匿名	遠隔相互作用

①情報の媒介

対面カウンセリングでは、カウンセラーとクライアントが直接に対面をし、視覚・聴覚・嗅覚等の感覚を用いてその場にいる臨場感の中でカウンセリングを行うことができる。メールの場合は、情報の媒介は文字情報である。最近は絵や写真が添付される場合も考えられるものの、基本的に情報性が高いのは文字である。Zoom等を利用したカウンセリングは、インターネットを介しての視覚・聴覚情報は得られるが、その他の情報は遮断される。

対面カウンセリングおよびZoom等を利用したカウンセリングでは、どちらの場合も比較的自然な話し言葉によるカウンセリングが可能である。Zoom等を利用したカウンセリングでは、視覚・聴覚の情報にとどまってしまう、ノンバーバルコミュニケーションが可能であるといっても限界がある。そのため、クライアントの状態について言葉にならない言葉も聴き取ることができるものの対面カウンセリングには劣る。

メールカウンセリングは、文字情報のため、声や表情などを知る事ができない。しかし、「書く」ことによる効果を得ることができる。書くことの効果は、自分の思考と内的対話を自分で整理し時間をかけて明らかにすることができること、何度も書き直すことができること、カウンセラーからの返信を何度も読み返すことができることなどの利点が挙げられる。

②同時性

対面カウンセリング、Zoom等を利用したカウンセリングは、同時性がある。そのため、返答を時間差なくリアルタイムで得ることができる。メールカウンセリングの特徴は時間差が生じることで、カウンセラーからの返信を待つ間、クラ

イベントは不安をかかえることになるかもしれない。一方、返信を待つという時間を得たことで、クライアントの自己観察が促進される場合がある。対面カウンセリング、Zoom等を利用したカウンセリングの同時性は、メールカウンセリングでの非同時性の欠点を補う一方、クライアントが返答するときに必要なかつ十分な時間を与えることができない場合があるという特性を考慮しなければならない。

③匿名性

対面カウンセリング、Zoom等を利用したカウンセリングの場合は、映像が映るため、匿名性を保つことができない。メールの場合は、ニックネームなど匿名によってカウンセリングを受けることが可能である。

メールカウンセリングのような匿名性を保つことができるカウンセリングの利点の1つは、対面よりも自由に気軽に相談できる点である。一方で欠点としては、リアルタイムではないので、治療が遅れるなどの治療効果によく影響が出る点が指摘されている。クライアントが自分の状態は軽いと想着いても、専門的には緊急の治療が必要な場合に特に良くない影響が出る。原則として、メールカウンセリング専門のカウンセラーがメール対応における高度かつ安定的な技術を持っていない場合は、常に上記の危険をはらんでいると言ってよい。現在は、専門的ガイドラインや倫理基準が整備されてきたことにより、メールカウンセリングの場合も非匿名性のカウンセリングが強化されている。

④相互作用

対面の場合は、直接相互作用が得られるが、メール、Zoom等を利用したカウンセリングの場合は、遠隔相互作用を得ることになる。東畑（2020）は対面カウンセリングに比べてZoom等を利用したカウンセリングによって濾過されるものを3つ挙げている。第1にウイルス、第2に視覚や聴覚のようなものを「高級感覚」とし、触覚や嗅覚、味覚のようなものを「低級感覚」とした場合の「低級感覚」、第3に身体的危険であるとしている。

遠隔相互作用をすることの欠点として、東畑（2020）は、クライアントが「涙をこらえていること」に気がつかなかった例を挙げ、対面カウンセリングと比べてZoom等を利用したカウンセリングでは粘膜炎的なコミュニケーションが失われ

ることを困難を感じた点として指摘している。

一方、遠隔相互作用の利点として、東畑（2002）は、ウイルスと身体的危険の濾過を挙げている。

ウイルスの濾過については、遠隔でのカウンセリングは大変効果的である。従って新型コロナウイルス感染症の危険の高まった2020年度より、Zoom等を利用したカウンセリングを行う相談室も増えてきている。ウイルスの濾過はクライアントとカウンセラーの双方にとって有益である。

身体的危険の濾過とは、密室でおこる性的侵犯、殴打、殺傷の濾過である。面接室すなわちカウンセリングルームでは、クライアントとカウンセラーの密室をつくり出す。これにより、クライアントに対して、守られた、落ち着いた、非日常の空間を提供し、クライアントが安心して心の内を話せるように工夫している。しかし、密室では、性的侵犯、殴打、殺傷が生じる可能性がある。対面カウンセリングでは身体的危険が存在するが、Zoom等を利用したカウンセリングではそれらは生じない。

しかし、身体的危険の濾過に関して詳しく見ると、利点もあるが欠点も含まれている。例えば、東畑（2020）はZoom等を利用したカウンセリングでは、「身体的危険は生じない一方で、投影同一化が機能しにくくなり、不安を治療者がコンテンツしておく機能が低下すること、実際に逆転移に気がつきにくくなったこと（東畑，2002，pp473-474）」を挙げ、視覚、聴覚情報だけではできない対面カウンセリングで行われているカウンセラーとクライアントのやりとりが、Zoom等を利用したカウンセリングでは展開しにくいことを報告している。

3. 大学相談室におけるオンラインカウンセリングの有用性

大学相談室におけるオンラインカウンセリングの有用性について、中川・杉原（2019）は「大学相談室において情報通信技術に基づく新しい支援のスタイルを積極的に取り入れることには、さまざまな点で意義があると思われる（中川・杉原，2019，p20）」とし、次のような点を挙げている。中川・杉原（2019）の挙げた点について要約して記す。第1に、学生・大学院生は、オンラインカウンセリングに対する技術的・心理的なハードルが低く、導入に抵抗が少ないと思われる。

第2に引きこもり状態である、キャンパスで知人に会うことを恐れている、休学して実家で療養しているなどの事情で大学内のカウンセリングルームに来談することが困難な学生にとって有用な手段となる。第3に対面して会話するというコミュニケーションのモードに抵抗感があり、モニターを介しての対話、音声だけの対話、テキストのやり取りによる対話といった対面と異なるコミュニケーションのモードの方に親和性の高い学生が一定数いることである（中川・杉原, 2019, p20）。

現在は、パソコンを一人一台用いる授業を経験している世代であり、また知人とのコミュニケーションもオンラインで行なうことが日常である。学生相談では、オンラインカウンセリングの導入に抵抗が少ない世代を対象としている。

2020年度には、ひきこもり状態やキャンパスに来られないという理由だけでなく、新型コロナウイルス感染症予防のため、大学とは遠い実家にて授業をうけている学生に対してZoom等を利用したカウンセリングを始めた大学もある。

学生相談室におけるオンラインカウンセリングの有用性としては、メールカウンセリングとZoom等を利用したカウンセリングとでは有用性が異なるため、以下にその特徴と有用性をそれぞれ述べることとする。(1) メールカウンセリングの有用性については、中川・杉原(2019)の論文、(2) Zoom等を利用したカウンセリングの有用性については、東畑(2020)の論文による指摘を参考に記す。さらに、オンラインカウンセリングに関連して(3)心の健康教育に関連するコンテンツ提供の有用性を記す。

(1) メールカウンセリングの有用性

中川・杉原(2019)は、ビデオ通話、音声通話、テキストのやり取りの3つの基本モードがある中で、多くの利用者がテキストによる相談を選んだとしている。また、オンライン相談を選んだ理由として、「開室時間があわない」「対面のコミュニケーションが苦手」という理由が上位をしめていたことを報告している。このことから、オンラインカウンセリングが学生のニーズに応える一部分を占めていることを考察した(中川・杉原, 2019, pp.25-27)。

メールには非同時性と情報媒介が文字であるという特徴がある。非同時性の利点として、中川・杉原(2019)は、「生ではない即時性のない遠い感覚が、利用

する学生にとっては、自分のペースを維持しながら相談できる安心感につながった（中川・杉原，2019，p29）」と考察している。自分のペースを維持し、また対面ほどは相手のペースをも乱していない、つまりカウンセラーの時間を対面ほどはとっていない自分だ、という安心感は、メールの「手軽さ」と非同時性によってまさに生み出されると考えられる。情報媒介が文字であることの利点は、書く事が内省を促し、自分自身の状態に気付くための役割を果たすことである。メールカウンセリングは「ちょっと相談したい」のように、自分の心を整理する、励ましを得るなどのために利用するには役立つ。言いかえると、メールカウンセリングは、治療を必要とする以前の心の健康を維持するための早期対処のために大変役立つものである。一方、臨床心理的支援の必要なクライアントには、専門家の早急の判断が必要である。このようなクライアントが、自分の状態を自分で判断するセルフモニタリングを行うことにより、かえって治療が遅れる場合があるので慎重かつ迅速な対応が求められている。

そこで、メールカウンセリングのこのような有用性を生かしつつ、同時に対面カウンセリングの連携や併用などの仕組みを準備しておけば、メールカウンセリングの欠点であるクライアントのセルフモニタリングによる症状の悪化という危険を防ぐことができる。メールカウンセリングと対面カウンセリングの併用は、クライアントの状態の早期発見、早期治療に役立つと考えられる。実際、臨床心理的支援の必要なクライアントが、メールカウンセリングでの相談後、対面カウンセリングに移行している例も報告されている。この場合は、メールカウンセリングというクライアントにとって比較的手軽で安心な印象のカウンセリングからスタートし、対面カウンセリングにつながることができたということである。

（2）Zoom等を利用したカウンセリングの有用性

Zoomを利用したカウンセリングが「やれる」感覚の源泉として東畑（2020）は、情報交換が可能な点と、「プレゼンス」が得られることを挙げている。

情報交換が可能な点については、心理学的な情報についてやりとりすること、すなわち「サイコロジカルトーク」がオンラインでも確かなにされたことを報告している。そこでは、「特に、クライアントのセルフマネジメントを補い、現実検討を助けるようなケースは、オンラインでも十分に機能するように思った（東

畑, 2020, p471)」と述べられている。

「プレゼンス」とは、治療において他者がそこに存在していて、関わりが生じていることについての実感のことである。「プレゼンス」については、対面のときに無意識に実感していた「いて、よかった」という感覚を得るために、映像が役に立つと述べられている（東畑, 2020, pp.472-473）。この「いて、よかった」という感覚は「プレゼンス」の中核にある感覚である。このようにZoom等を利用したカウンセリングでは、メールカウンセリングと比較すると、心理学的な情報のやりとりがクライアントの状態にあわせて行えること、そして、「プレゼンス」を体験できるという点で大変有用であることが考えられる。

Zoom等を利用したカウンセリングでは、以上のように有用性があり、近い将来にはさらに発展していくものと考えられる。しかし、現時点では、課題も指摘されている。

Zoom等を利用したカウンセリングの課題として、東畑（2020）はオンラインカウンセリングの安全さは、人間関係の本質的な危険さを排除してしまうことを挙げている。対面カウンセリングでは、身体的危険にさらされた状況のなかで起こる投影同一化や逆転移を、カウンセリングのための有効な要素として用い、対処法を積み上げて来た。対面カウンセリングの身体的危険をともなう状況は、重要な治療の要素なのである。Zoom等を利用したカウンセリングでは、身体的危険の排除とともに、治療的な要素も排除する場合もあるということである。

さらに、東畑（2002）は、Zoom等を利用したカウンセリングでエナクトメントが起こることについて言及している。Zoomを利用したカウンセリングのエナクトメントとは、Zoom等を利用したカウンセリングの中でコミュニケーションできなかった情報未満の不安や怒り、悲しさが、Zoomの外での行動化を通じてコミュニケーションされることを表している。例えば、Zoomを利用したカウンセリングをしていたのに、Zoom以外の交流手段である手紙やメール、電話などでのクライアントからカウンセラーへのアクセスが増加したり、料金の支払いが遅れたり、最たるものとして面接の中断などが挙げられる。このようなエナクトメントについては、Zoom内で行うことができなかつたやりとりを、もう一度話し合うことにより治療関係のなかに取り込み、治療の進展に寄与させることの可能性が考察されていた（東畑, 2002, p474）。Zoom等を利用したカウンセリングのエナク

トメントという行動化の治療関係への取り込みは、対面カウンセリングが身体的危機を治療的な要素に取り込んできたような過程に似ている。エナクトメントが治療的要素としてカウンセリングに深みとよい影響を与えるものになる可能性があり、そのための探求が求められている。

2020年度には、新型コロナウイルス感染症のためにZoom等を利用したカウンセリングがとりわけ注目されている。心理臨床現場でのカウンセリングにおいてまだ新規であるZoom等を利用したカウンセリングの運用には、さらに多くの実践が積み重ねられ、その利点と欠点を調べ、認識することが求められている。

現在見いだされているZoom等を利用するカウンセリングの欠点は、「低級感覚」によって感知される粘膜炎的なコミュニケーションが不足していること、そのことにより「空気」や「雰囲気」を感知できないことである。また、クライアントにとって満足いくカウンセリングがなされなかった場合、クライアントの気持ちの高ぶり等によりスイッチひとつでZoom等でのつながりを突然切られてしまうなどの特有のエナクトメントが起こることが考えられる。

視覚と聴覚以外の察知が難しい中、カウンセリングの感度をどのようにあげていくのか、またエナクトメントをどのようにカウンセリングに生かし、再帰させていくのかということについてのデータの蓄積と適切な対処が求められている。Zoom等を利用したカウンセリングにおいて、その欠点と思われる部分をいかにカウンセリングに取り込み、利点として用いるかにより、Zoomを利用したカウンセリングがさらに有効なものになることが示唆された。

（3）心の健康教育に関連するコンテンツ提供の有用性

オンラインカウンセリングについて調べる中で、心の健康教育に関連するコンテンツを学生相談室のホームページに掲載することの有用性が考えられた。

私たちは、心身に問題をきたし、心理臨床的な情報を調べる場合、検索エンジンを使って自分の心身の状態について調べることがある。例えば、「自分がうつではないか」という心配から、うつなどの精神疾患について調べることがあるだろう。

そこで、学生相談室のホームページに、心の健康に役立つ情報を掲載するのはどうだろうか。学生が今の自分の心理的状況について知りたいときに、学生相談

室のサイトから自分の心理的状况を調べることができるようにしておけば学生の役に立つのではないだろうか。学生が、検索エンジンのように学生相談室のサイトを利用することにより、必要な時に、学生相談室を利用しやすくなるのではないだろうか。

本学では、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、4月～5月はすべて遠隔授業、6月からは対面授業と遠隔授業が行われていた。筆者は「心理学概説」の講義を担当しており、6月以降もすべての講義を遠隔授業で行なった。「心理学概説」では、「心のセルフケア」というテーマの授業を行っている。その中で、ストレス解消法としての呼吸法、筋弛緩法なども指導する。遠隔授業を進める中で、ストレス解消法やリラクゼーション方法についての質問が多く寄せられた。また、講義「心理学・カウンセリング演習Ⅰ」の「心のセルフケア」の授業後の感想には、「身体を使ったストレスマネジメントや呼吸法など実際に行き、気持ち楽になったことも体感出来て良かったです。」というものがあつた。心理学を学ぶ学生に限らず、Stay Home 期間に心理的に困難を感じた学生は少なくない。学生の心の健康の保持増進のために心の健康教育に関連するコンテンツ提供の有用性が考えられた。

本学においては、「新型コロナウイルス感染症への対策について」というお知らせをホームページ、ポータルサイトから発信し、2020年9月7日現在ver.12に至る。新型コロナウイルス感染症の感染状況の日々の変化に対応し、「感染拡大予防」、「受診・相談のめやす」のような健康に関する指針、「課外活動及び諸行事の開催」「海外から帰国した学生について」「海外渡航について」「学生ボランティアについて」「感染した場合の授業出席について」など学生生活に関する指針をお知らせしている。

他大学の学生相談室のホームページを閲覧すると、まだ数は多くはないが、様々なコンテンツの掲載が行われていた。例えば、一橋大学の学生相談室を例に挙げると、心理学の分野における新型コロナウイルス感染症が私たちに与える影響、非常事態の中で健康な生活を送るための提案がなされている。不安感で気持ちが落ち込んでいないかという問いからスタートする呼びかけ文からはじまり、生活「リズム」を心がけて生活することの重要性、運動の継続、食生活の管理、自分自身のメンタルの把握、ストレスへの対策が簡潔にまとめられている。学生相談

室も利用してみてくださいという呼びかけや大学ホームページを毎日チェックするようにというおすすめ、厚生労働省のホームページを始めとする参考となるウェブサイトの紹介も行われている。

本学でのこれまでの取り組みに加えて、他大学の様々な工夫に学びながら、学生相談室が学生・教職員の心の健康の保持増進のために役立つ事ができるように今後も努力を重ねたい。

4. 本学の学生相談室の実践と今後の課題

本学の学生相談室では、遠隔授業体制において、オンラインカウンセリングの可能性について検討した。個々のケースごとに丁寧にアセスメントした結果、対面授業再開後に対面カウンセリングを再開する運びとなった。

2020年度の遠隔授業体制においてZoom等を利用したカウンセリングは行わなかったが、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や学生のニーズにあわせてオンラインカウンセリングを行うことを視野にいれて、学生にとって安全にオンラインカウンセリングを行うための準備をしておく必要性が考えられた。そこで、本学の学生相談室がオンラインカウンセリングを行う場合の準備として本稿を記した。

今後の本学の学生相談室の発展のために（1）メールカウンセリングを行うためには、これまで蓄積されている事例研究をもとに、メール対応における高度かつ安定的な技術を身につけることの必要性が示唆された。（2）Zoom等を利用したカウンセリングを行うためには、心理臨床的に危険度の低い事例において、サイコロジカルトークなどを中心としたカウンセリングを行い、Zoom等を利用したカウンセリングの可能性を実践しておく必要性が考えられた。今後、オンラインカウンセリングの研究者とともに、議論を重ね、協力して研究を行うことの重要性が示唆された。（3）心の健康教育に関連するコンテンツ提供については、本学では「新型コロナウイルス感染症への対策について」として行われている。これらに加えて、学生相談室では学生相談の視点から心の健康教育に関連する情報発信について検討することの有効性が考えられた。

おわりに

大学相談室におけるオンラインカウンセリングの有用性として、(1) メールカウンセリングの有用性、(2) Zoom等を利用したカウンセリングの有用性、(3) 心の健康教育に関連するコンテンツ提供の有用性について比較分析した。特に、2020年度に注目されているZoom等を利用したカウンセリングの有用性は、情報交換が可能な点と「プレゼンス」が得られることであった。カウンセリングには、カウンセリングがうまくいかなかった原因を究明しその欠点とも思われる部分をカウンセリングの益として用いていった歴史がある。Zoom等を利用したカウンセリングにおいて、欠点と思われる部分をいかに益とすることができるかが、今後のZoom等を利用したカウンセリング発展のための課題である。本学の学生相談室においても、本稿で得た知見を今後の実践に生かしていきたい。

新型コロナウイルス感染症により、「新しいつながりかた」が模索されている。現在与えられたツールを用いて、コミュニケーションできるように、研究、努力を行うことが求められている。オンラインカウンセリングについての考察は、日常の人間関係、家族関係、大学の授業など、すべての土台であるコミュニケーションそのものについて再考する機会を与えてくれるのではないだろうか。

引用・参考文献

- ・岡本悠・松田英子 (2008) 「ビデオチャットカウンセリングの有用性に関する検討—対面カウンセリング及びEメールカウンセリングとの比較—」『メディア教育研究』4 (2)、91-98。
- ・谷田征子・岩藤裕美・青木紀久代 (2013) 「オンラインカウンセリングの可能性」『お茶の水女子大学心理臨床相談センター紀要』15、1-11。
- ・中川純子・杉原保史 (2019) 「学生相談におけるオンラインカウンセリングの可能性—ビデオ通話・音声通話・テキストによる心理相談の試験的導入」『京都大学学生総合支援センター紀要』48、19-32。
- ・中村洸太編 (2017) 『メールカウンセリングの技法と実際—オンラインカウンセリングの現場から』川島書店。
- ・東畑開人 (2020) 「コロナの時代の愛 つながりを再考する」『臨床心理学』118、20 (4) 金剛

出版、469-476。

- ・松田英子・岡本悠（2008）「教育相談におけるオンラインカウンセリングの利用可能性に関する展望」『メディア教育研究』5（2）、111-120。
- ・APA（2020）“Informed consent checklist for telepsychological service”
<https://www.apa.org/practice/programs/dmhi/research-information/informed-consent-checklist>.（2020年9月3日閲覧）
- ・四国学院大学「新型コロナウイルス感染症への対策について（8月22日更新）」
<https://www.sg-u.ac.jp/2020/news/27378>（2020年9月7日閲覧）
- ・日本学生相談学会「【緊急事態宣言】解除後の大学において安全に学生相談を行うために【新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について第5報】」
<https://www.gakuseisodan.com>（2020年9月5日閲覧）
- ・一橋大学「「見えない敵」から身を守れ：新型コロナウイルス感染症拡大期の学生生活マニュアル（学生相談室長 岡本純也准教授）」
<http://www.hit-u.ac.jp/soudan/counseling>（2020年9月5日閲覧）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）危機下における 「キリスト教概論Ⅰ」の遠隔授業体制をめぐって — 神学のおよび教育的対応 —

ネルソン橋本ジョシュア 諒

— 目 次 —

1. はじめに
2. キリスト教教育における受肉と身体ボデイの意味
3. COVID-19感染拡大の影響下におけるキリスト教教育と遠隔授業
4. 振り返りと対応
5. まとめと今後の課題

キーワード：キリスト教教育、遠隔授業、大教室講義

「授業は、依然として、大学制度の中でももっとも可能性を秘めたラディカルな場でありつづけている。⁽¹⁾」

1. はじめに

COVID-19の世界的な大流行（パンデミック）により、私たちの生活は一連の危機に見舞われ、感染拡大防止のための確な対応が迫られている。教育機関も例外なく、学びのあり方から教師と学生の関わり方まで、教育実践のあらゆるレ

NELSON-HASHIMOTO, Joshua Ryo 四国学院大学総合教育研究センター助教、
キリスト教神学・キリスト教教育専攻

ベルでの変化が余儀なくされた。本報告では、COVID-19の影響を受け、2020年度前期開講の「キリスト教概論Ⅰ」の実施要領を中心に報告する。教育体制がかつてないほどの勢いで変貌している—授業のオンライン化による教室での学生および教員の身体性の不在—この転換の時期は、私たちに新たな課題と可能性を投げかけている。本報告は、「キリスト教概論Ⅰ」の教育実践を通して見えてくる「学びの共同体⁽²⁾」における身体性の意義を追求する。

第一に、キリスト教教育のあり方に対する基本的な考えを示し、キリスト教教育者としての教育面での期待目標と神学的な理解について簡潔に説明する。キリスト教信仰の中心に位置付けられる受肉の論理（教理）は、キリスト教教育が教室での身体性をどう捉えているかという点において、重要な考察を提示する。神学的な議論については、カール・バルトの受肉理解、マイラ・リベラやブライアン・バンタムの身体性についての考察に頼ることにする。また、教育者のベル・フックスによる「関与の教育」[engaged pedagogy]と呼ばれる教育パラダイムから、学びにおける身体性の意味についてさらに詳しく検討する。

第二に、COVID-19の感染拡大防止のため「キリスト教概論Ⅰ」の実施方法が非同期型の遠隔授業（オンライン教育）となったことを踏まえて、この変化に伴う様々な課題や妥協点について概説する。eラーニングの実施を可能にしたオンラインプラットフォームである学習管理システム（以下：LMS）の導入による教育面での新たな展開について説明する。具体的には、授業用のデジタル教材の作成を通して、学生がスマートフォン、タブレットやノートパソコンから視聴できる講義動画を提供することができた。また、各授業の予習復習に向けてLMSの機能を使ったオンライン学習環境を整えることで、PDFに変換した授業資料の共有のみならず、リアクションペーパー（コメントシート）やクイズを割り当てることができた。これらの新たな試みをベースにオンラインで行われた大教室講義の経験を評価していきたい。本報告では、特に、学生の参加度や授業に対しての関わり方に注目する。

第三に、オンライン授業が直面した諸問題を考察し、前期の間に迫られた決断をさらに詳しく見ていく。感染拡大防止のための突如な対応と授業体制の変化は混乱、動揺、そして講義運営に対する制限を引き起こしたが、LMSの利用を通して様々な対策が実施された。そういう状況の中で、教員そして多くの学生は、

遠隔授業体制において一定の適応力を示し、新しい関わり方を見出すことができた。困難な状況の中でこそ、新しい可能性を発見し、新たな学び方を想像する一歩は、意味深い創造的な教育に通じていくはずである。

1-1. 「キリスト教概論Ⅰ」について

はじめに、「キリスト教概論Ⅰ」の授業形態を取り上げ、説明する。

「キリスト教概論Ⅰ」は、大学1年生を対象とした科目で、現在は6クラスに分かれているが、6クラスのうち4クラスは筆者が担当している（他の2クラスは、非常勤講師が担当⁽³⁾）。15週間に90分講義を15回行い、「キリスト教概論Ⅰ」を履修した後は、「キリスト教概論Ⅱ」が後期にて開講される。これらを併せた2つの必修科目は大学のキリスト教主義を教育面で具現化しているコースとして位置づけられている。

2020年度春学期には、担当した4つのクラスに合計188名の学生が履修し、2年生以上の受講者はわずか14名であった⁽⁴⁾。普段の状況であれば、「キリスト教概論Ⅰ(3)」を除いて約100名収容可能な教室が使用されてきた。

15週間のこの入門講座では、旧約聖書と新約聖書が扱う神学的、文学的、倫理的、歴史的なテーマを大まかに説明し、7週目以降からは日本におけるキリスト教のルーツを辿りつつ、その関係性の中でみられる宗教的、文化的発展を概説した。本授業の内容は勿論キリスト教を中心としているが、キリスト教信者の受講生がほんの一握りであり、日本のキリスト教信者人口が全体の約1%といわれる現実をよく表している。成績評価については、出席と期末レポートが評価の2大部分を占めている。期末レポートは、全体評価の60%を占める最も重要な課題である。授業出席と参加度は30%で、チャペルへの参加が全体の10%を占める⁽⁵⁾。COVID-19のパンデミックのために、すべての授業がオンラインで行われ、講義の第3週からはLMSが講義形態の主要プラットフォームとして使用された。

2. キリスト教教育における受肉と^{ボディ}身体の意味

はじめに、本報告では、キリスト教教育の観点から教育現場と実践に通底する神学的、教育的思想の潮流を明らかにしていく。キリスト教における〈受肉〉はキリスト教教育を形作る重要な〈事件〉であると主張する。キリスト教教育を根底から支える受肉の論理は、身体性を重視している。言い換えれば、私たちの〈からだ〉は、キリスト教教育にとって中心的な関心事である。受肉の論理は、キリスト教の身体観をどのように形成しているのだろうか。身体性の重要さ、また身体的生の限界を扱うことにする。この問題を追求し、さらには、ベル・フックスの教育実践を検討していくことで、キリスト教教育と受肉の関係性についての議論の再構築を試みる。また、ベル・フックスが打ち出す「関与の教育」に対する理解と、キリスト教教育の受肉的アプローチとの間には、興味深い共通点がある。ベル・フックスの教育的パラダイムはこれから取り上げる身体性の問題に新しい光を当てることができる。⁽⁶⁾ それでは、キリスト教における受肉の論理はキリスト教教育にとってどのような意味をもたらすだろうか。

神が肉体を持つ人間となった（＝身体的生を受けた）というキリスト教信仰は、キリスト教の伝統における中心的な〈事件〉である。この神学的な関心は具体的にはキリスト論を通して探求され、受肉を取り巻く議論として発展した。本報告では、受肉の教理をめぐる歴史的、神学的な展開や論争については深く掘り下げるつもりはない。しかし、からだの復活と聖餐論（ユーカリスト）的な実践を伴う信仰と並行して、受肉の論理だけではなく、キリスト教の伝統全体は身体化されたいのち（身体的生）を色濃く捉えていると言えよう。キリスト教は肉体を離れた霊的、精神的な事柄や存在だけに関心を示しているのではなく、キリスト教信仰は、私たちの身体的生、そして最も重要なこととして神の「人間性」を肯定している—その人間性とは、無力な赤ん坊、また十字架上に決定的に顕現した傷つき、裂かれたからだの露出から確認できる身体性を包含し、非抑圧者と切り離すことができない人間性のことである。その結果、キリスト教信仰と神の啓示は、身体と精神を二項対立的に捉えていない。というのも、キリスト教人間学は、神のケノーシスに関する見解から発展している。⁽⁸⁾ キリスト教思想における神のケノーシス、および受肉の中心性は、私たちの〈からだ〉の重要性を提示する。⁽⁹⁾ したがっ

て、キリスト教教育は身体性をないがしろにはできない。インマヌエルと呼ばれ、「神は我々と共におられる」⁽¹⁰⁾ 受肉の論理は、本報告の目的から見ても、特に教育との関係の中で身体性の意味を捉え直し、新たな神学的枠組みの発展に寄与する。

身体は音声に頼らない〈物語〉を常に語る。そして、これらの〈物語〉は、人種、ジェンダー、障碍の有無等、私たちの身体的生、そしてその表象の理解を形成し、日常生活の現実を決定づける社会構造と不可分に絡み合っている。加えて、私たちの身体的生は神学者マイラ・リベラが指摘するように資本主義的価値観によって動かされている⁽¹¹⁾。したがって、教室での私たちの身体⁽¹¹⁾の存在は、様々な意味と効果を持ち、表象としての機能を持つ。教室で声を上げ始める前に、私たちの身体はコミュニケーションの〈場〉となる。身体と身体が〈出会う〉とき、自己について、また他者について創り出される単純化された〈物語〉を解体する、あるいは逆に助長する場合がある。私たちの身体性に付随する意味についての批判的な眼差しや真剣な考察がなければ、教室におけるインターアクションは偏見を生み出すことになる。そして、教室でのこうした身体との〈出会い〉は、しばしば厄介で複雑なものになることは間違いない。他者に向けられる認識は、決して白紙ではなく、故意的、または無意識の先入観により汚染されているからだ⁽¹²⁾。身体を隠すことができない教室のような物理的空間では、私たち自身の身体がどのように機能しているか—〈からだ〉の政治—に対する批判的な省察と認識が必要となる。この作業への真摯な取り組みは、ベル・フックスが言うような解放的な学習環境を作り出す重要なステップとなる⁽¹³⁾。学びの共同体が今後建設的で批判的な議論を進めていくには、現在と過去における身体をめぐる議論に注目し、あらゆる支配的な構造を暴き、それらを解体していかざるをえないのである。さらに、キリスト教教育は、傷ついたり抑圧された者との連帯を見出し、受肉の論理とイエスの十字架理解を中心とした身体観を発展させることを目指すのである。

ベル・フックスによって探求された「自由の実践」としての教育は、教育者としての在り方とアプローチに重要な〈気付き〉を与える。ブラジルの教育思想家パウロ・フレイレとベトナムの仏僧ティック・ナット・ハンの影響を受けたベル・フックスの「関与の教育」は、教室にて「批判精神とアンガージュマン」を促進し、学生一人ひとりが「授業のダイナミズムに関係して」いること、また「アクティブな参加者」⁽¹⁴⁾であることを前提とする。授業の中で「学生と教師の間に相互

関係〔筆者訳〕⁽¹⁵⁾が構築され、相互の学びが後押しされる教育実践である。フックスは教師として「心とからだの分離」に疑問を投げかけ、「自分と向き合う意欲」、「自分の生を証しする作業」〔self-actualization〕を教育の中心的な実践として取り上げている⁽¹⁶⁾。「自由の実践」である「関与の教育」における教師像とは、教室において「もっとも傷つきやすい存在になること、心とからだと魂の全体をさらす存在として、学生たちの前に立つことを求められる」とフックスは言う⁽¹⁷⁾。そして、その姿勢は教師だけではなく、学生にも求められる。フックスが述べるように「関与の教育は教室において、全体性〔wholeness〕を受け入れ、学生が完全に心を開くことができる、正直になれる場である〔筆者訳〕⁽¹⁸⁾」。「関与の教育」では、キリスト教の受肉の論理と同様に、エンボディメント（身体化）がその思想の中核に置かれている。ベル・フックスが呼ぶ「関与の教育」の理解を深めていくにつれ、教室に参加する意味の再検討を開始することができる。このオルタナティブな教育アプローチが与える鋭い洞察から、授業の在り方に関わる私たちの身体性の意味と機能についての健全な議論が促進される。フックスの教育実践とキリスト教の受肉論理は、キリスト教教育の新たな発展に役立つことになるであろう。

COVID-19のアウトブレイクの発生時に多くの対策が取られた。その一つの必然的な結果ともいえるべきものは、教室における身体性の損失である。私たちは教室で互いを視ることも、聴くことも、においを嗅ぐことも、触れることもできなくなった。非身体的な学びの場は、この意味でキリスト教教育の〈質〉を大きく揺さぶった。〈智〉の探求は知性と精神といった〈不可視性〉に限らない--身体性や体感とも深く結びつくのである。これまでの議論に忠実であるならば、COVID-19の感染症蔓延期は、学びの共同体が目指す教育を大きく妨げたことになるだろう。本報告ではこの後、この数ヶ月間を通して展開した非同期型の遠隔授業についての分析と見解を述べる。また同時に、この公衆衛生危機の中から教育実践における新たな可能性を模索していきたい。

3. COVID-19感染拡大の影響下におけるキリスト教教育と遠隔授業

2020年度春学期開講の「キリスト教概論 I」が、COVID-19が感染拡大していく中でどのように実施されたかについて、その展開の内容を紹介する。担当した4クラスに注目する。既に、大教室講義の実施については授業運営と学習面において大変な努力を要するが、授業開始からオンラインプラットフォームへの移行も、授業の実施方法に予想外の変化をもたらした。最も注目すべき点は、第3週目からLMSが導入されたことである。実践的およびテクニカルな面での変化を以下の表とともに確認していき、eラーニングの課題と特徴を説明していく。

本授業の運営については、初期段階から実践的、またテクニカルな変化があったが、本報告では、第3週目からのLMS活動に焦点を当てていく。授業開始日は1週間延期され、安全面を考慮して4月中旬から遠隔授業としてスタートした。LMSがキャンパスネットワークに設置される前の最初の2週間は、Googleフォームと本社が提供するYouTubeを活用し、インターネットを通じて課題を出し、授業資料を共有した。いわゆる、オンデマンド型の授業形態を駆使しながら、授業を展開した。オンライン授業に移行した結果、各週の講義運営が簡素化され、週の初めに各授業の内容を一度に提供することが可能となった。その結果、映像授業の準備と作成には手間がかかるが、同じ内容の講義を週に4回行う必要がなくなり、講義の実施については教員側の負担は若干軽減されたとも言える。

第3週目から本格的にLMSの活用を開始し、残りの週ではLMSを利用した基本的な遠隔授業体制を維持した。その基本的な遠隔授業体制の実態について詳しく説明していく。まず、各講義用の講義映像を作成し、映像を視聴できるURLとPDF化したパワーポイントのファイルに併せて、講義内容を補足するリーディング課題のPDFをLMSにアップロードした。講義映像はYouTubeを通じて「unlisted」（非掲載）オプションとして設定し、限定公開の映像へのURLを持つ受講生は授業時間以外でもいつでも映像を視聴することが可能となった。受講生は映像ファイルをダウンロードする必要がないため、インターネット環境が整っていれば、スマートフォンやノートパソコンなどでいつでも視聴することができる。各講義映像時間は20～40分の長さで、一つの講義につき第二部（パート2）や第

三部（パート3）を加え、場合によっては3部制の映像を作成し、提供した。また、LMSの機能を利用し、課題を作成し、毎週割り当てた。課題の形式としては、記述問題、複数選択問題や○×問題を受講生に表示した。出席確認は毎週行い、受講生がこれらの課題をオンラインで提出することで出席、また授業への参加とみなした。

オンライン課題に対しての取り組みについて詳しく見ていきたい。表(1)は、課題が未提出、未完了の学生数を示したものである。この表はLMS上の課題に対して無反応であった受講生数を表すものであり、課題を途中までやったとしてもこの表には反映されていない。また、多くの無反応であった学生は繰り返しオンライン課題に取り組みなかったため、無反応のリピーターが多くいたことも指摘しなければいけない。表(1)が示すように、未提出者数は全体の割合の3分の1未満、時には2割を下回る結果となっている。LMSを介して課題や講義内容に応じて毎週授業に参加した学生は過半数を占めている。しかし、クラス別では、「キリスト教概論 I (2)」と「キリスト教概論 I (3)」については、未提出者数が比較的多いことが分かる。このデータは、LMSやインターネット全般の利用に対する学生の対応の仕方を一部示していて、受講生から受けた質問や相談の内容を確認していく必要がある。例えば、大学側が実施した「2020年度前期授業改善アンケート調査」によれば、「キリスト教概論 I (1)」の受講生でLMSへのログイン方法に問題があったというコメントがあった。このように、テクニカルな面の問題が、今学期の授業参加に影響を及ぼしたとも言えるが、授業参加については例年のように対面授業であっても欠席する学生がいるので、オンラインの問題として簡単に片付けることはできない。平均では大体8割の学生が授業内容に反応を示したということは、オンラインの取り組みが大きな障害となったとは言えない。8割近くの学生は深刻な問題なくLMSを通じて課題を提出できた。

表(2)は、YouTube上の講義映像の視聴回数を示している。表(2)の視聴回数は、映像を一部しか視聴していない可能性やURLを持つ非受講生の視聴は反映されていない。このデータは実際に講義を視聴している受講生の数とは多少の差異はあるが、受講生のオンライン教材への取り組みについての情報を大まかに表示している。総合的に見ていくと、大半の学生は少なくとも講義映像の第一部（パート1）を視聴しているが、パート2やパート3については視聴回数が減少傾向にあ

る。多くの学生は講義全体を視聴していないということである。第8週目、第11週目、第13週目、第14週目、第15週目については、視聴回数が授業履修者の総数を下回っている。視聴回数を増やしていく工夫が必要ではあるが、講義の映像化がすべてディメリットに終わったわけではない。前述のとおり、講義の映像化は、教師側としては業務の負担軽減につながっている。また、講義映像のもう一つの利点は、受講生が好きな時に視聴できること（オンデマンド型）、そして集中力を維持するために回数を分けて観ることさえもできるということである。最大のメリットは、例えば、大学側が提供したアンケート調査に記されていた学生のコメントに表れている。そのコメント内容とは、講義のわからない部分については映像を止めて、時間をかけて学習ができたというものである。このように、講義映像は内容の理解と消化に時間を必要とする受講生には有益な手段であるとも言

表1 LMS無反応 学生数

	キリスト教概論 I(1)	キリスト教概論 I(2)	キリスト教概論 I(3)	キリスト教概論 I(5)	全体に対する未提出者数の割合
第3回	4	30	1	11	24%
第4回	5	24	2	11	22%
第5回	3	22	2	9	19%
第6回	4	22	4	10	21%
第7回	6	20	3	8	20%
第8回	4	20	4	10	20%
第9回	5	17	4	8	18%
第10回	6	14	3	8	16%
第11回	4	18	3	7	17%
第12回	5	19	4	9	20%
第13回	6	20	3	11	21%
第14回	6	30	4	10	27%
第15回	6	26	4	12	26%
期末レポート	5	17	3	6	16%

える。映像はまた、学習方法への柔軟性を高め、90分間といった限られた授業時間の枠内に受講生を縛らない効果がある。

表2 映像授業の視聴回数

	パート1	パート2	パート3
第1回	526	279	無
第2回	316	186	無
第3回	390	248	281
第4回	208	165	無
第5回	257	207	無
第6回	215	150	無
第7回	286	178	無
第8回	172	102	無
第9回	ドキュメンタリー映画を視聴		
第10回	241	196	無
第11回	153	152	無
第12回	239	183	無
第13回	143	105	無
第14回	93	無	無
第15回	77	65	無

一部の受講生にとっては、LMSの活用と遠隔授業体制は過度な負担を負わせることになったが、オンライン上の授業内容への取り組みの質については感心するケースも多くあった。特に、作文型記述問題に対する解答の中には期待以上のものがあり、全体的に見て、例年に比べて授業内容への関わり方が深まった受講生が多くいたように見受けられた。例年の授業では、授業時間に出席簿を回し、またはコメントシートの記入を通して、出席状況を記録していた。しかし、授業時間に限らないかたちで、課題をオンラインで提供することで、意見交換や自分の考えをより上手く表現できた受講生が多くいた。

今日の大学生達はデジタル時代に生まれ、周りにインターネットやスマートフォンがある環境に育ったことがこの遠隔授業中の取り組みに影響を与えたように考えられる。テクノロジーに精通していなくても、あるいはノートパソコンを個人的に所有していなくても、オンライン上のコミュニケーションが〈普通〉になった今、授業内容に対するコメントなどをオンラインですることは、多くの受講生にとっては利点であったに違いない。総務省の調査によれば、10代後半から20代前半のインターネット利用者の割合、スマートフォンを通してインターネットへ

接続している割合は、両者とも90%以上であり、20代のスマートフォンの個人保有率は90%を上回る⁽¹⁹⁾。この調査や、またこの数ヶ月のオンライン教育からも確認できるように、今日において意味を持つ教育的手法として、学びのプロセスにおいてスマートフォンや他のテクノロジーの使用は不可欠である。今日のテクノロジーを創造的に革新し、教育プロセスに取り入れることは、COVID-19の大流行後も、学びのコミュニティに関わるすべての人にとって、喫緊な課題である。

4. 振り返りと対応

前半で述べたキリスト教教育に関する基本的な見解を踏まえ、以下ではCOVID-19危機下における教育実践について振り返りたい。COVID-19の感染拡大の困難の中で示した神学的、教育的な対応について述べる。一方で、教室における身体性の欠如は一定の便利さと効果をもたらすが、キリスト教教育に誠実に従事する場合、学びの共同体の「オンライン化」に伴う課題とジレンマと向き合わなければならない。COVID-19パンデミックが引き起こした遠隔授業体制の全体像を描くことはできないが、2020年度春学期開講の「キリスト教概論Ⅰ」の実施を振り返り、神学的、教育的な対応の一部を紹介していきたい。

LMSを介してのオンライン授業の帰結の一つは、教室での身体不在であり、それは学びの共同体が互いにコミュニケーションをとるための基本的な手段が失われたことを意味する。互いに向けられる〈まなざし〉が一部損なわれたのだ。これには、文字通り、互いの表情を読み取ることができない事態を含む。オンライン上で有意義なつながりを持つことは勿論可能ではあるが、講義の教材をオンラインで提供し、また対面での交流がなくなることは、例年と比べて、学びの共同体を構成する教師と学生の相互関係や意見交換の手段に大きな変化をもたらすことでもあった。LMSは、コミュニケーションにおいて新しい方法を提供し、一部の学生は授業内容に参加したりするためにこれらの機能を上手く使いこなすことができた。また、前述したように、スマートフォンの普及により、既に電子メールをはじめとするオンラインコミュニケーションが従来型のコミュニケーション手段となっていることもあり、電子メールを通して、多くの学生が教員に対して質問をしたり、メッセージを送ったりすることをためらわなかった。しかし、

オンラインでコミュニケーションをとる方法に共通する重要なポイントとは、身体性の不在の中で授業についてのやり取りが行われたことである。

危機の最中に置かれた学びの共同体として、まず内省的に、教室にて身体性が取り除かれる過程で私たちは何を失っているのかを自問しなければならない。もし私たちが互いの関わり方における変化の程度を気にすることがなければ、教室での身体性の存在が果たす役割を損なうことになる。実際、私たちは、身体性の不在とオンラインコミュニケーションが関係の構築の理想的な形であると考えるのであれば、結果として自分自身を欺くことになる⁽²⁰⁾。神学的にも教育学的にも、本報告の根本的な主張は、教室において身体は重要だということであった。もちろんこの点は身体的生が有限の存在にもたらず、問題（バイアスや先入観等）とその複雑な相互作用を無視するものではない。

これまでの説明で示した表と見解の一部からも確認できる通り、授業に対する一定のレベルの参加が認められた。しかし、COVID-19の感染拡大を防止するために、オンラインプラットフォーム上で授業が実施されたことは、学びの共同体として、授業内容への取り組み方や互いとの関わり方、また学びのあり方について大きな変化をもたらすこととなった。授業のあり方、また教師と学生との関係性を制限する大教室講義として既に多くの課題を抱えているが、遠隔授業の実施は、教室における身体性の神学的、教育的意味をより一層批判的に議論していく必要性を孕んでいる。なぜなら、大人数クラスであっても、学びの共同体において身体性の不在は、教育のあり方を根本的に変容させる結果をもたらすからである。

5. まとめと今後の課題

COVID-19の感染拡大のリスクを下げるために、2020年度春学期開講の「キリスト教概論Ⅰ」はオンラインプラットフォームに移行する決断は避けられなかった。LMSの活用を通して、講義資料の共有、そして学生と教員の関わり方を管理する教室空間に代わるデジタル空間が開設された。本報告の前半では、受肉の論理と身体性、また「関与の教育」の関係性に基づいた、神学および教育的アプローチを使った、健全な解釈的枠組みの基礎の構築を試みた。次に、LMSなどのオンライン機能を使用した授業の実施方法についての説明を提示した。授業

に対する学生の参加とオンライン学習環境への適応に注目した。この異例な授業形態に対応して、前期の経験を踏まえた振り返りを行なった。キリスト教教育者として、教室から身体が完全に切り除かれることは理想的ではない。また、学びの共同体としては、学びのプロセスの中で、身体と身体との〈触れ合い〉が失われるという課題に今後もより一層向き合っていく必要がある。教室の内外を問わず、私たちの身体性は重要な問題であり続けることになるだろう。

最後に、eラーニングと大教室講義の課題、また受肉の論理を中心としたキリスト教教育にまつわる議論を前進させていくために、いくつかの指摘を行う。まず、本報告では教室における身体の意味をいくらか探求したが、学びの共同体として、批判的な視点で、教室といった物理的空間において身体がどのように管理されているかという問題に注目したい。例えば、特に大教室講義では、学生が教壇に向けて座る構図自体が、慣れ親しんだ学生と教員の力関係を強化し、学生と教員の間に優劣性を生み出している。アクティブ・ラーニングや「関与の教育」の実践を展開するには、従来の教室デザインにとどまてはいけなない。この意味でeラーニングは、身体が伝統的な様式で縛られない、教室の外にあるため、創造的な可能性を提示することができる。

COVID-19のパンデミックの影響は、今後何年も続くことになる。この深刻な状況を通して学びの共同体が批判的な立場からさまざまな教育の実践を行う中で、ある本質的な問題に触れることになる。学びのプロセスで身体性が覆い隠されても、完全な〈参加〉や〈関わり〉は可能だろうか？この問いは、私たちの身体的生を取り巻く限界や諸問題、また可能性を深く認識させるために、学びの共同体を育成し、新たな認識へと目覚めさせるであろう。キリスト教教育が目指す学びの共同体のインテグリティは、創造的・持続的な思考力、より深い関与、また解放的な教育の実践へのコミットメントにある。このパンデミックの中で、私たちの健康と安全を確保していくために、授業のあり方と進め方に今後も多くの不確実性がきつと突きつけられる。しかし、受肉の論理や「関与の教育」についての議論を呼び起こすことは、私たちの教育にこのような拡大した変化があっても、解放的な教育の実践に近づかせてくれるであろう。教室は決して固定された不変の場ではない。この危機的な状況では、誰もがより自覚的になり、学びの体験に批判的に取り組むことが大切である。オンラインの大教室講義とキリスト教

教育の折り合いの中で、この続く学びの経験から新たな課題や可能性が生じ、これらの議論が今後も発展し深まっていくことになるだろう。

注

- (1) ベル・フックス (2006) 『とびこえよ、その囲い--自由の実践としてのフェミニズム教育』新水社、15頁。
- (2) 同上、11頁。
- (3) 本報告は担当する授業に限る。科目名と単位数は変わらないが、授業の内容や形式は担当者の判断によるものである。
- (4) キリスト教概論 I (1)=37名、キリスト教概論 I (2)=86名、キリスト教概論 I (3)=6名、キリスト教概論 I (5)=59名。
- (5) COVID-19の感染拡大対策としてチャペルは6月中のみ実施された。したがって、前期の評価については、チャペルの参加は含まれていない。代わりに、LMSでの課題の提出を出席と参加とみなし、全体の成績に反映させた。
- (6) 本報告ではベル・フックスの教育の方法論と実践をキリスト教化しようとすることを目的としていない。
- (7) カール・バルトは神の人間性について次のことを述べている。「神が真に神であり給うために、神は人間性を排除する必要はなく、非人間性も反人間性も必要ではない。しかし我々はさらにそれ以上のことを見かつ確認することが許されており、またそうせねばならないのであって、神の神性はむしろ人間性をその内に包含しているのである。」カール・バルト著 (1997) 『第3巻教義学論集 (下) (カール・バルト著作集3)』新教出版社、362頁を参照せよ。
- (8) キリスト教人間学の出発点はケノーシスだけではない。筆者のキリスト教人間学の理解を深めた代表的な文献は次のとおりである。Brian Bantum, *Redeeming Mulatto: A Theology of Race and Christian Hybridity* (Waco: Baylor University Press, 2010). Dwight N. Hopkins, *Being Human: Race, Culture, and Religion* (Minneapolis: Fortress Press, 2005). Kelly Brown Douglas, *Stand your Ground: Black Bodies and the Justice of God* (Maryknoll: Orbis Books, 2015). M. Shawn Copeland, *Enfleshing Freedom: Body, Race, and Being* (Minneapolis: Fortress Press, 2010).
- (9) 「イエスの誕生、神がこの世に入った方法は、私たちの身体が重要であることを宣言する。

- [筆者訳] Brian Bantum, *The Death of Race: Building a New Christianity in a Racial World* (Minneapolis: Fortress Press, 2016), 73.
- (10) マタイによる福音書1章23節、新共同訳聖書。
- (11) 「メディア、ファッション、フィットネス、化粧品など、多くの産業を通じて働き、理想的で望ましい身体を構築する… [筆者訳]」 Mayra Rivera, *Poetics of the Flesh* (Durham: Duke University Press, 2015), 95.
- (12) 「私たちがお互いの身体を知る方法は、社会がある身体を評価し、他の身体を評価していないことと関係している。メディア、地域社会、教育も、これらすべてが人種主義の世界に引き込むプロセスと関わっている。[筆者訳]」 Brian Bantum, *The Death of Race*, 9.
- (13) 〈いま〉だけに始まった問題ではない。歴史の展開から身体的生とその表象の形成を検討していく必要がある。キリスト教の歴史を一目見ただけで、悲劇的な物語が浮上する。例えば、キリスト教において、帝国主義と白人至上主義によって翻弄された物語や表象は、ある身体的生を優先させ、その過程で〈有色人種〉を抑圧してきた。特定な身体的特徴を名指し、ある集団を支配するという極めて残虐な政策にキリスト教が関与したという認めがたい事実が突きつけられる。キリスト教と〈人種〉の形成との関係性については、Willie James Jennings, *The Christian Imagination: Theology and The Origins of Race* (New Haven: Yale University Press, 2010)を参照せよ。
- (14) ベル・フックス (2006) 『とびこえよ、その囲い--自由の実践としてのフェミニズム教育』新水社、11、20頁。そして、bell hooks, *Teaching Critical Thinking: Practical Wisdom* (New York: Routledge, 2010), 21を参照せよ。
- (15) hooks, *Teaching Critical Thinking*, 19.
- (16) ベル・フックス (2006) 『とびこえよ、その囲い--自由の実践としてのフェミニズム教育』新水社、24-25頁。
- (17) 同上、28頁。
- (18) hooks, *Teaching Critical Thinking*, 21.
- (19) 総務省 (2018) 『第1部 特集 人口減少時代のICTによる持続的成長』 (<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/html/nd142110.html> 最終閲覧日：2020年8月24日)
- (20) ある対談で、ベル・フックスが指摘したことに注目したい。「教師は情報を教えていればよい、からだごと切れた、ただの情報を教えていればよいと、私たちは信じ込まされている。とこ

ろが教室のバイアスに批判的であろうとする人たちは、歴史性を帯びた主観としての自分自身を語ろうとすると、どうしたってからだの問題にたち帰っていくはず。わたしたちは、誰もがそれぞれの歴史を背負った主観的存在なのよ。権力をもつ者が指先ひとつで教室をとりしきって、ある人たちの主観を否定してある人たちのそれを許容するという昔ながらのやり方、そういうやり方を脱構築するためには、わたしたちは、どうしても支配の歴史を体現した自分のからだのありようにたち帰って行かなければならない。わたしたちが自らの主観性と有限性・立場性を直視することは、支配の文化が求めてやまないあの物象化を突き崩すことなのよ。」ベル・フックス (2006)『とびこえよ、その囲い-自由の実践としてのフェミニズム教育』新水社、162-163頁を参照せよ。

- (21)「自由の教育をめざすなら、一般に考えられている教育の観念に揺さぶりをかけて、それを変えていかなければならないと思うの。」ベル・フックス (2006)『とびこえよ、その囲い-自由の実践としてのフェミニズム教育』新水社、168頁を参照せよ。

参考文献

- ・ Barth, Karl. *The Humanity of God*. Louisville: Westminster John Knox Press, 1996. (＝寺園喜基訳 (1997)『第3巻 教義学論集〈下〉(カール・バルト著作集3)』新教出版社。)
- ・ Bantum, Brian. *The Death of Race: Building a New Christianity in a Racial World*. Minneapolis: Fortress Press, 2016.
- ・ --- *Redeeming Mulatto: A Theology of Race and Christian Hybridity*. Waco: Baylor University Press, 2010.
- ・ Copeland, M. Shawn. *Enfleshing Freedom: Body, Race, and Being*. Minneapolis: Fortress Press, 2010.
- ・ Douglas, Kelly Brown. *Stand your Ground: Black Bodies and the Justice of God*. Maryknoll: Orbis Books, 2015.
- ・ hooks, bell. *Teaching to Transgress: Education as the Practice of Freedom*. New York: Routledge, 1994. (＝里美実・朴和美・堀田碧・吉原令子訳 (2006)『とびこえよ、その囲い-自由の実践としてのフェミニズム教育』新水社)。
- ・ --- *Teaching Critical Thinking: Practical Wisdom*, New York: Routledge, 2010.
- ・ Hopkins, Dwight N. *Being Human: Race, Culture, and Religion*. Minneapolis:

Fortress Press, 2005.

- ・ Jennings, Willie James. *The Christian Imagination: Theology and The Origins of Race*. New Haven: Yale University Press, 2010.
- ・ Rivera, Mayra. *Poetics of the Flesh*. Durham: Duke University Press, 2015.
- ・ 総務省（2018）『第1部 特集 人口減少時代のICTによる持続的成長』（<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/html/nd142110.html> 最終閲覧日：2020年8月24日）。

緊急事態の遠隔授業体制下での教育実践（語学系）

太田 眞理

— 目 次 —

1. はじめに
2. 実際の教育実践
3. おわりに（今後に向けて）

キーワード：遠隔授業 英語 コミュニケーション

1. はじめに

中国の武漢に端を発した新型コロナウイルス感染症が日本全国に拡大を続ける中、4月14日に香川県は独自の緊急事態宣言を発令する。政府は4月16日に全国の都道府県に対して緊急事態宣言を拡大した。これを受けて本学では2週間の体調管理期間を設けた後、4月20日に授業を開始し、5月31日まではすべての授業を遠隔授業で実施することとした。

その後、感染拡大が一時的に終息に向かうかに見えた5月21日に、近畿3府県での緊急事態宣言が解除される。香川県も、「感染観察都道府県」に該当することになり、文科省が制定した『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル』による〈レベル1〉、すなわち、教育活動を「十分な感染対策を行った上で、実施」するというカテゴリーに入った。このような香川県の状況を踏まえて、6月1日から一部の対面授業を開始することになった。すなわち、

OTA, Mari 四国学院大学総合教育研究センター教授、英文学専攻

履修者が100名を超える授業は遠隔授業を継続し、100名未満～50名以上の授業は、個別に授業内容を勘案して遠隔授業を継続するか対面授業を開始するか、両方を併用するかを決定する。また、履修者が50名未満の授業は、原則的に対面授業で行うこととなった。さらに、学習の利便性を勘案して、対面授業を開始した授業においても授業の必要に応じて遠隔授業方式（学内ポータルサイトや学内LMSなど）を積極的に活用することが学生と教員に求められた。

このような本学の要請を受けて、前学期における筆者の担当する授業は、4月20日より全面的に遠隔授業、いわゆるリモート授業を採用した。とはいえ、全面的な遠隔授業など、今まで経験もなく、すべてが手探り状態で行われることとなった。遠隔授業を行うために、適切と思われるさまざまな方法の中から筆者や学生が容易に操作可能なツールを選び、試行錯誤を繰り返しながらもこれに取り組み、なんとか前年まで行ってきた対面授業とくらべて講義内容の質的低下が起きないように努力した。以下はその教育実践の報告である。

4月20日に公開された末吉学長のメッセージ「緊急事態宣言に対する四国学院大学の対応と方針」には次のように述べられている。

遠隔授業は、もともと人と人との出会いを、単なる情報交換に留めることなく、精神と身体の全体性のもとに捉えようとする本学の建学の精神からすれば、異なった形であることは、否めません。しかし、デジタル・ネイティブである多くの皆さんにとっては、あらたなネット社会の可能性をさぐるチャンスとなるかもしれません。

そして、「しばらくは、遠隔授業を通じて、思索と感性の錬磨に励まれることを切望いたします。」と言う言葉でメッセージが締めくくられている。

遠隔授業がはたして対面授業の代替策となりえたのか、それともオンラインでの授業が単なる対面授業の代替案であることに留まることなく、独自の有効な教授方法となる可能性はあったのか、使用したオンライン授業用ツールや遠隔授業方式（学内ポータルサイトや学内LMSなど）は学生や教員にとって有効に機能したのか、果たして学生たちは「遠隔授業を通じて、思索と感性の錬磨に励む」ことができたのかを実際の遠隔授業体制下での教育実践の報告によって検証する。

2. 実際の教育実践

本学における緊急事態の遠隔授業体制下での実際の教育実践（語学系）は次のようなものとなった。前学期における筆者の担当する授業は「教養教育カリキュラム」外国語科目より1コース週2回と「英語メジャー」専攻科目より3コース各週1回および卒業研究プロジェクト週1回の計5コース週6回である。オンライン授業ではすべての授業でZoomを使った同時双方向型授業とした。Zoomでのリアルタイム授業を補助するものとして学内ポータルサイト、Gmail、LINE等を使用し、ZoomセッションのID、パスワード、リンクを一斉配信するとともに、メール添付によりテキスト、プリント、授業資料となるWebサイトのリンク等を配信した。課題に対する筆者からのフィードバックや学生からの質問や意見などもGmailを通じてやり取りした。6月1日から本学の要請に応じて、全てのコース（卒業研究プロジェクト以外）を対面授業に移行するまでの約6週間、適宜必要と思われる資料やツールを採用して、前年まで実施していた対面授業と遜色なく学ぶことができるように工夫したつもりである。以下はその教育実践の報告である。

○英語Ⅰ（2）（1年生、週2回）履修者20名

この講義は1年生を対象にしており、中高で身につけた英語の基礎知識を土台として、実際に英語でコミュニケーションを実践する授業である。クラス内では原則英語のみの使用が要求され、テキスト、ワーク、提出物も全て英語である。

30回の講義のうち、はじめの12回がZoomによる遠隔授業となった。教師も学生も初めてのZoom体験となったが、初回からほぼ全員が参加でき、幸いにも数回で対面授業とあまり変わらない授業内容がこなせるようになった。はじめは顔を出すのを恥ずかしがり、英語が口から出せない学生も三分の一ほど見受けられたが、すぐにグループワークにも取り組めるようになる。13回目からは対面授業となるが、座席はコロナ感染後の追跡調査用に学校側が予め決めた座席表に基づき固定された。左右では間に空席を設け、前後にも空席を設けたため、前から見るとジグザグ模様である。教室内の授業中における学生の移動は禁止された。対面式授業に移行してからも、Zoomで顔馴染みとなっていたため、違和感なく

授業がすすめられた。ただし、座席が指定され身動きがとれなかったため、対面授業でのペアワークやグループワークでのメンバーが固定され、変化や面白みに欠けたものとなった。

この科目では、英語が得意な学生だけでなく、苦手意識があつてなかなか学習効果の上まらない学生にも、英語学習に興味と熱意を持ってもらえるように工夫している。そのために、学生との密なコミュニケーションは必須である。授業ではゲーム感覚で楽しみながら繰り返し練習できるアクティビティを多く実施している。また、ペアワーク、グループワークを通して、能動的に英語を使う機会を多くしている。さらに、身振り手振りを入れたチャントや歌で、よく使う表現や覚えにくい単語を楽しく学習する工夫をしている。このように、歌、ゲーム、クイズなど、楽しみながら身につくアクティビティを多く活用する授業であるため、遠隔授業においてこれらのアクティビティをいかに実践するかが課題となった。

このコースは4名の英語ネイティブの教師と3名の日本人教師が担当し、二つのレベルに分け、二種類のテキストを使用した。4名のネイティブの教師のうち、2020年度は3名の新人講師を迎えることになり、教師間で相談のうえ、Zoomを使って同時双方型のレッスンを実施することを決定する。担当教員全員Zoomを使うのははじめてであったため、教員同士でZoomによる会議を重ね、いろいろなファンクションを試してみる。例えば、パソコンとスマートフォンでの違い、あるいは個々のWi-Fi環境などの様々な状態を実際に体験して検証した。筆者は四国学院で過去20年間このコースを担当してきたが、これほど教員同士が密に情報を交換したことはまだかつてなかった。直面する問題を協力し合って取り組むことで人間関係も密になり、困ったときにお互いに助け合う下地ができた。

新入生対象のコースであり、学生がZoomにアクセスできるように、招待のリンクやID、パスワードの周知が第一の関門であった。Zoomにはパソコンで参加することを原則とした。スマートフォンでは使えるZoomの機能も限られてくることと、将来を見据えて学生にパソコンのキーボードでのタイプを習得させるためである。またマスクを着用したままの参加は減点の対象となることとした。実際には学生が顔を出してZoomセッションに参加することにほとんど抵抗が無かったのは驚きであった。ただし、外出制限によってパソコン及び周辺アクセサリが購入できない学生、あるいはインターネット回線の契約後の設置を待たされた

学生も数名いたため、その間はスマートフォンによる参加も許可した。

外国語、特に英語圏の国々ではパソコンのワープロソフトを使ったレポートの提出は大学では常識であり、社会でもWordやExcelが使えることは絶対必要条件となっている。またインターネットのサイトを使った教材、デジタルテキストの普及がすすんでいる。音声ダウンロードするテキストも多い。本校が採用している共通のテキストも、音声やビデオのダウンロード、ネット上での復習ドリルなどが含まれているが、昨年まではほとんどの学生が使えていなかった。本年は全員に音声のダウンロードを義務付け、聞き取りを前提とした宿題を課題とした。

○英語のことばと文化（3年生、4年生 週1回）履修者17名

この講義では、英語圏の国々（本年度はイギリス）の現在の社会背景をもとに、ことばと文化の特徴を短くまとめた英文のエッセイを読み、日本文化との違いや、歴史的な変遷や、最近の急激な変化や問題点を簡単な英語でディスカッションした。

15回の講義のうち、はじめの6回がZoomによる遠隔授業となる。ほぼ全ての説明を英語で行い、学生の提出物も英語で行っている。不明な点があれば、放課後、あるいはE-mailなどで対応している。

筆者は前述の英語 I を含め、全てのコースにおける履修生への連絡は以前から本学で使われていたポータルサイトを使ってメールで一斉送信したが、毎回の夥しい数となる提出物や配布物に関しては、汎用性があり使い勝手の良いGmailを使うことにした。しかし実際のところGmailに精通しているとはいえなかった。以前にGmailを使ったときには、それぞれのクラスに違うアカウントを作ったが、作ったアカウントは使用しなくても永遠に残ってしまうため、今回は一つのアカウントを使い、ラベリングという機能を使って、クラス毎に自動仕分けできる方法を採用した。基本のアカウント名と@の間に決まった文字を挿入する方式である。

○○○○○○+△△△△△@gmail.com

○の部分が基本のIDで、+と△の部分がラベリングに使われる部分となる。例えば筆者はs=四国学院大学、20=2020年、a=前期、m=月曜、2=2限目、とした。

○○○○○+s20am2@gmail.com

これは、《四国学院大学2020年前期月曜2限目》の授業のアドレスを意味する。毎週数百通の添付ファイル付きのe-mailを受け取る筆者にとって、この機能は非常に助かった。LMSに精通しておれば、これ以上に便利だったかもしれないが、緊急事態の対処としては自分のもっているスキルと汎用性のあるツールを最大限に活かせたと考えている。ただし、スレッドになって隠れていた受信メールを見落とし、催促のメールを出して、学生から苦情を受けたこともある。はじめの一週間ほどは、学生も筆者も慣れるのに苦労したが、これは致し方がなかった。

○英語読解術入門（2年生、3年生、週1回）履修者23名

この講義では、英語を翻訳するように精読するのではなく、書かれた語順通りに前から後ろに読んで理解する訓練を行うことにより、英語を英語の語順のまま理解するスキルを身につけることを目的とする。ネイティブがそうしているように英語を英語のまま読んで理解するには、学生個々のレベルに応じた、また先を読みたいと思わせる内容の本を選ぶ必要があると考えた。ほぼすべての説明、毎週のリーディングレポート、プレゼンテーション、ディスカッションを英語で実施している。事前にメール添付でリーディングレポートを提出してもらい、大きな間違いを指摘してからプレゼンテーションに臨むように指示している。また、クラスメートのプレゼンテーションへの短い感想も全員に書いて提出させることにより、注意深く他者の発言を聴くと同時に、自分のプレゼンテーションを客観的に評価して改善するヒントになればと考えている。

15回の講義のうち、はじめの6回がZoomによる遠隔授業となる。リーディングのクラスでは、遠隔授業になったためにe-bookを使うことを余儀なくされた。通常であれば、同じレベルのものを十数冊ずつ用意した10段階程度の本の中から一冊を毎週学生に選ばせ、次の授業時に理解度を試すクイズをして自己採点してから、宿題として書いてきたリーディングレポートを全員の前でプレゼンテーションし、他の学生がそれに対する短いコメントを書く。クイズ用紙、リーディングレポート、他の学生へのコメントの三枚のシートをクリアファイルに毎週足していき、次の週に読む新しい本を選ぶ。これらの一連のアクティビティが通常の手順と考えていた。幸いなことにオックスフォード社がOxford Learner's B

ookshelfというサイトを無料で提供してくれ、学生は登録するだけで、150冊近い本の中から好きな本を好きなだけ読むことができた。そのサイトは当初6月末までが無料提供の期限であったが、8月末まで延長され、前期は全てこのサイトを使うことができた。しかし、学生が選択する本の種類が増えたため、全てに対応したクイズを筆者が用意できなかったこと、またそれぞれの学生に違うクイズを間違いなく提供することが遠隔授業では不可能になったこともあり、リーディングレポートの内容が評価に占める割合が大きくなったため、毎回送られてくるリーディングレポートのチェックがかなり大変であった。学生は締め切りギリギリに一斉に送ってくる場合が多く、遅れて提出するものも少なくなかった。筆者は期限を厳しくして脱落者を増やすより、遅れてでも毎週一冊読み終え、リーディングレポートを書き、プレゼンテーションを行うことの方を重視したため、遅れた学生も受け入れた。そのため授業の前日、前々日にはレポートのチェックとレスポンスにかなりの労力と時間を費やした。今後はクラスマネジメントとクイズが一体になったe-bookのコースの導入を模索している。e-bookの利点はなんといっても音声がついてくることである。速度も何段階かに変えることができる。しかも有料のe-bookコースとなれば、クイズは自動採点され、クラス管理が容易である、というように学生と教師の両方にメリットがある。クイズの正解率や読んだ本の冊数、レベルによってメダルが増えていくという、モチベーションを保つ工夫もされているようである。無料の場合は、クイズに挑戦はできても解答がなく、採点もされず、クラスマネジメントもできなかった。今後はe-bookを使って、テキスト一冊分の費用程度で賄えるコースを探るか、自分で組み上げる計画をしている。

○英語聴解実践（2年生、3年生、4年生、週1回）履修者18名

この講義では、ゲーム感覚で楽しみながら繰り返し練習できるアクティビティが多いテキストを使い、ペアワーク、グループワークを通して、能動的に英語を使う機会を多くして、聴き取ったことをすぐ実践に移し、反復練習をして身につけることを目的としている。

15回の講義のうち、はじめの6回がZoomによる遠隔授業となる。Zoomでの遠隔授業では全員マイクをオフにして、当てられた学生だけしか発言できず、クラ

ス全体の反復練習時の音声聞き取れないため、発音指導に苦労した。テキストにリスニングの課題に出てきた語彙を中心にしたクロスワードパズルやゲームが沢山あったため、宿題として課題の答えを添付ファイルで毎週提出してもらった。

このリスニングのクラスでは、クラス内で行う演習が中心のテキストの他に、インターネット上にあるEnglish Centralという無料のサイトで自由に短いリスニングのマテリアルを選ばせ、リスニングレポートという形で提出してもらった。中には週に3個選びレポートを提出する熱心な学生もいた。

このように、Webサイトを有効に利用すれば、使っているテキストだけでなく、学生のレベル、興味、意欲に応じた様々な教材を提供できるということがわかった。これは遠隔授業開始により、インターネットの利用が増えたために気づいたことであるが、平常時でも使えると思う。教師は常にアンテナを張り巡らし、世の中にある新しいメソッドを試してみるべきだと感じた。例えば英語で繰り広げられるコンピューターゲーム、英語に翻訳された数々の日本アニメやコミックなどで英語を学ぶといった、本来教育とは無縁なコンテンツを利用する方法も検討の余地がある。

○英語文学入門（3年生、4年生、週1回）履修者28名

この講義では、比較的容易に理解でき、しかも子供時代に触れたことのある寓話、童話から始まり、短くて若者に印象深い詩や短編を紹介する英米文学の入門書を使って、簡単な文学用語、手法、ジャンルに馴染んでもらう目的のコースである。できるだけ説明にも英語を使い、文字による意味だけでなく、音声からのイメージも経験してもらおうと努力している。特に詩に関しては、インターネット上にある様々な朗読を聴き比べ、感情の込め方を変えるとどんな違いがあるかを体感してもらおう。またおとぎ話の呪文などを暗証して、子供たちがどんなふうにして作品を音から楽しんでいるかを味わってみる。

15回の講義のうち、はじめの6回がZoomによる遠隔授業となった。しかし受講者が28名ということもあり、Zoomの画面も2ページに別れ、クラス全員の様子を把握するのが難しく、全員に満遍なく対応することができなかったのではないかと考えている。外国語で文学を鑑賞するという事は非常に難しく、特にユーモアや言葉遊びなどはなかなかその面白さを理解してもらうのには苦労するとこ

ろである。しかし、古い作品であっても学生の心に深く残るものがあり、一生忘れないような作品との出会いとなればこれ以上嬉しいことはない。また作品を通して、人はそれぞれ捉え方や感じ方が違うということをお互いに知ることは非常に面白い経験になるはずである。正しいとか間違っているとかではなく、それを自分はどう捉えたか、また時代や地域によってそれはどのように違って捉えられたか、そしてなぜそうなったのか、ということを手づかみ興味を持って深く考えたり調べたりしてもらいたいと考えている。遠隔授業を通してインターネットの利用が増え、学生は各々翻訳や時代背景、同じ作家の他の作品などに目を通したようである。文学に関しては、筆者は対訳も大いに結構だと考えている。インターネット上ではアニメになった作品、イメージを写真や絵画にしたもの、掲示板（BBS）スレッドがあるもの、と多種多様なマテリアルが存在する。そういったものを利用して、文学をより身近に感じてもらいたいと考えている。

○卒業研究プロジェクト（4年生、週1回）履修者1名

この講義では、学生がテーマを決め、それにふさわしいマテリアルや手法を駆使して、最終的には英語の総合力の向上を目指すことを目的としている。

筆者は本年度1名の受講者であったため、指導は全てZoomのセッションで行っている。学生は母親が好きで全シリーズ集めていたアメリカの若者用のドラマ（1エピソードにつき20分）を週に1、2回のエピソードずつ視聴して、各エピソードのプロットと感想を英語で書き、添付ファイルで送ってくることを課題とした。ビデオはまず英語、次に日本語字幕、そして英語字幕、最後にまた英語、と少なくとも4回は視聴して、随時ビデオを止めて知らない単語や表現をノートに綴り、それを写真に撮り添付ファイルで送って来ることも指示した。また、この学生は本人の意志で週に数回フィリピン人講師とのマン・ツー・マンのビデオ会話も7月から始めた。筆者とは週に1回Zoomによるセッションを行い、画面共有で送ってきたレポートを音読してもらい、文法や表現などの間違いがあれば指摘して、書き直してもらっている。簡単な文法やスペルミスならば、ほとんど自分で気付くようになった。また、スラングなどは辞書になくても、インターネットを駆使して自分で調べるスキルが身につけてきた。筆者はそのビデオを購入したが、学生より先には見ないようにして、学生の書いたものがストーリーを全く知らない

読者に正確に伝わるかどうかを試している。毎回のセッションは約1時間程度で、全て原則英語である。フィリピン人講師とのレッスが進むにつれ、思わず日本語で返ってきていた返答も、自然に英語でできるようになってきていると感じている。このコースについては、受講者が1名ということもあって、Zoomによる同時双方型授業は理想的である。夏休み期間中でも問題なく続けられている。

○全般として

語学の授業といっても初習外国語と既習外国語、教養課程と専門課程のコースと様々である。2020年度前期に、筆者は既習外国語の英語担当であり、教養課程のコミュニケーション重視のコースと専門課程の英語のことばと文化、英語読解術入門、英語聴解実践、英語文学入門、卒業プロジェクトという様々なコースを担当した。いずれのコースも英語による「コミュニケーション能力」の向上を目指したものであるという大前提があり、どのコースも教員から学生への一方向講義形式による授業は不可能であることから、双方向のコンタクトが可能であるZoomの採用が不可欠であると判断した。ちなみに筆者の担当コースは、卒業プロジェクトが1名だった以外は、17名以上、28名までであり、平均20名前後であった。

今までSkype、LINE、Facetimeなどで国内はもとより、外国の家族、友人たちと1対1、あるいは3人までのグループで話をした経験は多くあったが、それ以上の人数での経験は皆無であった。まずはZoomが40分までは無料であったことから、インストールして家族と友人で試してみた。その後英語担当と有志の教員で7～8名のグループを作り、会議を重ねることにより、より複雑なファンクションの使い方を試し、情報を共有した。その際に不可欠であったのが、メーリングリストによる予定やID、パスワードの周知であった。実際にZoom会議の最中に不具合が起こり、入れなくなって困っている時に大活躍したのが携帯電話によるLINEのグループ機能であった。Zoomをパソコンで使っている最中はメールをチェックすることがほとんどなく、メンバーに連絡が取れない場合でも、LINEのメッセージでは気づいてもらえた。このLINEのグループ機能は、その後の授業中における緊急事態でも大いに役にたつことになった。7～8名のグループでは、手が空いているメンバーがいれば緊急の質問に即答してもらえたほか、経験したトラブルをすぐさま共有することにより、同じトラブルを避けることができた。

また、3名の英語ネイティブの教師は四国学院での仕事は本年度が初めてであり、学校のポータルサイトの使い方をはじめ、平常時とは比べ物にならない多くの周知事項を共有できたのは幸いだった。

次に、今まで経験したことのないオンラインでの同時双方向型授業の中でさまざまな問題に直面し、その都度試行錯誤を繰り返しながら解決していったのであるが、それらの顛末をランダムに取り上げてみたい。今後の課題として残された問題や、最初は授業の支障と思われた事柄が意外にもメリットとして浮かび上がったことなど、思わぬ成果があったこともここに報告する。

授業の途中で何らかのエラーで音声やビデオの機能が使えなくなった時は、その都度最良の代替手段を学生とともに模索した。学生の発案で、LINEのグループを作って、そこで情報を逐次シェアして、授業の後半を無事乗り切ったこともある。日本の大学生はほぼ全員LINEのアカウントを持っており、Zoomの授業時に緊急連絡があれば、クラス内で繋がっていれば簡単に連絡を取ることができた。回線の不具合等で落ちてしまった時、クラスメートを通してZoomのチャットに知らせを送ってよこした学生も多々いた。このように、常に複数の連絡手段を備えておくということがどれほど役に立ったかは言葉に表せない程である。例えばGmailで受け渡しできなかったファイルが、LINEでは可能であったこともある。予測のできない問題が起こったときにも、諦めずにその時できる最良の手段を使ってできることをやるという柔軟な対応が必要だった。そういう問題を数多く経験して、代替手段を複数使った経験があると、少々の不具合に慌てることなく対処できた。

一斉配信機能についていえば、Zoomのセッションのお知らせを大学のポータルサイトからメール配信しておき、セッションの30分から1時間前に再度Gmailの一斉配信で知らせることにより、出席率がとても高くなった。このように、大学のポータルサイト、LMS、Gmailなどの一斉送信は連絡するには欠かせないツールである。しかし、課題を受け取ったレスポンスには一斉配信は取って替わらず、手間がかかって大変だったが、ひとりひとりに受け取った確認の返信と大きな間違いや改良点を逐一英語で返答した。手間と時間がかかったが、そうすることにより、課題の提出率や内容の充実度が格段に上がり、また教師と個々の学生との結びつきが強まったと感じた。17人から多くとも28人までのクラス規模であ

るから可能であったと思う。

Zoomによる遠隔授業では、筆者のデスクトップをシェアして、学生をギャラリー画面で表示することにより、対面授業よりお互いの顔を見合って発言する機会が増えた。対面授業では、どうしても教師対学生となってしまうが、ギャラリー画面では、輪になって全員見渡せる状態で座っているのと同等の位置関係になり、教室ではありがちな、居眠りや「スマホで遊ぶ」ということもクラスメートに見られているという衆人環視の状況ではほとんど起こらなかった。大人しくシャイな学生と、積極的でよく発言する学生の両方を、ほぼ同じように目にする事になり、普段よりも満遍なく学生に注意を向けることができたように思う。

ワープロソフトWordを使っのレポート提出と、タイプで打つての小テスト解答を原則としたが、小テストではタイプのスピードが遅くて間に合わないという学生のため、手書きの答えを携帯で写真に写しe-mailの添付ファイルで返信することも許可した。4月20日に遠隔授業が始まった時、パソコンを用意すること、英文タイプができない学生はインターネット上にあるタイピングゲームなどを使ってできるだけ早くタッチタイプをマスターするよう周知したが、各クラスともに数名は最後までタイプが打てない学生が見受けられた。パソコンを5月になってやっと手に入れた学生や、とても古いバージョンの家族のパソコンを使っている学生もいた。今後は大学入学時に各自ノートパソコンとネット環境が整っていることを当たり前でできないものかと考えている。「今や大学生にとってパソコンを手に入れネット環境を整えることは、小学校に上がる新入生にとって筆箱と文房具を用意するようなもの」と、学生に言ってきたが、先進諸国では、それが15年以上も前から当たり前（国によっては20年以上も前）であったことを考えれば、決して無理難題を押し付けているとは思えない。添付ファイルを送って来るときに、メール本文に正確な英文メールの書式で書いてくる熱心な学生もいた。これらの学生は必要に迫られて、英文のe-mailライティング書式を自然にマスターするという副次的効果も獲得した。

3. おわりに（今後に向けて）

今回のコロナ禍による遠隔授業の最大のメリットは、知ってはいたが一步踏み出せなかった新しいツールを実践できたことと、すでに使用していたツールの新しいファンクションの発見であった。ZoomというWeb会議システムの利用と、学内に整備されているポータルサイトや学内LMSなどの活用、またSkypeやYouTube動画配信、LINEやFacebookなどのSNSやGmailといったコミュニケーションツールの新たなファンクションの発見などである。この度の経験によって、これらのコミュニケーションツールを授業に導入して活用するスキルを共有し向上させることができた。

リモート授業と言えば、以前からSkypeやZoomを利用した外国語会話習得コースが知られている。価格的にも人件費の安価なフィリピン人教師による遠隔のマンツーマン・レッスンが手頃な価格で受けられるようになっている。今回はじめて真剣に無料レッスンを受けて4社を調べてみた。思ったよりも教材が充実しており、安価なのに驚いた。超初心者からほぼネイティブレベルまでの様々なレベルとニーズに対応していた。日本の学生に一番欠けているのは、実際に英語を使ってみる経験であると常々考えていたため、これはとてもよいオプションではないかと考えている。実際4年生に卒業プロジェクトの一貫として薦めてみたところ、受け持ちの学生が自らの意思で契約をしてレッスンを受け始めた。筆者との毎週の面接はほぼ全て英語でするが、学生の英語でのレスポンスがスムーズになったと感じている。このような同時双方向型のオンラインツールを使った外国語習得プログラムを提供する講座はリモート授業の中でも最も成功した一例であろう。しかしそれは、大学における総合的な教育・研究を目指す授業とは異なり、ただ外国語の会話スキル習得という一点に特化したものであることを指摘しておきたい。

本学の建学の精神にもあるように、本来「学び」という行為は、人と人が出会い、心を通して触れあい、単なる情報交換や情報の収集、知識の収集にとどめることなく、——言い換えるならば、精神と身体を分節して精神面を優先して知と技術を詰め込むのではなく——人間存在を精神と身体の全体性のもとに捉えることが重要なことは言うまでもないことである。このことを実現するためには教師

と学生、あるいは学生同士が生身の人間として出会い、心を通わせることが不可欠である。ライブハウスでのライブセッション、舞台演劇、コンサートホールでのオーケストラの生演奏、競技場でのスポーツ観戦など、演者と観客が「いま、ここ」という時間と空間を共有することによって、グループダイナミクスともいえる化学反応が起こり、演者と観客の行為者と受容者という一方向性が変容し、双方向的に影響を与え、両者がさらなる高みに上昇していくという経験を私たちは知っている。長年の教師生活の中で筆者は、対面授業における教師と学生にもこれと同様のことが起こっていると、ずっと感じてきた。同時双方向型のオンラインツールを使った外国語習得プログラムのような授業だけでは大学教育は成立し得ない。キャンパスライフというリアルの生活の場において知と人間性は検証されなければならない。今回の遠隔授業体制下での授業を経験したことによって本学の言うところの「身体性」の重要性の再確認とともに、オンライン授業が使い次第では非常に有効な教育手段であることも確認することができた。今後に向けて両者を統合する方策をさらに検討して授業の質を高めていき、学生が本学において思索と感性の錬磨に励むための一助としたい。

了

コロナウイルス（COVID-19）拡大下における遠隔授業 —四国学院大学・新1年生の不安と試行錯誤の日々—

尾場瀬 一郎

— 目 次 —

1. はじめに
2. 新1年生のパソコン環境
3. コロナ禍における新1年生の日常生活
4. オンライン授業はつまらないか
5. 他大学のアンケート結果から
6. おわりに

キーワード：コロナウイルス（COVID-19）、オンライン授業、
対面授業、moodle、ZOOM

1. はじめに

本稿の目的は、四国学院大学新1年生（2020年4月入学）に対しておこなったアンケートをもとに、コロナ禍のなか新1年生たちがどのような状況に置かれ、遠隔授業をどのように受けとめたのかを明らかにし、今後同様の状況に陥ったときにどのような点に留意すればよいのか、一般的準則を提示することにある。

本稿の基礎となった調査は「在宅学習に関するアンケート」であり、アンケートはとくに新1年生を対象にした。その訳は入学して間もない新1年生の方が、比

較的大学生活に慣れている2～4年生よりも、不安や困惑の度合いが高かっただろうと推測されるためである。

四国学院大学では例年、4月の第1週に新1年生対象のオリエンテーションを5日間にわたっておこなう。ただし今年度は、すでにコロナウイルスの感染者が増えつつあったため、3日間に短縮された。その結果新1年生は、十分なオリエンテーションさえ受けることもなく、新生活のなかに放りこまれることになった。

政府が「緊急事態宣言」を全国に拡大したのは、2020年4月16日である。四国学院大学はオリエンテーションの後、コロナウイルスの勢力拡大が止まらないことから、授業開始日を本来予定されていた4月13日から4月20日へ延期した。4月20日から授業が開始されたが、初日から遠隔授業（オンライン授業）ということになった。そして、全国を対象とする「緊急事態宣言」が解除されたのが、5月25日である。四国学院大学は諸対策を講じたうえで、6月1日にオンライン授業から一部対面授業開始に踏みきった⁽¹⁾。オンライン授業がおこなわれたのは実質、5週間ということになる。本報告は、この期間の四国学院大学・新1年生に関するものである。

最初に断っておかなくてはならないのは、本稿執筆の基礎となっているアンケートは、大学による全学的な調査ではなく、筆者が私的におこなったものだという⁽²⁾ことである。アンケートをおこなった期間は、6月の第1週と第2週である⁽³⁾。すでに述べたように、アンケートの対象は2020年4月に入学した新1年生である。ただ、新1年生全員を対象にしたわけではない（有効回答数103件、有効回答率83%＝新1年生全体の約40%）。そのため、本稿が基礎とするアンケートのサンプル数は少なく、調査結果は代表性に乏しいものになっているかもしれない。そういった意味では、本稿はきわめて限定された報告だということを断っておきたい。

それを補う意味でも、本稿作成に当たって、他大学の調査結果を大いに参考にさせてもらった。秋田大学、九州大学、立命館大学などが、全学生を対象にしたアンケート調査をおこない、結果を公表している。地域や規模など（諸条件）が異なるため、単純な比較は慎まねばならないが、以下の行論ではそれらも参考にしながら、①オンライン授業を受ける環境（PC環境）について、②コロナ禍のなかでの生活について、③オンライン授業の内容評価について、できるだけ学生の生の声を紹介しながら、以上の3点を明らかにしたい。

2. 新1年生のパソコン環境

アンケート用紙の質問事項は全16項目、大きく分けて3つのパートで構成されている。「Ⅰ.ネット・PC関連機器所有状況」、「Ⅱ.遠隔授業と生活」、「Ⅲ.遠隔授業の内容について」である。ここでは「Ⅰ.ネット・PC関連機器所有状況」を中心に見ていきたい。以下で示す件数（例：○件）は、いずれも分母が103件であるが、煩瑣になるので件数・分子のみを記す。

「Ⅰ.ネット・PC関連機器所有状況」のパートは、5つの質問からなっている。そのなかでも重要な個所をピックアップして、結果を紹介したい。

最初に「あなたが今回の遠隔授業に使用したPC関連機器について教えてください」という質問に対する回答から見ていこう。回答結果は、多くの学生がオンライン授業に参加するためにスマートフォンを使ったという回答がもっとも多く（79件・77%）、そのつぎにノート型パソコンがつづいている（69件・67%）。デスクトップ型のパソコンを使ったという回答もあるが、それは19件・18%に止まっている。電子タブレット（ipadなど）を使ったという回答は、13件・13%である。

ここで注目すべきは、新1年生が課題に取り組み、課題を送付する手段としてもっとも多く「使用」したのが、スマートフォンだったということである。⁽¹⁾これには、さまざまな理由が考えられるが、回答をよく見ると一単純計算になるが一、ノート型パソコンあるいはデスクトップ型パソコン、それから電子タブレットを使用した比率も、とりわけ低いわけではない（ $69+19+13=101$ 件・98%）。それにも関わらず、オンライン授業ではスマートフォンがもっとも多く使用されている。おそらく、学生はスマートフォンと、パソコンあるいは電子タブレットとを両方所有しているが、好んで使用するのはスマートフォンだということになるだろう。レポートや論文をほとんど書いたことのない新1年生からすれば、慣れないパソコンを使用するより、常日頃携帯し、慣れ親しんできたスマートフォンの方が使い勝手がよかったのだと推測される。

学生の多くは、パソコンではなくスマートフォンで課題を確認し、レポートや論文を作成し、課題を送付しているのではないか。つまり、オンライン授業で使用された真の主役は"スマホ"なのではないか。実際、「パソコンがないとできな

い課題もあり苦労した」(Kさん)と自由記述欄に書いた学生もいた。このような学生は、他にもっと⁽⁵⁾いるのではないか。今回のアンケートではその点までは明らかにできなかったが、パソコンの所有率が相対的に高い(85%)にも関わらず、プリンターの所有率が低いのも(32件・31%)、そのことを裏づけているように思う。

それから「今使用しているインターネット接続機器は十分に使えたと思いますか」(前者)、今回「遠隔授業体制になった時、あなたは問題なく対応できたと思いますか」(後者)という質問に対する回答を見てみよう。「十分だった」あるいは「まあ十分だった」と回答したのは、前者79件・66%で、後者は66件・64%だった。それに対して「あまりできなかった」あるいは「できなかった」と回答したのは、前者は21件・20%で、後者は35件・33%だった。3人に1人が、遠隔授業体制への切りかえに困難を感じたのである。もし切りかえの前に“講習”などがおこなわれたならば、困難を感じた学生の数はずっと少なかったのではないだろうか。

「ワードを使った文書作成」能力を問うている項目を見てみよう。これは5段階評価で記入するよう指示した。「できなかった」および「あまりできなかった」と答えた学生は、合計26件・25%に上る。新1年生の4人に1人が、ワードを使って文書を作成できないか、文書作成に困難を感じているということになる。「メールでのやりとり」に関する質問には、「できなかった」と「あまりできなかった」と答えた学生は、24件・23%だった。高い比率の学生がパソコンを所有しているにも関わらず、使用する技能をあまり身につけていないのではないか、そう考えざるをえない回答結果である。⁽⁶⁾

「ZOOMでの授業参加」に関しても質問した。「できなかった」と「あまりできなかった」という回答は11件・10%だった。「問題なくできた」と「大体できた」は、80件・78%と高かった。それに比べ「moodleを使った課題送付」ができたか否かに関する質問に対しては、「できなかった」と「あまりできなかった」という回答が22件・21%に上った。「問題なくできた」と「大体できた」は52件・50%と、ZOOMの78%に対してかなり低かった。以上の結果から、本学ではZOOMよりmoodle操作の方が苦手な学生が多いことがわかる。

新1年生のなかには、ZOOMにはほぼ対応できるが、ワードで文書を作成した

り、メールを交換したり、moodleを使った課題送付が苦手だという学生が一定数存在するということがわかる。そのいずれも、パソコンを使ってまとまった文書を作成することができないという点に帰着する。

この点に関して筆者は、大学・教職員は"デジタルネイティブ (digital native) 世代"という言葉に欺かれてはならないと考える。アンケート結果からもわかるように、"デジタルネイティブ世代"に属する若者たちは、必ずしもパソコンの操作に慣れているとは限らない ("パソコン離れ")。もちろん、遠隔授業に「十分対応できた」、moodleを使った課題送付を「問題なくできた」と回答した学生も一定数いたが、ワードを使った文書作成が「できなかった」あるいは「あまりできなかった」学生も少なからずいた。スマートフォンは自由に使えても課題のファイル添付ができないという学生も、一定数存在するのだ。

言いかえるならば、スマートフォンを自由に使えるということと、パソコンの操作ができるということは、別問題だということである。また、当然のことではあるが、パソコンを「所有」しているということと、「使用」できるということとは違うということである。

3. コロナ禍における新1年生の日常生活

「Ⅱ.遠隔授業と生活」のパートでは、基本的に、オンライン授業で学生の生活リズムが変化したかどうかを調べた。より具体的にいうならば、遠隔授業期間に何をして過ごしていたか、そして遠隔授業をどこで受けたか、遠隔授業を受けた際の学習環境は学生にとって適切であったか否か、さらに遠隔授業時辛いと感じたことがあるかどうか、辛いと感じたときそれにどう対処したか、について聞いてみた。

まず、「遠隔授業であなたの生活リズムに変化はありましたか」という質問に対する回答を見てみたい。回答は「あった」、「少しあった」、「あまりなかった」、「まったくなかった」の4択になっている。そのなかで一番多かったのは、「あまりなかった」だった (45件・44%)。これに「まったくなかった」(3件・3%)を加えると、約半分 (48%) の学生がオンライン授業によって、生活リズムに変化が見られなかったことになる。変化が「あった」(23件・22%)あるいは「少し

あった」(31件・30%)の回答のうち、そのほとんどが「昼型から夜型になった」と答えている。以上のことから、オンライン授業によって約半分の学生の生活リズムが、昼型から夜型へと変わったことがわかる。⁽⁷⁾

つぎに「遠隔授業以外の時は何をして過ごしていましたか」という問いに対する回答を見てみよう。具体的に14の選択肢が設定され、そのなかから最大3つを選択してもらった。もっとも多かった回答は「ネットで動画を見る」であった(69件・67%)。2番目は「ゲーム」(46件・45%)で、3番目は「音楽鑑賞」(36件・35%)であった。それ以下は、多い方から「テレビを見る」(30件・29%)、「筋トレ・ダンス」(24件・23%)、「読書」(21件・20%)、「アルバイト」(20件・19%)、「友人と遊ぶ」(13件・13%)、「家族の手伝い」(11件・11%)、「音楽演奏」・「動物の世話」(ともに7件・6%)となっている。

以上2つの質問に対する回答を見て筆者が意外だったのは、“健康ブーム”のためか、新1年生の約半分が生活リズムを維持し、約4分の1の学生が「筋トレ・ダンス」などに励む姿が垣間見えてくることである。質問のなかでも「遠隔授業で一番楽しかったこと、面白いと思ったこと」は何かを問うた欄があるが、回答に「体育の授業で自宅でも体を動かすことができた」(Tさん)こと、「体育で久しぶりにラジオ体操をおどった」(Mさん)ことを挙げた学生がいた。

秋田大学の調査報告書「秋田大学学部生・大学院生こころとからだの調査」(2020年8月28日)では、自粛期間中に罹りやすい“うつ病”に対する予防因子の1つとして「運動」を挙げている。⁽⁸⁾以上を考慮するならば、自粛期間中オンライン授業のなかで体育・スポーツ科目が果たす役割はきわめて重要だといえる。

遠隔授業期間どこで勉強をしたか、オンライン授業を受けた場所についても質問した。その多くが「自宅だった」(67件・65%)と答え、つぎの「下宿だった」という回答が23件・22%であった。受講場所が「自宅だった」あるいは「下宿だった」学生が「勉強しやすかった」のか否かも、回答からわかる。

オンライン授業の期間、自宅あるいは下宿で勉強し、受講していた学生のうち、勉強「しやすかった」あるいは「まあしやすかった」という回答は、70件・68%に上った。この数字が正確ならば、自宅あるいは下宿で勉強をし、オンライン授業を受けることには、自宅・下宿ともに学習環境としては特段の問題はないと言えよう。

たとえば、「時間にしばられず好きな時間に勉強できたこと」（Kさん）、「自分の好きな時間に課題ができたこと」（Kさん）、「自分で時間配分ができたので、自分のペースで課題等を楽しく進められたこと」（Tさん）、「移動時間がなくなったこと」（Sさん）、「学校に行かなくても課題が提出できるし、これから遠隔授業で授業できるようになるかもと思った」（Mさん）などの肯定的な意見がいくつかあった。いずれもオンライン授業によって時間・空間の縛りから解放された点を評価している。

「遠隔授業時、辛いと思ったことはありますか」の問いに、もっとも多かった回答は「あまりない」である（42件・40%）。つぎに「ややある」が30件・29%、それに「ある」がつづく（18件・17%）。「まったくない」は、12件・12%だった。「ある」と「ややある」を合わせると46%に上る。約半数の新1年生にとって、遠隔授業は辛かったのである。

では、「つらい」あるいは「ややつらい」と回答した学生に、「どのように対応しましたか」と聞いてみた。もっとも多かったのが「友人に相談」である（19件・18%）。そのつぎに「だれにも相談せず我慢した」であった（14件・14%）。そのあとは「親に相談」（12件・12%）、「教員に相談」（9件・9%）の順になっている。

もっとも多い「友人に相談」の、ここでいう「友人」とは、同じ高校の出身者や同郷出身の友人、もしかして高校時代の友人のことかもしれない。オリエンテーションの短縮や、授業開始時点からオンライン授業しか受けていない新1年生は、友人を作る機会をもてなかったのではないだろうか。したがって、ここでいう友人は、大学で新しくできた友人ではないだろう（“友達ゼロ”）。

より詳しくいうならば、「だれにも相談せず我慢した」学生が一定数存在するのは、「大学で人と直接話さない→友達ができない→誰にも相談できない」（Tさん）という連鎖の結果だと考えられる。さらに付けくわえるなら、新1年生は大学の組織系統・管轄をよく知らないため、悩みをどこの誰に相談したらよいのかもわからず、不安を募らせたのではないだろうか。上でも触れた秋田大学の報告書では、“うつ病”のもう1つの予防因子として「相談できる人の存在」が重要だとしている（「運動」＋「相談できる存在」）。

遠隔授業期間で「どのような時に辛いと感じましたか」という問いに、学生はつぎのように答えている。「なかなか質問できる人がいなかった」（Kさん）、「周

りに課題について聞ける人がいなかった」(Mさん)、「1人で課題に取り組むのが不安だった」(Mさん)。

とくに新1年生に対しては、大学のなかにも、気軽に悩みを相談できる人・場所がぜひとも必要ではないか。この点はとりわけ強調しておきたい。

4. オンライン授業はつまらないか

「Ⅲ.遠隔授業の内容について」ではまず、「遠隔授業を受けてみての感想を選んで下さい(複数回答3つまで)」という質問の下、12の選択肢の中からチェックしてもらった。

そのなかでももっとも多かったのが、「心配なことがあった」である(46件・45%)。2番目は「難しかった」であり(42件・41%)、3番目は「新鮮だった」である(35件・34%)。それ以下は「楽しかった」(25件・24%)、「つまらなかった」(20件・19%)、「辛かった」(14件・14%)、「大学/教員の対応が親切だった」(11件・11%)となっている。「大学/教員の対応が不親切だった」は、1件だった。

想定どおりではあるが、やはり「心配なことがあった」と「難しかった」、それから「つまらなかった」が多い。オンライン授業全体の評価に関しては、九州大学の調査でも同様の結果が出ている。「授業がつまらなかった」と答えた学生は、学年別に見れば、新1年生は35%、2~4年生は25%となっている。九州大学の新1年生の3人に1人強が、オンライン授業は「つまらなかった」と感じたのである。⁽⁹⁾

その反面本学の調査では、「新鮮だった」(34%)、「楽しかった」(24%)と答えた学生も少なくない。それから、選択肢のなかから「つまらなかった」と同時に「楽しかった」を選択した学生も一定数存在する。「つらかった」と「難しかった」にチェックを入れながら、同時に「新鮮だった」を選択した学生もいる。これらの回答から、オンライン授業に対する学生のアンビヴァレントな心情を窺い知ることができる。そして、オンライン授業そのものを単に「おもしろかった」/「つまらなかった」に二分化して評価することは、あまり意味のないことだということがわかる。

アンケートの最後の質問は「今後の遠隔授業について何か希望はありますか

(複数回答3つまで)」というもので、これには選択肢が7つ設定してある。回答の多かった順から挙げていくと、もっとも多かったのが「全体的に課題が多すぎるので、減らして欲しい」(59件・57%)だった。2番目に多かったのは「自宅で勉強しやすいようなテキストと課題を工夫してほしい」(47件・46%)で、3番目が「課題提出後に、すぐにコメントと評価を送って欲しい」(38件・37%)だった。以下「ZOOMといった同時性が高く、会話も可能な動画講義を増やして欲しい」(23件・22%)、「教員・仲間と会話できるチャット機能のある講義をして欲しい」(15件・15%)の順となっている(以下省略)。

もっとも回答が多かった「全体的に課題が多すぎるので、減らして欲しい」という声に関しては、立命館大学新聞社の調査でも「自由記述では、『課題が多すぎる』という回答が最も多く」見られると報告されている⁽¹⁰⁾。課題が多くなった理由はおそらく、以下のようなことだったのではないかと推測する。

教員側は、レジュメを出すだけ、あるいは教科書の読むべき頁を指示するだけでは、学生は能動的に勉強しないだろう、レポート提出(1,200から2,000字程度)なり、調べ学習・報告なりさせて、学生が内容を理解しているか否か、反応を見たい、確認したい。大体、このようなことだったのではなからうか。それを学生側からすると、毎週10科目以上分の課題が出されることになり(「次から次へと課題が出され続けた」Sさん)、許容量を超えてしまったと考えられる。

つぎに多かった「自宅で勉強しやすいようなテキストと課題を工夫してほしい」という要望については、教員は今後、このような回答者の声を生かして、オンライン授業に相応しい教材の開発や課題の出し方を工夫していかななくてはならないだろう⁽¹¹⁾。この点に関しては、九州大学が同様の質問をしている。「学生がオンライン授業を集中して受けられる意図的な工夫がなされていた」に対し、新1年生は17%が、2~4年生は19%が肯定的に回答した。言いかえるならば、九州大学の8割強の学生が、オンライン授業のために何らかの工夫がなされているとは感じなかったということだ。教員にとって、きわめて厳しい調査結果である。

通常の対面授業では、レジュメや資料を配布したり、パワーポイントを使ったりして、講義内容を口頭で詳しく説明していくのが一般的だ。だがポータルやmoodleでは、相当工夫しなくてはこの部分を補うことができない。この点は、大いに改善の余地があるだろう。

筆者は、レジュメ・資料等を予めダウンロードできるようにしておいて、ZOOMを使って授業をする方法がよいのではなかと考える。ZOOMなら、口頭での説明が可能になる。また、質疑・応答も可能だ。アンケートの自由記述欄には、「ZOOMが楽しかった」(Hさん)、「ZOOMは、先生や一緒に授業を受けている人の顔を見ることができたので、楽しかったです」(Kさん)、遠隔授業期間中「ZOOMの授業で人の顔を見て話せたこと」が一番楽しかった(Mさん)、といった自由記述が30件ほど見られる。その中でもZOOMを使った英語の授業が楽しかったという回答が、約3分の1(11件)に上っている。英語("英会話"だと思われる)の授業はとりわけ、ZOOMとの相性がよいようだ。

それと関連して、オンライン授業の方法を統一してほしいという要望も挙がっている。「遠隔授業の授業方法を統一してほしい」(Kさん)や、「LMSとポータルサイト、メール、LINEと分かれていて大変だったため、課題や動画、連絡など、一つのサイトに統一してほしい」(Mさん)などである。各授業でコミュニケーションの手段が異なり、学生はその度にセッティングに追われたことが推察される。混乱を避けるためにも、そして効率のためにも、授業方法の統一は不可欠だろう。

それから、「課題提出後に、すぐにコメントと評価を送って欲しい」という要望についてであるが、この点に関しては、筆者は"学生への返信に追われている"と訴えていた教員を何人か知っている。教員もすぐにコメントと評価を送りたいところであろうが、教員側も初めてのオンライン授業で自転車操業状態だったと考えられる。

普段なら何でもないことかもしれないが、コロナ渦のなか教員からのリアクションがないとき、学生たちは放逐されたような気分になり、不安感や孤独感を増幅させたことが窺われる。「メールでの課題提出ができていないか、何の反応もない先生がいて不安だった」(Kさん)、「課題が出せているのかという不安でいっぱいだった」(Kさん)、「一部、質問のメールを送っても返信がない教科があって不安しかなかった」(Aさん)など。何らかの方策が考えられなくてはならないだろうが、これは、学生が課題を提出した際には自動的に確認メールが送還されるなど、技術的な解決が可能ではないだろうか。

以上は主として教員に対する要求だといってよいだろう。

5. 他大学のアンケート結果から

朝日新聞の記事「オンライン講義 課題と手応え」によると、国公私立の768大学を調査したところ（朝日新聞と河合塾による）、7月時点で全授業の80%以上をオンラインで実施する大学が7割に上ったことがわかる⁽¹³⁾。そして、オンライン授業の「課題」として挙げられた点は、「実験・実習・実技系科目への対応」がもっとも多く（56%）、それから「学生の通信環境・ICT（情報通信技術）スキル」、「学生の学ぶ意欲・メンタルケア」と続いている。本稿が基づいているアンケートは1回生の導入教育（「初年次基礎演習A I」）の受講生を対象にしているため、今回のアンケート結果からは「実験・実習・実技系科目への対応」の困難を読みとることができないが、スポーツや演劇、福祉の実習等に関わるオンライン講義の困難は想像に難くない（この点に関しては、北川論文、近藤論文、仙石論文を見よ）。

秋田大学の報告からは、学生が置かれている深刻な状況を見てとることができる。同大学による調査結果によると、約1割の学生が「うつ症状」に悩まされていることが明らかになった。この調査は秋田大学のものだが、社会全体を閉塞感が覆いつくすなか、いずれの大学にも「うつ症状」を帯びた学生が一定数存在することが想定される（「コロナうつ」）。大学に来なくなったとか、授業に出席しなくなったとか、多くの単位を落としてしまったとかいったことを、単に本人の「学習意欲の減退」や「生活の乱れ」などといった表面的な原因に帰属させてしまうと、本当の原因を把握しそこなうおそれがある。この点は、要注意である。

警視庁の統計によると、2020年8月時点での自殺者は1,849人に上り、昨年と同時期よりも246人多いという。とくに20歳未満の女性の自殺者数は、前年同月の3.6倍に上がるという⁽¹⁴⁾。各方面でコロナ禍の影響が噴出しはじめている。いずれの大学でも、今後の追跡調査と学生の心のケアの双方が欠かせないだろう。

それから、九州大学がおこなった調査で興味深い結果が報告されている⁽¹⁵⁾。新1年生と2年生以上では、オンライン授業に対する評価が、大きく異なっているという。「オンライン授業は対面授業を代替できていたと思いますか」という質問に対し、新1年生は26%が「できていなかった」と答えた（「できていた」・20%）。他方、2年生～4年生は11%が「できていなかった」と回答した（「できていた」・

53%)。オンライン授業に関しては、新1年生の方が2~4年生よりも、はるかに否定的な評価を下している⁽¹⁶⁾のである。

それには以下のような理由が考えられる。すでに1年以上授業を受けた経験のある2年生以上と、オリエンテーションのみしか受けていない、つまり大学の授業というものをまったく経験していない新1年生とでは、講義というものに対する認識がまったく異なっているのではないだろうか。

新1年生はおそらく、わずか数日しか登校できていないため("リアル授業ゼロ")、大学の講義というものがそもそもどのようなものなのか、概念・イメージを形成できなかったはずだ。そのため彼らは、オンライン授業を経験してみて大学の講義というものに—自分が抱いていた期待と現実との落差に—幻滅したのではないか。これに2~4年生の方がオンライン授業をより肯定的に捉えている点を加味すれば、新1年生による低評価は、オンライン授業と対面授業との落差によるというより、大学の講義というものに対する期待と現実の講義との落差によるという方がよいだろう。あくまでも、オンライン授業は落差を増幅させただけではないだろうか。

以上、他大学によるアンケート調査の結果から主要な点のみを紹介したが、いずれの大学にも同様の傾向が見られることだろう。他大学の調査結果から学べることは、積極的に学びたい。

5. おわりに

今回のアンケート結果とその分析から、主として以下のことが明らかになった。①学生は必ずしもオンライン授業を忌避しているわけではないということ、楽しかった・新鮮だったと感じる学生も少なからずいるということ、②四国学院大学の新1年生には、moodleよりもZOOMの方が好まれているということ、③教員はオンライン授業用に特別に、テキスト作成・使用や課題の出し方を工夫し改善すべきだということ、④学生が課題を提出した際、教員からのレスポンスがないと、多くの学生がかなり不安を募らせるということ、⑤オンライン授業で学生が使用する機器は主として、スマートフォンである可能性が高いということ、⑥ワードで文書作成ができない・うまく作成できない学生が25%存在するということ。

以上である。

まず何をにおいても優先されるべきは、事態を正確に把握することだろう。⁽¹⁷⁾ 何事も現状の認識なくしてははじまらないと、筆者は考える。理解することは、問題解決への第一歩であるからだ。そのためには、学生と教員の双方に対してアンケート調査をおこなうのも一つの方法だろう。筆者も4月以降、新1年生と接してきたが、今回のアンケートによってまったく予想さえしなかった回答に直面し、認識を改めざるをえなかった。

ドイツのメルケル首相が"戦後最大の試練"と述べたように、今回のコロナウイルス感染の拡大・蔓延は、大学・教職員にとっても不測の事態である。おそらく国内の大学だけでなく世界中の大学が同様の混沌のなか、手探りで諸般の出来事に対応しなくてはならなかっただろう。このような状況のなか、大学の対応の不手際を論^{あげつら}うことは簡単だ。そんなことは誰でもできる。それよりも批判されるべきは、今回の経験から学ぼうとしない態度であろう。"喉元過ぎれば熱さを忘れる"が、一番よくない。第一波が過ぎさり、日本国内では第二波がピークを超えたかに見える今こそ、事態を冷静に反省すべきときではないか。すでにわれわれは二度の波を経験した。二度あることは三度あるという。

注・参考資料・URL

(1) 四国学院大学は6月1日以降、全授業を対面式に移行させたわけではない。社会的距離確保のため、比較的受講生が少ない授業を移行の対象にした。それ以外に受講生が多い講義や、教員が希望する場合、引きつづきオンライン授業がおこなわれた。対面授業の際の対策として、教職員・学生ともにマスク必着、各校舎の入り口には消毒液が置かれ各自手指消毒の実行、体調がよくない場合検温の実施、それから自宅待機、全学の窓・扉の開放が遂行された。また、喉の痛みがある/ない、微熱がある/ないなどチェック項目が示され、登校可能/不可能の基準が明示された。教室では、学生同士が社会的距離（social distance）を確保できるよう、それぞれの講義ごとに着席表を作成し、どの席に誰が座るか、指定された。そうすることによって、クラスターが発生した場合、あとで特定することができるよう配慮がなされた。教職員に対しても「新型コロナウイルス感染症への対策について」などで、数次にわたって行動のガイドラインが設定・変更された。

- (2) アンケート用紙は、四国学院大学社会学部教授・関泰子^{ひろこ}氏が作成した。関教授は自身が担当されているクラス用にアンケート用紙を作成された。筆者は、関教授が作成されたアンケート用紙の使用許可をえて、独自に配布・回収・分析をおこなった。その分析結果を纏めたものが、本報告である。したがって、本稿の責任はすべて筆者にある。アンケート用紙の使用許可を与えてくださった関教授に、この場を借りて感謝を述べたい。
- (3) アンケートの配布と回収に関しては、片岡信之、北川裕美子、近藤剛、斎藤学、関泰子、仙石桂子、ネルソン・ジョシュア、各先生にご協力いただいた。この場を借りて謝意を表したい。
- (4) ここで注意すべきは、質問は機器の「使用」についてのものであり、「所有」についてではないということである。そういった意味では、この回答は、使用機器についての新1年生たちの選好を示していると理解すべきである。パソコン等機器の選好の問題とその所有/非所有の問題は("インフラ格差")、一旦区別して考えた方がよいだろう。
- (5) 自由記述の欄に辛かったこととして、「パソコンの使い方がわからない」(Fさん)、「パソコンの使い方が分からなくて、どう提出すればいいか分からなかったこと」(Tさん)と回答した学生や、「パソコンを使うことがあまりなく、使い方があまり分からなかった時」(Tさん)に辛かったと書いた学生が一定程度いた。
- (6) 「ポータルサイトやLMSの説明をしっかりとほしかったです」(Oさん)、「ムードルやポータルサイトのあつかい方の説明がほしかった」(Mさん)、「LMSの使い方やLMSを使って課題を送ること」が辛かった、と書いた学生が幾人かいた。それから「やはり2、3月の時点で、仮でも良いから遠隔授業になるかもしれないということを伝えて、その講習をしてほしかったです」(Iさん)という意見もあった。いずれにせよ大学は一殊に1年生に対しては一、ポータルサイトやLMS、ZOOMに関する講習をおこなうべきだろう。
- (7) 立命館大学新聞社のアンケート調査結果(「コロナ禍における学生生活実態調査」2020年7月1日)によると、学生(1年生以上のすべての学年)に「現在、昼夜逆転現象は起きていますか」と質問したところ、22%が「起きている」、42%が「やや起きている」、そして36%が「全く起きていない」と回答した。同大学の6割強の学生に、昼夜逆転が起きたことがわかる(<https://ritsumeikanunivpress.com/>)。
- (8) 秋田大学のアンケート調査結果は「秋田大学学部生・大学院生こころとからだの調査」(2020年8月28日)で見ることができる(<https://www.akita-u.ac.jp/>)。
- (9) 「九州大学のオンライン授業に関する学生アンケート(春学期)結果について」2020年8月11日)を参考にした(<https://www.kyushu-u.ac.jp/>)。

- (10) 立命館大学新聞社、同上。
- (11) 学生がワードを使った文書作成ができない・困難だという問題とは別に、新1年生はそもそもレポートや論文の書き方をわかっていないという問題がある。「レポートの書き方が分からない」(Kさん)、「レポートの書き方がわからなかった」(Sさん)、「レポートの書き方がわからないのにたくさん書かされた。書き方がわからないのに多すぎる」(Tさん)。新1年生は、レポートや論文の書き方を教えられていない。オンライン授業におけるレポート提出等、課題の内容も、それを前提にして調整されるべきだったであろう。この点も重ねて強調しておきたい。
- (12) 逆に、辛かったこととして「顔を出さなくてはならなかったこと」(Mさん)や、「ZOOMを使った授業で顔を出さなくてはならなかったときに苦痛でした」(Iさん)と書いた学生も幾人かいた。
- (13) 朝日新聞、2020年8月24日、朝刊。
- (14) 朝日新聞、2020年10月25日、朝刊。
- (15) 九州大学、同上。
- (16) 立命館大学の調査結果にも、同様の傾向が見られる。「秋学期もWeb授業が継続されるとなれば賛成ですか、反対ですか」の問いに、新1年生は約36%が「賛成」・「どちらかといえば賛成」であるのに対し、4年生は約45%が「賛成」・「どちらかといえば賛成」である。学年が上がるにつれ、「賛成」・「どちらかといえば賛成」の割合が増えている。逆に、学年が下がるにつれ、「反対」・「どちらかといえば反対」の割合が増えている。
- (17) 2020年10月11日の朝日新聞(朝刊)に「コロナ禍で『教育格差の拡大に拍車』」という記事が掲載されている。それによると(三菱UFJリサーチ&コンサルティング社調査)、年収400万円未満の子どもがいる世帯では3割強が、ひとり親世帯では3割弱がパソコンやタブレット端末をもっていないことが判明したという。今回は調べられなかったが、筆者は機器の選好の問題より、パソコンの所有/非所有の問題の方がより根本的だと考える。オンライン授業をおこなう大学は、全学生におけるPC所有/非所有を正確に把握し、基本的なPC環境整備のための積極的な経済的支援をおこなうべきだ。自由記述欄に、コロナ禍で「アルバイトがなくなってお金の面で困っていたのに〔“バイトゼロ”〕、遠隔授業ができるように環境を整えろは無理です」(Fさん)と書いた学生がいた。コロナ禍が経済格差を拡大させているなか、これは聞き流すことのできない、切実な訴えだ。

緊急事態時のソーシャルワーク演習における実践的試み

北川 裕美子

— 目 次 —

1. はじめに
2. 遠隔授業体制において、担当科目に期待される方法・手段
3. 現実はどうであったか
4. 現実に対応するために努力・工夫した点
5. まとめ

キーワード：ソーシャルワーク演習，遠隔授業，対面授業

1. はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大により、2020年2月に文部科学省及び厚生労働省の関係部局より「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について（事務連絡）」が発出された。この事務連絡では、社会福祉士と精神保健福祉士を含む医療関係職種等 27資格の各学校、養成所及び養成施設等の運営に係る取扱い及び受験資格に係る取扱い等についての考え方が以下のように示された。⁽¹⁾

KITAGAWA, Yumiko 社会福祉学部、助教

1. 学校養成所等の運営に係る取扱い

(1) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の対応等により、実習中止、休講等の影響を受けた学生等と影響を受けていない学生等の間に、修学の差が生じることがないように配慮するとともに学生等に対して十分な説明を行うこと。

(2) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により、教員の不足や施設・設備が確保できない等、十分な教育体制を整えることが困難な場合が生じることが想定される。こうした学校養成所等においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、当面の間は、非常勤教員の確保や教室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。

(3) 学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の変更が必要となることが想定される。実習施設を変更する際には、あらかじめ当該変更に係る承認を受けることとされているが、今般の新型コロナウイルス感染症を受け迅速な対応が必要であることに鑑み、承認申請に係る時期については弾力的に取り扱って差し支えないこと。実習施設の変更を検討したにもかかわらず、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。

<事務連絡の対象となる資格等> 保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、調理師、製菓衛生師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師

教育の根幹をなす重要な科目であることから、新型コロナウイルスの感染症に係る実習教育についての基本的な考え方について明確に指示されているといえる。ただし実習前教育の1つである「ソーシャルワーク演習（相談援助演習）」に係る取り扱いについては、各担当教員の裁量に委ねられており、今回のような緊急事

態における当該授業のあり方等に関する先行研究はもちろんのこと、個別の対応ケース等の報告も少ないのが現状である。

そこで本稿では、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大に伴い、本学が開講している科目の中の1つである「ソーシャルワーク演習」についてどのように授業を展開したか報告する。なお、本稿で紹介する授業内容は、あくまでも筆者が独自に考えた内容であり、同科目を担当されている他の教員も同一的な内容で実施したわけではないことをご承知おきいただきたい。

2. 遠隔授業体制において、担当科目に期待される方法・手段

ここでは、「ソーシャルワーク演習」とはどのような科目であるのかについて紹介する。

本学で開講されている当該科目は、2009年度より改訂された社会福祉士養成のためのカリキュラムのうち、「相談援助演習」に該当するものである。具体的なねらい及び教育に含むべき事項については、以下の通りである。ただし、2020年3月に厚生労働省により「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」の一部改正が行われた。今回紹介する演習においては改正前のねらいや教育に含むべき事項に沿った授業内容となっている。

ねらい：相談援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。

①総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談援助事例を体系的にとりあげること。

②個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと。

教育に含むべき事項：①以下の内容については相談援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと。

ア自己覚知

イ基本的なコミュニケーション技術の習得

ウ基本的な面接技術の習得

エ次に掲げる具体的な課題別の相談援助事例等（集団に対する相談援助事例を含む。）を活用し、総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。

（ア）社会的排除

（イ）虐待（児童・高齢者）

（ウ）家庭内暴力（DV）

（エ）低所得者

（オ）ホームレス

（カ）その他の危機状態にある相談援助事例（権利擁護活動を含む。）

オエに掲げる事例等を題材として、次に掲げる具体的な相談援助場面及び相談援助の過程を想定した実技指導を行うこと。

（ア）インテーク

（イ）アセスメント

（ウ）プランニング

（エ）支援の実施

（オ）モニタリング

（カ）効果測定

（キ）終結とアフターケア

カオの実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。

（ア）アウトリーチ

（イ）チームアプローチ

（ウ）ネットワーキング

（エ）社会資源の活用・調整・開発

キ地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に掲げる事項について実技指導を行うこと。地域住民に対するアウトリーチ

（ア）地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握

（イ）地域福祉の計画

（ウ）ネットワーキング

（エ）社会資源の活用・調整・開発

（オ）サービスの評価

②相談援助実習後に行うこと。

相談援助に係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的な知識と技術として習得できるように、相談援助実習における学生の個別的な体験も視野に入れつつ、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。

一方で、専門的なスキル（技術）を習得するための演習教育等では、「ふりかえり」（reflection）が重要視されている。例えば福山⁽⁹⁾は、David A. Kolbの「経験学習理論」を援用し、演習の計画案を作成するときには、学習のねらいとして、以下のプロセスのどれを達成できるように計画するか、また、どこから体験を開始するかによって演習の効果が異なると指摘している。具体的に「経験学習理論」とは、「一連のプロセスを追い、学習を促すもの」であり、「1. 具体的経験（Concrete Experience）」、「2. 省察的観察（Reflective observation）」、「3. 抽象的概念化・一般化・普遍化（Abstract Conceptualization）」、「4. 新しい状況下での適用（Active Experimentation）」の4つの段階があるとされている。具体的には「学習するものが①具体的な体験を通して、対象者を含めた状況や現象を観察する。②観察したものを分析し、その分析結果の特性から学習する者が、内省し、自らの独自の視点や特徴を理解する。③これらの特性や要素の交互作用や関係性を考察し、新しい概念形成を行う。その概念の一般化や普遍化を試み、新しい理論を作成する。④この理論化した知識や技術・方法を別の状況下で応用し、その結果を評価する。」といったプロセスを踏む（図1）。

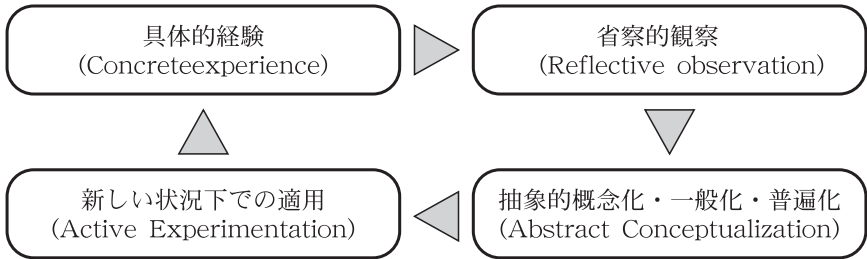


図1 David A. Kolbによる経験的学習理論のプロセス
(⁴⁾福山が作成した図を基に筆者が作成)

3. 現実はどうであったか

(1) 2020年4月～6月における授業内容

第1回目の授業が開始された4月から6月までは新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、遠隔授業（在宅学習）により実施した。実施方法は、学内ポータルサイト（アクティブアカデミー）、ZOOM、LMS（学習管理システム）であった。その際に提示した課題の1部を以下に紹介する。

まずポータルサイトからは以下のような課題を提示した。

- ・ これまでにソーシャルワークについてどのようなことを学んだか、思いつく限りあげてください。
- ・ ソーシャルワーク過程において大切だと考えるポイントを挙げ、解説してください。
- ・ 自分の関心がある分野での代表的な福祉制度のしくみと、申請から給付にいたる基本的な手続きの流れ（手続きの窓口はどこか、どんな専門職、職名、立場の人が相談に関与するか）調べてみましょう。

etc・・・

ZOOMを用いた授業では、お互いの自己紹介や、提示していた課題を発表してもらい情報共有を行うなどした。

LMSを用いた授業では、X町で場で社会福祉士として勤務している本学卒業生（以下Aさん）に筆者がインタビューをしている様子を撮影した動画を活用した。受講生にはLMSを通じて動画を視聴してもらい、以下の内容をレポートとして

提出するよう伝えた。

- ・ Aさんの現在の仕事の内容
- ・ Aさんが現在の仕事に就こうと思ったきっかけ
- ・ Aさんにとっての現在の仕事のやりがいや大変なことなど
- ・ Aさんが考える「社会福祉士」（ソーシャルワーカー）に向いている人や求められる能力

さらにAさんに対する質問をLMSのチャット機能を用いて書いてもらうよう伝えた。その後Aさんに質問内容を筆者がメールで伝え、返信してもらい学生にフィードバックをするという方法をとった。以下、受講生が質問した内容及びAさんが回答した内容の一部を紹介する。ただ単に動画を視聴するだけでなく、このような質疑応答を行うことによって、現場におけるソーシャルワークの実践事例をより深く理解する機会となったのではないかと考える。

受講生からの質問	Aさんの回答
<p>社会福祉士として活動し、相談援助をする場合、人々との信頼関係が重要になってくると思いますが、構築する際に気を付けておくことなどはありますか？</p>	<p>○関係者との場合 それぞれの職業の立場や役割、職域、業務内容などを知ること、理解することが大切です。また、自分のことも同様に知ってもらう必要があります。（中略）</p> <p>○住民の方、相談者の場合 机上で学ぶ相談援助の基本が本当にできていれば、問題ないのですが実際はそういうふうにはいきません。私自身、関係が築けているのかもわかりません。ただ、私の経験から言えることは、自分自身の経験や立場から「指導」のようになってはなりません。例えば、私は子どもがいませんが子育て支援の相談員をしています。子育て経験がないので、その大変さやつらさは体験したことはありませんし、相手の大変さを理解することはできないのかもしれないのですが、「その大変さを知りたい、教えてほしい、何か力になりたい」という気持ちは伝えられます。そういった姿勢が大切なのだと思います。</p>

<p>相談を受ける際に、メモを取るタイミングはありますか？</p>	<p>相談の内容にはよりますが、メモを取りたい場合、基本的には事前に了解をとります。 ただし雰囲気や相手の様子によって臨機応変に対応しなければなりません。 そこで私は「このお話は大切なことなので、忘れない為にメモを取らせていただいてもいいですか？」や「お話頂いていることを、後でふりかえっているいろいろ考えたいので、…」などと理由を伝えて了解をいただいています。</p>
<p>どのような相談事例が多いですか？</p>	<p>まず相談の主訴がはっきりしている方はほとんどいないことが多いです。 (中略) 相談に来られた方の発言の裏に、どのような生活状況が隠されているのか、イメージしながらお話を伺っていきます。 そのことを踏まえ、〇〇さんの質問への回答としては、最近よく聞くのは「お金が無い、生活が苦しい」や「仕事が忙しい、余裕が無い」です。 子育ての悩みを聞く私の立場では、いろんな相談内容の裏に上記のようなことがほぼ必ず出てきます。 (中略) 表面化している、その時の「相談の主訴」自体は様々ですが、やはりその裏に今の日本の経済状況などが影響していることを改めて感じます。</p>
<p>大学生に戻れるなら何にチャレンジしたいですか？</p>	<p>大学生に戻れるなら、学部や学科の先生全員と食事に行きたいですね。いろんな価値観や考え方、情報、将来に役立つこと、いっぱい知れます。ぶっちゃけ話してもらえんと思えます。それはかなり将来に役に立ちます。そのことを今になって気づき、後悔しています。 (中略) なので人としての成長は他人の価値観を否定せず「そういう考えもあるんだ。」と認めていくことが大切だと最近感じています。 その考え方は福祉においても同じだと思うし、自分自身のキャパを広げることになります。</p>

（２）2020年6～7月における授業内容

当該科目の受講生は9名であったため、2020年6月以降に実施した授業については対面方式へと変更となった。対面授業となつて以降は、ソーシャルディスタンスに配慮した上で、これまで実施してきた演習の内容と同様の授業を実施した。授業時の様子は写真の通りである。

対面授業では、1つの事例を用いて、インテークやアセスメント、プランニングといったソーシャルワークのプロセスに沿って支援方法や見立てについて検討した。面接等のロールプレイを行う際には、これまでの授業とは異なり、机や椅子の移動などは行わず、前後で近い席に座っている受講生同士でペアになるなどの配慮を行った。

また、授業開始時には、受講生が関心のある時事問題についてとりあげた新聞記事やニュース等を紹介してもらい、ディスカッションを行うなどして問題意識の共有を行った。なお、今年度については以下のような新型コロナウイルスに関連するテーマを取り扱う受講生が多かった。

受講生が選択した新聞記事等の見出し

- ・「(社説) 一律10万円 何のための給付なのか」朝日新聞 4月24日
- ・「感染ピーク、緊急事態宣言前 専門家会議『抑制には貢献』」朝日新聞 5月30日
- ・「新型コロナ 生活福祉資金、申請2807件社協、今月にも3000件超えへ／奈良」毎日新聞地方版 6月12日
- ・「感染者接触通知、プライバシーは 政府アプリ『COCOA』提供開始 新型コロナ」朝日新聞 6月20日
- ・「『新しい生活様式』に逆ギレする中高年にどう対応するべきか」NEWSポストセブン 6月29日



4. 現実に対応するために、努力・工夫した点

2020年4月に、日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下、ソ教連とする）が新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成課程への影響等に関する緊急調査を実施した。対象はソ教連会員校 269校であった。有効回答が得られた222校のうち、2020年4月下旬までに「演習科目の教材配布と課題を提示した」⁽⁵⁾と回答した養成校は全体の35%、「演習科目のライブ配信をした」と回答した養成校は全体の11%、「演習科目の録画配信をした」と回答した養成校は全体の8%であった。筆者が本学で授業を開始した際には動画等の配信は行っておらず、調査結果でも実施率が最も多かった「演習科目の教材配布と課題を提示した」に該当すると思われる。ただし、受講生に提示した課題を用いて対面授業が開始された後に情報共有をしたり、事例検討に用いるなどして、一方的な講義のようにならないよう配慮するようにした。また、ソ教連が2020年7月に実施した2回目の緊急調査⁽⁶⁾では、1回目と同様に有効回答が得られた192校のうち、全体の46%が「演習科目をオンラインで行う方法の検討」を今後の課題としていることがわかった。筆者はオンラインによる動画配信を5月に実施した。これまでは事例をいくつか用いてソーシャルワークについて考えるという形式をとっていたが、今回このような緊急事態の中で、より「リアルなソーシャルワーク」を少しでも理解してもらうために現役の社会福祉士にインタビューをする様子を視聴してもらい、また質疑応答に答えていただいたことは受講生にとっても意義があったのではないかと考える。さらにいえば、本学の卒業生ということもあり、より身近な存在としてソーシャルワークについて触れることができたのではないだろうか。本来であれば、ゲストスピーカーとして直接来てもらいやり取りをする方がより活発な議論になったかもしれない。ただし動画配信という形であったことから、受講生もレポートを作成する上で、何度も視聴することができるなどの利点もあったようである。

一方で、2018年に社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会が提示した「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」⁽⁷⁾ではソーシャルワーク演習について以下のような意見が述べられている。

- ・演習は、地域福祉の基盤整備と開発に関する科目やサービスに関する科目などとの関連性を視野に入れて、具体的な事例を用いて専門的援助技術を実践的に習得することをねらいとしている。この専門的援助技術を総合的かつ実践的に習得するためには、講義で学習したその理論や知識について、演習を通じて活用方法等を実践的に習得し、実習において利用者の状況に合わせた知識・技術の適切な活用や実践上の課題の発見につなげるなど、「講義－演習－実習」の学習の循環を作り、確実にソーシャルワーク専門職である社会福祉士に必要な実践力を習得できるようにしていくべきとの指摘がある。
- ・具体的には、現場での学習及びそれに資する教育の機会や時間を増やすため、講義・演習・実習の充実を検討するとともに、アウトリーチ、ネットワーク、社会資源の活用・調整・開発に関する実践能力を習得し、実際に活用できるようにするための教育内容について検討を行う必要がある。この点に関して、アクティブラーニングの教育方法の活用や海外のソーシャルワークも含めたフィールドワークなど、実践的なカリキュラムに見直すべきである。
- ・演習については、現場におけるソーシャルワークの実践事例を学ぶ重要な機会であることから、演習のさらなる充実を図るため、現任の社会福祉士の演習への参加や現場で演習を行う機会の確保など、現任の社会福祉士を演習において積極的に活用していくことが有効ではないか。

筆者が担当した「ソーシャルワーク演習」においては、上記のような意見のすべてを反映するような内容には到底至らなかった。さらに今後も新型コロナウイルスの感染防止は続いていくと思われる。そのような中での授業の在り方に少なからず影響を及ぼしていくであろうし、指摘されているようなアウトリーチやフィールドワークを、ソーシャルディスタンスに配慮しながらどのように展開していけば良いか、後期の対面授業では検討を重ねる必要があると考える。さらに2021年度からは社会福祉士養成課程のカリキュラムが2009年度から約12年ぶりに大幅に変更されることとなった。演習で学習したことが机上の空論になってしまわぬように、社会福祉士としての実践力をより身に付けていく上での実習前・実習後教育である「ソーシャルワーク演習」となるような工夫と努力が今後求められるのであろう。

5. まとめ

本稿では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、本学が開講している科目の中の1つである「ソーシャルワーク演習」についてどのように授業を展開したか報告した。筆者自身も手探りの状態の中で授業を進めていったこともあり、受講生に少なからず不安を抱かせてしまったことは否めない。ただし、遠隔形式と対面形式の授業の両方を取り入れたことによる教育的効果もあったように感じている。

後期も引き続き「ソーシャルワーク演習」を実施していくが、例えば前期と同様に動画形式で現役の社会福祉士にインタビューする様子を伝えることを継続することも1つの方法として考え得るであろう。また、直接のやり取りを重視するとすれば、ライブ配信といった方法で、教室で受講生と現役の社会福祉士がインターネットを介してやり取りをする方法等も検討できるかもしれない。さらに受講生の数名は、夏休みの期間にソーシャルワーク実習（相談援助実習）を終える予定である。前述した「経験学習理論」のプロセスに沿って計画を立てるとすれば、前期にある程度のソーシャルワークに関する「抽象的概念化」を行い、実習を通して「新しい状況下で適用すること」を試みたと考えることもできるであろう。そこで後期の授業では、「具体的な体験」として実習での体験（倫理的ジレンマ体験なども含む）を報告し、そのことについて「省察的観察」を行うといった流れで演習の効果を検証することが可能となるかもしれない。

ちなみに福山⁽⁸⁾は、「省察的観察」のプロセスにおいて「学生は、スクリーン越し、ワンウェイミラー、視聴覚教材、資料などを観察し、自己の特性を内省する」と述べている。「省察的観察」を行う上で、例えば本学大学院で実践的に行われているようなリフレクティングトークやオープンダイアログなどの手法を用いて対話実践についての理解を深めることも可能かもしれない⁽⁹⁾。または本学が実践しているような演劇的手法を取り入れたロールプレイ等を活用し自己理解・他者理解に繋げるといった方法も考えることができるであろう⁽¹⁰⁾。ただし、これらの方法を対面授業の中で取り入れるにあたっては、ソーシャルディスタンスに十分配慮した上で実践する必要があるであろう。

今後もこれまでの授業形態に留まることなく、新たな演習教育の実践的展開と

教育的可能性について検証し続けていきたいと考える。

注

- (1) 2020年2月28日付で発表された。この事務連絡では、社会福祉士と精神保健福祉士を含む医療関係職種等27資格の各学校、養成所及び養成施設等の運営に係る取扱い及び受験資格に係る取扱い等の中でも、とりわけ実習が中止になった場合の考え方について示された。
- (2) 改訂箇所の詳細については、以下に記載しているホームページのURLを参照。
- (3) 社団法人日本社会福祉士養成校協会編（2009）相談援助演習 教員テキスト、中央法規、79頁。
- (4) 福山和女（2013）ソーシャルワーク教育における演習教育の実体：教員がもつ演習教育に対する苦手意識（特集）ソーシャルワークにおける演習教育と専門性、ソーシャルワーク学会誌、27、1-16。
- (5) ソ教連：新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成課程への影響等第1回 緊急調査（単純集計速報）（2020年5月1日）
- (6) ソ教連：新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成課程への影響等会員校 第2次緊急調査 結果（速報）（2020年7月25日）
- (7) 厚生労働省社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会：ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について（2018年3月27日）
- (8) 前掲3 78頁。
- (9) 本学大学院で開講されている科目「社会福祉学特講Ⅸ」のシラバスを参照。
- (10) 本学ではドラマ・エデュケーションや演劇ワークショップ等積極的に実践が行われている。詳細は本学ホームページやパンフレットを参照。

引用・参考文献および資料

- ・ 文部科学省及び厚生労働省関係部局 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所 及び養成施設等の対応について（2020）。
http://jaswe.jp/novel_coronavirus/doc/20200526_corona_taiou.pdf
- ・ 厚生労働省「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について（2020）。
（注2）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000604913.pdf>

- ・ 社団法人日本社会福祉士養成校協会編 (2009) 相談援助演習 教員テキスト中央法規。
- ・ 福山和女 (2013) ソーシャルワーク教育における演習教育の実体：教員がもつ演習教育に対する苦手意識 (〈特集〉ソーシャルワークにおける演習教育と専門性) ソーシャルワーク学会誌27 1-16。
- ・ ソ教連 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成課程への影響等 第1回 緊急調査 (2020)。

http://jaswe.jp/novel_coronavirus/doc/1st_corona_tanshu_20200501.pdf

- ・ ソ教連 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成課程への影響等 第2次 緊急調査 (2020)。

http://jaswe.jp/novel_coronavirus/doc/2st_corona_tanshu_20200725.pdf

- ・ 厚生労働省 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会 ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について (2018)。

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000199560.pdf

〔論文〕

日本基督教団の教勢と伝道・財政問題

土井 省悟

— 目 次 —

1. 17教区の教勢と現住陪餐会員数ゼロ年
2. 伝道・財政問題への教団の取り組み
3. 残された課題

キーワード：現住陪餐会員数ゼロ年、教団伝道対策検討委員会、機構改定

本稿は、日本におけるプロテスタント・キリスト教の宗教団体である「包括宗
教法人日本基督教団」（以下教団という）の現住陪餐会員数の減少を地域ごとに
確認し、それが意味する伝道上の問題とそれがもたらす財政上の問題に対処する
ために教団がどのような努力をしてきているかを追体験することによって、日本
基督教団の現状を理解することを目的としている。

1. 17教区の教勢と現住陪餐会員数ゼロ年

(1) 17教区

教団は、教団に所属する（教団を被包括団体とする）教会・伝道所からの報告
を集計して、毎年『教団年鑑』（以下『年鑑』という）を公表している。『年鑑』
では、教勢が、(1) 教会・伝道所数、(2) 現任教師（牧師・伝道師）数、(3) 礼

拝出席者数、(4) 教会学校出席者と教師数、(5) 受洗者数、(6) 信徒数、(7) 経常収入額、(8) 経常支出額、(9) 教団負担金割当額、の9項目に分けて報告されている。筆者は、前稿で、教団に所属するすべての教会から報告されたデータの集計値を用いて「教団の教勢」の現状を分析した(土井、2019)。

本稿で扱うデータは、地域ごとの集計値である。教団は、この地域を17に分け、それぞれを「教区」としている。教区は、「本教団所属の教会の地域的共同体」であって、「教団の教会的機能および教務を遂行するために」置かれた(教憲第6条)、不可欠な「単位」である。

以下は、地域別におかれた17の教区である(教規第59条①)。

- (1) 北海教区(北海道)、
- (2) 奥羽教区(青森県、秋田県、岩手県)、
- (3) 東北教区(宮城県、福島県、山形県)、
- (4) 関東教区(新潟県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県)、
- (5) 東京教区(東京都(江原町3丁目を除く)中野区、杉並区、市部および西多摩郡を除く)、千葉県)、
- (6) 西東京教区(東京都中野区(江原町3丁目を除く)、杉並区、市部、および西多摩郡)、
- (7) 神奈川教区(神奈川県)、
- (8) 東海教区(長野県、山梨県、静岡県)、
- (9) 中部教区(富山県、石川県、福井県、愛知県、岐阜県、三重県)、
- (10) 京都教区(京都府、滋賀県)、
- (11) 大阪教区(大阪府、奈良県、和歌山県)、
- (12) 兵庫教区(兵庫県)、
- (13) 東中国教区(岡山県、鳥取県)、
- (14) 西中国教区(広島県、山口県、島根県)、
- (15) 四国教区(香川県、愛媛県、徳島県、高知県)、
- (16) 九州教区(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)、
- (17) 沖縄教区(沖縄県)。

本稿で扱う教勢は前述の9項目の(6) 信徒数のうち、現住陪餐会員数である。

現住陪餐会員は教会と教区と教団の財政基盤の中心をなす献金額つまり、宗教団体である教会・伝道所の資金量に影響を与え、それが教会の諸活動（伝道活動）に影響を与える。と同時に、教会活動を支える人的基盤にも影響を与える。現住陪餐会員は1990年度末に10万2,957人であったものが2016年度末の8万1,887人に減少した（20.5%減）。それゆえ、現住陪餐会員数の減少がもたらす財政的・人的減少は日本基督教団の伝道の先行きに影を落としている（土井、2019）。

（2）現住陪餐会員数の推移と現住陪餐会員数ゼロ年

各教区の教勢データは当該教区の地理的範囲内にある教会・伝道所の教勢データを集計したものである。各教区の教勢データの動向（趨勢）を把握することは、個別教会・伝道所の実態把握への前段階と考えることができる。各教会・伝道所の報告に基づいて、それを教区範囲で集計し、教区単位で整理したものを集計して教団の教勢としているのである。教団が教勢データを集計しそれを公表するのは、データの整理が目的ではない。データが示す教会の実態把握のためであり、個別教会・伝道所に沈潜することによって見えなくなる大局観を得るためである。正確なデータをたくさん集めてもそのデータを活用することがなければ、ただのデータ（ないし、数字）にすぎない。教団レベルでも教区レベルでも、個別教会・伝道所のデータの示唆する意味を受け止め、問題があればそれに対処しながら、現状に適応していく道を探ることが重要であろう。

現住陪餐会員の減少によって生じる財政的・人的問題は個別教会・伝道所レベルでは最も敏感に受け止められているがそれに対処する十分な力がない。個別教会・伝道所の中には現住陪餐会員数が増加している教会もあろうし、減少幅も一様ではない。したがって、教団が全教会に向けて、現住陪餐会員の減少による財政問題を警告してもその受け止め方や反応は、教会レベルでも教区レベルでも一様ではないだろう。

第1表は、1990年度末（1991年3月末）と2016年度末（2017年3月末）の26年間の各教区の現住陪餐会員数の変化を示したものである。教規に従った順番で教区のデータを示してある。

表1 現住陪餐会員数の変化とゼロ年度(1)

教区名	1990年度		2016年度		1990年度～2016年度		ゼロ年数	ゼロ年度
	実数 人	全国比 %	実数 人	全国比 %	増減数 人	変化率 %		
①北海	3,232	3.1	2,476	3.0	-756	-23.4	85	2101
②奥羽	2,350	2.3	1,627	2.0	-723	-30.8	59	2075
③東北	3,281	3.2	2,377	2.9	-904	-27.6	68	2084
④関東	6,967	6.8	6,445	7.9	-522	-7.5	321	2337
⑤東京	29,926	29.1	17,401	21.3	-4,368	-20.1	72	2088
⑥西東京	0	0.0	6,368	7.8	-1,329	-17.3	86	2102
旧東京	29,926	29.1	23,769	29.0	-6,157	-20.6	100	2116
⑦神奈川	8,450	8.2	8,133	9.9	-317	-3.8	667	2683
⑧東海	4,983	4.8	4,421	5.4	-562	-11.3	205	2221
⑨中部	6,043	5.9	4,814	5.9	-1,229	-20.3	102	2118
⑩京都	4,690	4.6	3,359	4.1	-1,331	-28.4	66	2082
⑪大阪	8,338	8.1	6,793	8.3	-1,545	-18.5	114	2130
⑫兵庫	8,360	8.1	6,834	8.3	-1,526	-18.3	116	2132
⑬東中国	2,830	2.7	1,942	2.4	-888	-31.4	57	2073
⑭西中国	2,786	2.7	1,831	2.2	-955	-34.3	50	2066
⑮四国	3,821	3.7	2,497	3.0	-1,324	-34.7	49	2065
⑯九州	6,050	5.9	4,051	4.9	-1,999	-33.0	53	2069
⑰沖縄	852	0.8	518	0.6	-334	-39.2	40	2056
全国総数	102,957	100.0	81,887	100.0	-21,070	-20.5	101	2117

(出所)『教団年報』各年度版より作成。

ここで注意しておくべきは、1998年度に東京教区が東京教区と西東京教区に分けられたことである。したがって、1990年度時点での西東京教区の現住陪餐会員数はゼロである。東京教区を2教区に分けた結果、1998年度末の東京教区の現住陪餐会員数は21,769人であり、西東京教区のそれは7,697人である。東京教区の増減数は、 $(17,401 - 21,769) = -4,368$ 人と計算されており、変化率も $(-4,368 \div 21,769) \times 100 = -20.1(\%)$ と計算されている。西東京教区も同様の計算方法での結果 $((6,368 - 7,697) \div 7,697 \times 100 =)$ -17.3 が表には示されている。けれども他教区との比較のために「旧東京教区」を表に追加してある(これには教区番号は付けられていない)。旧東京教区の2016年度末の数字は、当該年度の東京教区の数字17,401と西東京教区の数字6,368を加えた数字23,768となっている。いわば「旧東京教区」は仮想教区である。

このような操作によって、表の「ゼロ年数」の計算式は異なってくる。「ゼロ年数」の欄の数字は、1990年度末から2016年度末の26年間の増減数が今後も、同

じ数だけ継続すると仮定すれば、2016年度の現住陪餐会員数がゼロになるのは何年先かを示した数字である。例えば、「全国総数」で示される教団所属の教会・伝道所の現住陪餐会員数がゼロになるのは、 $(81887 \div 21070) \times 26 = 101$ （小数点第2位を四捨五入）と計算される。前述の操作によって、東京教区と西東京教区は26の代わりに1998年度から2016年度の18年間の18を用いて計算している。

「ゼロ年度」の欄は、「ゼロ年数」に2016を加えて、現住陪餐会員数がゼロになる西暦年度を示している。例えば、全国総数のゼロ年数101に2016を加えて2117となり、教団の信者は百年後にはゼロになる、ということを示している。もちろん、これらの数字は、単なる算数にすぎない。

第2表は、第1表から作成したものである

表2 現住陪餐会員数の変化とゼロ年度（2）

順位	1990年度			2016年度			1990年度～2016年度			順位	教区名	ゼロ年数	ゼロ歳		
	教区名	実数 人	全国比 %	順位	教区名	実数 人	全国比 %	順位	教区名					増減数 人	変化率 %
1	⑤東京	29,926	29.1		旧東京	23,769	29.0	1	⑦沖縄	-334	-39.2	1	⑦沖縄	40	2056
	旧東京	29,926	29.1	1	⑤東京	17,401	21.3	2	⑤四国	-1,324	-34.7	2	⑤四国	49	2065
2	⑦神奈川	8,450	8.2	2	⑦神奈川	8,133	9.9	3	④西中国	-955	-34.3	3	④西中国	50	2066
3	⑫兵庫	8,360	8.1	3	⑫兵庫	6,834	8.3	4	⑯九州	-1,999	-33.0	4	⑯九州	53	2069
4	⑩大阪	8,338	8.1	4	⑩大阪	6,793	8.3	5	⑬東中国	-888	-31.4	5	⑬東中国	57	2073
5	④関東	6,967	6.8	5	④関東	6,445	7.9	6	②奥羽	-723	-30.8	6	②奥羽	59	2075
6	⑯九州	6,050	5.9	6	⑥西東京	6,368	7.8	7	⑩京都	-1,331	-28.4	7	⑩京都	66	2082
7	⑨中部	6,043	5.9	7	⑨中部	4,814	5.9	8	③東北	-904	-27.6	8	③東北	68	2084
8	⑧東海	4,983	4.8	8	⑧東海	4,421	5.4	9	①北海	-756	-23.4	9	⑤東京	72	2088
9	⑩京都	4,690	4.6	9	⑯九州	4,051	4.9		旧東京	-6,157	-20.6	10	①北海	85	2101
10	⑤四国	3,821	3.7	10	⑩京都	3,359	4.1	10	⑨中部	-1,229	-20.3	11	⑥西東京	86	2102
11	③東北	3,281	3.2	11	⑤四国	2,497	3.0	11	⑤東京	-4,368	-20.1		旧東京	100	2116
12	①北海	3,232	3.1	12	①北海	2,476	3.0	12	⑩大阪	-1,545	-18.5	12	⑨中部	102	2118
13	⑬東中国	2,830	2.7	13	③東北	2,377	2.9	13	⑫兵庫	-1,526	-18.3	13	⑩大阪	114	2130
14	④西中国	2,786	2.7	14	⑬東中国	1,942	2.4	14	⑥西東京	-1,329	-17.3	14	⑫兵庫	116	2132
15	②奥羽	2,350	2.3	15	④西中国	1,831	2.2	15	⑧東海	-562	-11.3	15	⑧東海	205	2221
16	⑦沖縄	852	0.8	16	②奥羽	1,627	2.0	16	④関東	-522	-7.5	16	④関東	321	2337
17	⑥西東京	0	0.0	17	⑦沖縄	518	0.6	17	⑦神奈川	-317	-3.8	17	⑦神奈川	667	2683
	全国総数	102,957	100.0		全国総数	81,887	100.0		全国総数	-21,070	-20.5		全国総数	101	2117

（出所）表1より作成。

まず現住陪餐会員の実数を見てみると、1990年度と2016年度では上位5教区の順位は不変である。そのうち旧東京教区は教団の現住陪餐会員数の29%を占め、他の教区よりも圧倒的に大きな教区であると言える。2番目に規模の大きい教区である神奈川教区でさえ2016年度でも9.9%である。しかしながら東京都、千葉県、神奈川県を合わせて2016年度では38.9%を占めている。埼玉県は関東教区の一部であるが、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県のいわゆる首都圏では、全国の教団の現住陪餐会員数の40%を優に超えると推察することが出来る。

兵庫教区、大阪教区を加えた、上位5位までの教区の現住陪餐会員数の全国比の合計は1990年度で60.3%であったものが2016年度では63.4%と3.1%上昇している。下位7教区（四国、東北、北海、東中国、西中国、奥羽、沖縄）の現住陪餐会員数の全国比の合計は、1990年度が18.6%であったが2016年度は16.2%と2.4%減少していることと対照的である。中位4教区（九州、中部、東海、京都）の全国比の合計は1990年度が21.1%であったものが2016年度では20.3%となり、0.8%減少している。つまり現住陪餐会員数は上位5教区の現住陪餐会員数の増加と、その他の12教区の現住陪餐会員数の減少にほぼ見合っていると言えるのである。

しかしながら、教団全体の現住陪餐会員数が20.5%減少しているのであるから、上位5教区といえども、現住陪餐会員数は減少していく。1990年度から2016年度までの26年間の減少率の大きい教区の順に並べてみると、30%台の減少率を示している教区は、大きい順で言えば、沖縄、四国、西中国、九州、東中国、奥羽の6教区である。減少率20%台の教区は、京都、東北、北海、旧東京、中部、東京、の6教区である。10%台は大阪、兵庫、西東京、東海の4教区である。関東、神奈川は一桁台である。

1990年度から2016年度までの現住陪餐会員数の減少が持続すると仮定して2016年度の現住陪餐会員数がゼロになるまでの年数を単純計算して、早い順番に見ていくと、今世紀中にゼロになる教区は、沖縄、四国、西中国、九州、東中国、奥羽、京都、東北、東京の9教区である。22世紀初頭にゼロになる教区は北海、西東京の2教区、教団は2117年度にはゼロになる。大阪、兵庫、東海、関東、神奈川教区は教団がなくなっても長く存続するということになっている。これは過去のデータの単純な計算による奇妙さである。

教区の現住陪餐会員の数字は、日本基督教団に所属する、一定地域内の教会・伝道所の信徒（教会員）数であり、教区の数字の合計が教団の現住陪餐会員数であって、それらの数字やその動向が個別教会・伝道所の動向を示すものではないのは当然である。個別教会・伝道所の現住陪餐会員数の動向とそれによって生じる課題はそれぞれに異なっている。本稿のようなマクロの集計値が示すことは、個別教会や伝道所に直接に妥当するものではない。教会・伝道所の実状や課題は個別教会・伝道所の課題である。教団や教区がマクロの数字を見て引き出す将来傾向が個別教会・伝道所の将来動向を動かしがたいものとするわけではない。ここには個別教会・伝道所の行動ないし対策の自由と結果への希望がある。

しかしながら、個別教会・伝道所の現住陪餐会員数が下落傾向を持續していくとすれば現住陪餐会員数がゼロになる日は必ず来る。したがって、本稿で確認した過去の動向は決して無意味ではない。

もちろん、現住陪餐会員数がゼロになっても、キリスト教信者がゼロになるわけではない。現住陪餐会員の中には教師が含まれていないからである。教師は、日本基督教団に所属するのであって個別教会や伝道所に所属してはいないからだ（教規123条②）。信徒はゼロになっても教師はいるわけだから、説教者は存在する。説教者が存在するということが礼拝において信者（受洗者＝現住陪餐会員）を起こすことができるということである。その意味で現住陪餐会員のゼロ年は、教会が1世紀の初期教会の時代に戻ったということの意味しているに過ぎないと考えられるかもしれない。しかしながら、信徒のいない教会は教会なのかという疑問も起こる。

当然、信徒がゼロになるまでには、各個教会や伝道所にはさまざまな問題が生じる、宗教法人として維持できない教会も生じるであろうし、教会・伝道所の閉鎖や合併も生じるであろう（飯塚2020、伊藤2020）。教師の謝儀は減少していくであろう。

表1や表2が示すゼロ年は教区において大きな違いがある。この点は、現住陪餐会員数が減少することによる問題が教会・伝道所にとって重要であるということを確認するまでの時間的差が生じることを意味する。ある教区が、現住陪餐会員数の減少が当該教区にとって重要な問題になったとしても他の教区に共感してもらえない可能性もある。教区によって、問題の優先度は異なる。現住陪餐会員数の

減少や財政上の問題以上に重要な問題がある教区もあるだろう。現住陪餐会員の減少による財政上の問題は経常収支の問題であって、それぞれの教区や教会・伝道所の資産状態によって財政問題への反応は違ってくる。けれども経常収支上の財政の悪化は資産状態によって一時的に補填されるだけで、現住陪餐会員数ゼロ年を先延ばしにするだけである。

（3）現住陪餐会員の年代別構成比の推移と現住陪餐会員数ゼロ年

第3表は、2008年度末から2018年度末までの10年間の教団の現住陪餐会員数とその年代別構成比の推移を示したものである。一番下の行は、2018年度末の現住陪餐会員の年代別数値である。表によれば、直近10年間で現住陪餐会員は13,497人（14.6%）減少している。

この数値が今後も続くとして、現住陪餐会員ゼロ年を計算すると2076（ $=78843 \div 13497 \times 10 + 2018$ ）年度である。これは、第1表が示すゼロ年より早くなっている。危機は遠のいているのではない。

2018年度末の70歳以上の現住陪餐会員数36,110人に注目してみると、20年後にはこの数字は、ほぼゼロになると想定できる。なぜなら、2019年7月30日に厚生労働省が発表した日本人の平均寿命は、女性が87.32歳、男性が81.25歳であることを考えるなら、2018年度末に70歳であった人は、20年後には90歳であるからだ。この20年間、70歳未満の人の死亡率をゼロと仮定し、2018年度の受洗者数1,086人が20年間同数とすると、現住陪餐会員数数は、2038年度末は64,453（ $=78843 - 36110 + 21720$ ）人となり、2018年度末に比して14,390人（ $=78843 - 64453$ ）（18.3%）減少する。この数字をもとに計算すると現住陪餐会員ゼロ年は2127（ $=(64453 \div 14390) \times 20 + 2038$ ）年となり、表1で示され教団ゼロ年2117年より10年遅くなっている。

これらは、現在のデータをもとにした仮説的計算にすぎない。

表3 教団の現住陪餐会員年齢別構成比：2008年度～2018年度（単位％）

年度	現住陪餐 会員数人	30歳 未満%	30歳 代%	40歳 代%	50歳 代%	60歳 代%	70歳 以上%
2008	92,340	5.4	8.4	12.7	15.7	26.5	31.4
2009	91,666	5.3	7.9	12.5	14.9	26.5	33.8
2010	90,184	5.2	7.6	12.2	14.5	24.8	35.7
2011	89,157	5.2	7.1	11.9	14.5	24	38.8
2012	88,110	5.1	6.7	11.7	14.3	23.3	38.8
2013	86,131	4.9	6.2	11.6	14.4	22.6	40.3
2014	85,001	4.9	5.8	11.3	14.5	22.3	41.1
2015	83,884	4.8	5.5	10.9	14.7	21.9	42
2016	81,887	4.8	5.3	10.6	14.7	21.2	43.3
2017	80,518	4.7	5.2	10.1	14.6	20.7	44.5
2018	78,843	4.8	5.1	9.8	14.7	19.8	45.8
2018	78,843	3,784	4,021	7,727	11,590	15,611	36,110

（出所）年齢別構成比は、信徒の友編集部「データで見る日本基督教団の教勢推移」『信徒の友』2020年7月号、15頁の図から、現住陪餐会員数は『日本基督教団年鑑』から、作成した。

（４）伝道問題と財政問題の因果関係

教団は、各教区を通して当該教区内の個別教会・伝道所の教勢を教団に報告する。教団はそれらの教勢を集計して『教団年鑑』を作成する。したがって、教団は、教勢の全国的傾向をデータでいち早く察知することができる。察知された教勢の全国的な傾向から生じる問題を解決するための対策を講じることを考える。けれども、各教区や個別教会・伝道所の意思を無視して何らかの対策をとることはできない。教団は、教勢低下、特に現住陪餐会員数の減少がもたらす影響について警鐘を鳴らすことによって、宗教団体として何らかの一致した対策を見出す努力をせざるを得ない。教団の取る対策は、教区総会で選ばれる教団総会議員の会議（教団総会）で決定される。現住陪餐会員数の減少に対する対策も教区総会議員による議決によって実行されていくことになる。このことは、教区総会議員を送り出している個別教会・伝道所の役員（長老）ひいては教会員が現住陪餐会員数の減少がもたらす影響についての理解と問題の重要性の認識が重要になってくる、といえるかもしれない。

個別教会・伝道所においては、現住陪餐会員数の減少がもたらす影響と対策は直接的に実感される。現住陪餐会員（教会員）数の減少は、月定献金や礼拝献金の減少を通じて、経常会計収入の減少となる。経常収入の減少は経常支出を削減

する圧力になる。個別教会の支出の大部分は、教職への「謝儀」である。教師への「謝儀」は教会の献金収入の減少によって即座に下げることができない。そのため他の支出を削減せざるを得なくなってくる。他の支出の中には、教区への負担金がある。この負担金は教区の経常収入となる。個別教会・伝道所の経常収入の減少は、教区への負担金の減少圧力となる。各教区は、教団へ負担金を納入する。教団負担金は教団の経常収入となる。教団負担金の減少は、負担金以外の収入（献金）を拡大するか支出を減少せざるを得なくなっていく。

現住陪餐会員数減少による個別教会・伝道所の献金収入の減少が経常収支を悪化させる。経常収支を改善するために支出を削減すると資金面から教会活動を縮小せざるを得なくなる。もちろん現住陪餐会員の減少は、教会学校等の教会活動奉仕者を減少させ一層教会活動を減退させる。それゆえ現住陪餐会員の減少は資金的にも人的にも教会活動を一層減退させるという悪循環に陥る。教会という宗教団体の目標は信者を増やし信者を育成ことであるということから教会の使命は信者つまり現住陪餐会員を増やしていくことである。したがって、教会・伝道所、教区、教団の財政問題と伝道問題は現住陪餐会員数の減少を媒介にして密接な関係があると考えられる。

次節では、教団が、現実の教会・伝道所、教区の財政問題への緩和、伝道の進展のために、何ができるかを求めてきた最近の努力の跡を教団の機関誌である『教団新報』をもとに確認していく。

2. 伝道・財政問題への教団の取り組み

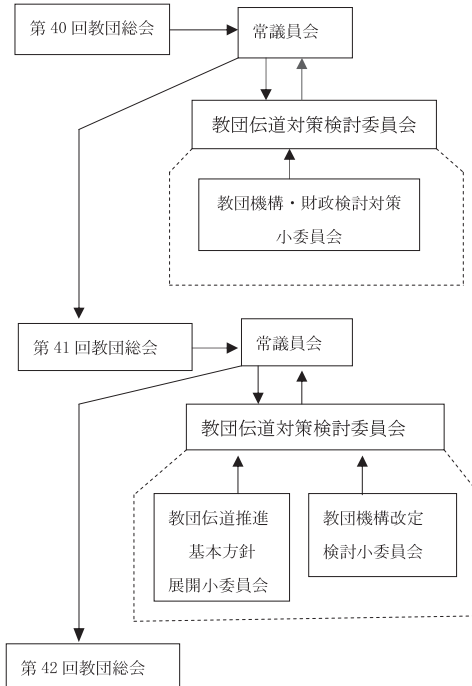
(1) 地図

財政問題にしろ、伝道問題にしろ、何らかの行動を起こすには、最終的には教団総会の議決を必要とする。そのためには、常議員会が総会の議案として承認しなければならない。それゆえ、財政問題と伝道問題のための教団の努力とは具体的に教団総会への道なのである。教団総会は2年に1回10月に開催される。ある年の教団総会と2年後の教団総会との間の期間を「総会期」と呼んでおり、総会毎に総会議長、副議長、書記が改選され、各種委員会のメンバーも変更される。

図1は第40総会期と第41総会期において伝道・財政問題を検討してきた機構的

枠組みを示したものである。その中心は、2016年12月12・13日に開催された第40総会期第1回常議員会において設置が決まった「教団伝道対策検討委員会」である。図1は、2016年から2020年までの4年間の伝道・財政問題の検討の動き見失わないための地図である。

図1 伝道・財政問題検討の流れ



（2）2016年

1. 6月3日の予算決算委員会は諸教会の献金収入が毎年減少しているので、各教区からの教団負担金が今後、5年後、10年後を見通すときには更なる減少を覚悟しなければならないという「今後の教団財政の見通し」を発表した（『教団新報』第4844号、2016年7月23日、以下では号数と発行日のみを示す）。9月12日、13日の同委員会では「2020年度までは無理に予算を今の形で組めるかもしれないが、2020年度を越えた時には、教団財政は危機的になる見通しである」との見解

が示されている（4849・50、16年10月22日）。

2. 第40回教団総会（4851、16年11月26日）

教団財政の厳しい見通しを受けて、16年10月25日—27日に開催された「伝道する教団の建設—十字架の贖いを土台として—」を主題とする第40回教団総会で、石橋秀雄教団総会議長は議長報告の中で『2030年問題』など教会の内外で危機が叫ばれている状況の中、『伝道する教団の建設』こそが、教会のあるべき姿である」と述べ、更に、佐々木美知夫副議長は「教団は、これから財政的にも機構的にも重要な時期に入っていく。教団が伝道力をしっかり持って歩む、責任の重さを感じている」と再選後の挨拶で述べている。

石橋秀雄議長によれば、「日本基督教団は信徒減少による教会の消滅の危機、財政破綻の危機を迎えようとしている。第40回教団総会においてはこの危機を共有し、全教団的取り組みが急務であることを確認する総会となった」のである（4854、17年1月28日）。教団三役の一人・雲然俊美書記は「今総会期においては、特に教団のこれからを見据えた取り組みが必要であると思っています。昨年、予算決算委員会が発表した『今後の教団財政の見通し』内容に改めて驚きました。教団財政のきわめて厳しい見通しがかかれていたからです。この意味しているところは、教団所属の教会・伝道所の教勢の低下ということです。それは、教団の組織や財政のあり方の見直しのほか、各個教会・伝道所および各教区のあり方や運営の見直しといったことにも影響が及ぶことと思います。」と述べている（4855、2月18日）。

第40回教団総会では教団財政の危機的状況を認め、そのために必要な機構改革、財政改革に向かうことになったのである。もちろん課題を認めたとしてもこれらの改革が直ちに実現するわけではない。これから、具体的な方策を決定し、それを実行し、効果を発揮するまでには時間がかかる。教団として実効策を実施するには教団総会の決議が必要になるからである。とはいえ、一応のルールが引かれたことが重要なのである。

3. 教団伝道対策検討委員会の設立（4854、17年1月28日）

2016年12月12—13日に開催された第40総会期第1回定議会で「教団伝道対策検討委員会の設置」が石橋議長から提案され質疑応答の結果、承認された。石橋議長は質問に答えて「この委員会は、洗礼者を生みだすための組織改革を検討す

る委員会である」と答えている。

つまり現住陪餐会員を増やすことが目指されているということである。教団財政の危機的状況の大きな原因は現住陪餐会員数の減少にあるのだから、教会・伝道所の信徒を増やすことが目指されるのは当然である。それは宗教団体の目的でもある。

（3）2017年

4. 第1回教団伝道対策検討委員会（4856、17年3月11日）

17年1月30日に、8名の教区議長（北海、東北、関東、東京、中部、大阪、四国、九州）と三役の他、5人の常議員（東野尚久（教職）、望月克仁（信徒）、佐久間文雄（信徒）、遠藤道雄（信徒）、中寫暁彦（信徒））の16名を委員とし、予算決算委員長と総務幹事、財務幹事、宣教担当幹事を常時陪席者とする、教団伝道対策検討委員会（委員長：石橋教団議長、書記：雲然教団総会書記）の第1回目が開催された。

本委員会の目的は「教団の各委員会の組織と財政のあり方の見直しを含め、教会・教区・教団における伝道力の命と力を回復し、伝道力を高める体制を整えることを検討する」（本委員会設置議案より）ことを確認し、石橋議長が、教団の伝道力の命と力の回復のために、①教団の教勢低下の状況分析、②伝道推進基本方策提案（祈祷運動、信徒運動、献金運動）③機構改正・財政検討案（宣教委員会改組、伝道戦略検討、伝道協力推進など）について発題をした。その発言に対する協議の中で、「教勢の低下など統計的な面から議論がなされていることに対する異議⁽⁹⁾」が出されたことが報じられている。

5. 全国教区議長会議（4865、17年7月22日）

17年6月5日に開催された第40総会期第1回全国教区議長会議では、各教区の伝道の現状と伝道の進展の具体的な取り組みの報告を互いに聞き合い、教団伝道推進基本方針について協議した。協議において、「教団財政が危機的な状況に向かっていることは理解しているが、そのことと伝道推進ということが結びつかない」という意見が出された。佐々木美知夫副議長より、教団機構・財政検討小委員会（委員長：佐々木美知夫副議長）を設置することについて説明がなされた。これについては、「教団における伝道推進ということと財政のことが結びつかないの

で反対である⁽³⁾」という意見が出された。

6. 教団伝道推進基本方針の制定 (4968、2017年9月16日)

17年7月10・11日に開催された第40総会期第2回常議員会では「教団伝道推進基本方針」が審議のうえ制定された。さらに伝道対策検討委員会から教団機構・財政検討小委員会の設置が報告された。

7. 教団伝道対策検討委員会の検討の課題 (4872、17年12月2日)

17年9月6日、第4回伝道対策検討委員会が開催され、佐々木美知夫・教団機構・財政検討小委員長から、①33総会期「教団機構改正・財政検討委員会」答申、②35総会期「教団機構検討特設委員会」答申、③39総会期「将来構想検討委員会」報告の整理・分析・検討をし、④予算決算委員会における教団財政検討内容を確認した⁽⁴⁾こと、⑤今後、各教区の機構や他教派の機構なども参考にして検討を進めることにしていることが報告された。続いて、三役から資料『「教団伝道推進基本方針」の展開に向けて』により「教区伝道推進基本方針」の具体的展開案が紹介されたほか、資料「全国伝道推進献金（試案）」により、教団各個教会・伝道所の伝道と基礎的財政を支える献金制度案が提示された。

8. 全国財務委員長会議 (4870、17年10月28日)

17年9月25日・26日には第40総会期第1回全国財務委員長会議が開催され、各教区から現住陪餐会員の減少に伴い教区運営に苦痛している現状がかたられ、教団財政の更なるスリム化が求められた。2日目には「伝道を支える教区財政」と題して東北教区、中部教区、東中国教区議長から発題があった。全国財務委員長会議の後に開かれた第40総会期第3回予算決算委員会⁽⁵⁾では、多くの教区において財政が厳しい中でも伝道を進展させるための工夫がなされており昨年度よりも中身の濃い議論が行われたと今回の全国財務委員長会議を評価した (4870 (17年10月28日))。

9. 全国教区議長会議 (4875、2018年1月27日)

12月11日・12日、40総会期第2回全国教区議長会議が行われ、伝道対策検討委員会報告と同委員会が設置した教団機構・財政検討小委員会報告がなされた。①教団における信仰の一致は何か、②伝道対策検討委員会で審議している伝道の概念は何か⁽⁶⁾、③小規模教会に対してどのような支援をしているのか、等々が協議された⁽⁷⁾。その後、各教区議長から、教区における伝道の取り組みの現状と課題につ

いて報告がされた。

（４）２０１８年

10. 教団機構・財政検討小委員会中間報告（4876、2018年2月27日）

18年1月18日、第40総会期第5回教団伝道対策検討委員会が開催され、教団機構・財政検討小委員会の中間報告がなされた。これまでの教団機構改正を振り返り、機構検討の基本方針を定め、次のような内容の教団機構改定案が示された。

- ① 財政規模に応じた教団機構を考え、委員会を改編し、総務局と伝道局を設置する
- ② 教団総会では法定議案を中心に扱い、議員数を減らし、経費を削減する。
- ③ 日本伝道の喜びが教団全体に満ちることを願って、小規模教会に対する財政支援（新たな献金制度）を創設する。
- ④ キリスト教学校・社会福祉団体におけるキリスト者の働き手を育てるために、「教団奨学金」をつくる。
- ⑤ 出版局に関して、第35総会期教団機構検討特設委員会の答申内容を確認する。

さらに、教団機構改定については、第41回教団総会において審議することが提案された。協議の後、伝道対策検討委員会としては、この「中間報告」の検討の方向性を承認し、第4回常議員会において報告し、協議することとした。

11. 第4回常議員会（4877・78、2018年3月3日）

18年2月5・6日、第40総会期第4回定議員会が開催された。教団伝道対策検討委員会報告が行われその中で教団機構・財政検討小委員会の「中間報告」がなされた。佐々木美知夫・小委員長は「教団は、50年、68年と過去2回、機構改正を行ったが、今回は、これを上回る大幅なものを考えている。第41回教団総会に、機構改定議案、関連教規変更議案を提出したい」として次の検討内容4項目を説明した。

（１）「教団機構の改定と財政」。

- ①教団の取り扱い事項全てに委員会を配置する在り方を改め、各部門の審議・議決は一つの委員会が行う。
- ②特設委員会は置かず、委員会数、経費の削減を図る。

③現在の委員会を改編し、総務部、伝道部を置く。

(2)「教団総会の規模と在り方」。

①教団財政における負担軽減のため、教団総会を一泊二日とし、法定議案を中心に扱い、議員数200名、会場は教会を用いる。

②法定議案以外は、宣教方策会議を『大会』とし、大会で可決し、常議員会を経て次の総会に提出する。

(3)「各個教会強化への財政支援」。

一定規模に達していない教会・伝道所の財政基盤への援助を行う『全国伝道推進献金』の設置。

(4)「伝道・教育・社会福祉分野の人材供給に関する財政支援」。

将来、教会やキリスト教学校、社会福祉団体で働く者を支える奨学金のため『若木献金』を設置。

以上の報告をうけて、常議員による活発な質疑応答があった。質疑の中で、今回の変更が、毎年500万円ずつ収入が減っている現状を踏まえ、2億5千万円の負担金を2億円、1億5千万円の人件費を1億円規模にすることを目指し、10年間を維持できるようにするための変更であることが明らかになった。今後の進め方については、石橋議長は、「丁寧に進めなければならぬので余裕をもって行う」ということを付して承認を求めた。具体的には第41回総会では扱わず、中間報告をもとに作業を進め、教区総会に進捗を報告しながら進めるということである。こうして、小委員会の「中間報告」は賛成多数で承認された。

12. 教団機構・財政検討小委員会より三案提示（4882、18年5月26日）

18年4月3日、第6回教団伝道対策検討委員会で、教団機構・財政検討小委員会より「教団機構改定案・骨子」、「全国伝道推進献金試案」、「教団奨学金献金試案」が提示され、以下のように説明された。

日本伝道においては、各地域に立てられ、地域に仕えて伝道している教会・伝道所が伝道の拠点であり、それらを支えることが日本伝道の進展をもたらすものである。そのことを踏まえて、教団常議員会において、「祈祷運動」、「信徒運動」、「献金運動」の三つを柱とする「教団伝道推進基本方針」を策定した。伝道に集中する体制を整えるために、教団の機構と財政の検討が必要であることから、教団総会議員の減員、常議員会構成員見直し、現行委員会制の改編（総務部、伝道

局の設置など）を内容とする「教団機構改定案・骨子」を、また各個教会・伝道所の基礎的財政支援と伝道力の向上・充実のための「全国伝道推進献金」を、さらに、教団と協力関係にある学校、幼稚園、保育園、施設等との関係維持発展のためにキリスト者の働き人を生み出し、支える「教団奨学金献金」を実施する。

13. 「教団機構改定案骨子」教区総会で説明（4886・87、2018年8月4日）

18年7月5日。第7回伝道対策検討委員会において、各教区総会で教団問安使が説明した「教団機構改定案骨子」に対する意見が報告され、それを踏まえて、教団機構改定案の検討に入った。協議の後、本検討委員会より、常議員会に、次総会期も伝道対策検討委員会を継続して設置することを提案することとした。

14. 第6回常議員会（4886・87、18年8月4日）

18年7月9・10日、第40総会期第6回常議員会の2日目に「教団伝道推進に関する件」が上程され、「伝道推進基本方針」の展開と「献金運動」の具体化を進め、機構改定を検討することが提案された。協議の上、雲然俊美書記は、委員や予算を詰めた上で10月の常議員会に再提案する方向を示し、提案者の石橋秀雄議長は、伝道対策検討委員会継続の姿勢を示しつつ、「議案を取り下げ、整えた上で、新たに提案する」と述べた。

15. 第40総会期最後の教団伝道対策検討委員会（4892、2018年11月24日）

18年8月31日、第8回教団伝道対策検討委員会が開催された。第6回常議員会において、議案「教団伝道推進に関する件」（①「伝道推進基本方針」展開、②「献金運動」具体化、③伝道推進を目的とした教団機構改定検討）は内容を整えて次回常議員会に提案することになったことが報告された。次総会期に本検討委員会を継続して設置することに関して、石橋委員長は、これまでの委員構成（三役を含む常議員8名、教区議長8名）に伝道推進室書記を加え、伝道の取り組みや「献金運動」の推進を具体化する委員会とすることを提案した。

さらに、今後検討すべき事柄について話し合い、①第41回教団総会において教団機構改定について協議する時間を持つことを教団総会準備委員会に提案すること、②常議員会における検討を進めるために第41総会期第1回常議員会において、これまでの機構改定に関する議論や課題等について協議する時間を持ち「機構改定案骨子」の内容を実質的に審議することにしてほしいとの意見が出された。

教団が持っているネットワークの大切さを確認したこと、全国教区議長会議を複

数回開催したことは大変意義があったこと、常議員会・本検討委員会・全国教区議長会議それぞれにおける検討がかみ合っていないことなど、本委員会を総括した。そうして、最後に、石橋委員長が各委員会の苦勞に対して感謝し、今総会期最後の検討委員会を終えた。

16. 第41回教団総会（4892、2018年11月24日）

18年10月23日～25日、第41回教団総会（主題「伝道する教団の建設—伝道の命と力の回復—」）が開催された。石橋議長はその議長報告で次のように述べている。「2016年度の受洗者は939名で、教団創設以来最少の受洗者だった。教会にしからせていない『伝道の命と力』の回復が求められている。主の伝道命令に忠実に従い、『伝道する教団の建設』を進めるため、三役・教区議長8名・常議員8名で構成する教団伝道対策検討委員会を設置し、議論を深めて、第42回教団総会に『教団機構改定議案』を提出する」。

本総会で、石橋秀雄教団総会議長、久世そらち副議長、雲然俊美書記が選ばれた。2018年4月に着任した秋山徹総幹事と共に新しい四役で教団の舵取りを担うことになる。『伝道する教団の建設』を掲げて機構改定に実質的に着手する総会期となる。全教団的に取り組むことが求められている、と『教団新報』の記者は述べている。

総会2日目には、18年の各教区総会において「教団機構改定骨子案」が示されたことを受けて教団全体の意見を聞く初めての協議会の場が設定された。質疑応答はなく17名の発言者があり、①財政問題からのみの機構改定が先行することで、そもそもの伝道論や宣教論が希薄になることへの危惧、②教団紛争において顕著になった、いわゆる教会派、社会派と言われる教会群を越えての改革が必要、③他教派の改革実情調査、青年伝道、離島・過疎地の伝道、信徒育成、献金運動など、発言は多岐にわたった、と報じられている。

一つの結論や協議会としての着地点があったわけではなく、それぞれの発言を踏まえて骨子案への具体的肉付け、展開、提案が今後必要で、41総会期の最も重要な案件となる、と『教団新報』は言っている。

17. 期待される伝道推進信徒運動の展開（4893・94、2018年11月24日）

石橋秀雄議長は『「伝道推進基本方針」の具体的展開を求めて』と題する「三役の抱負と祈り」のなかで次のように「伝道推進信徒運動の展開」に期待を寄せ

ている。

『危機は好機』と言われるが、教団の危機が叫ばれる中で、対立を越えて全教団的な議論がなされ、日本伝道の推進ということで一致し『教団伝道推進基本方針』が定められ、第41回総会期になすべきことが鮮明にされたことは感謝である。この『伝道推進基本方針』の具体的展開が求められている。『聖書を読んで祈って伝道する』信徒運動によって教団の伝道を推進していきたい。毎日熱心に聖書を読んで、熱く祈り、献金を喜んで献げる信徒が1000人、3000人、5000人、1万人と膨らんでいったらどれほどの日本伝道の推進力になっていくだろうか。伝道の恵みに与り、伝道を喜び、伝道を楽しむ伝道推進信徒運動を展開することができたなら教団の明日が開かれる。(1) 拠点教会（その地にその教会しかない）のために祈り、支える。(2) 教区の伝道推進のために祈り、支える。(3) 神学校の献身者のために祈り、支える。(4) 学校伝道・青年伝道のために祈り、支える。以上を中心にして、『伝道推進室』がこの運動に仕え、教区、教会についての伝道推進に仕える企画と具体的伝道協力を進める。『伝道資金』の将来性を鑑み、教団の伝道を献金運動として展開して血の通う教団にする。

18. 第2回定議員会（4895、2019年1月26日）

18年12月27・28日、第41総会期第2回常議員会が開催された。石橋議長は「信仰告白、教憲・教規において一致し、主の御体なる教会として伝道の命と力の回復をしつつ機構改定をしていく。沖縄が次期総会にもどってくることを切望するとともに、合同50周年には議長として声明を出したい」との挨拶を行った。

第1日目夜の夜、「伝道推進・教団機構改定に関する協議会」が行われた。機構改定の方向性について初めてのまとまった常議員会での協議会である。進行役の雲然俊美書記は、協議会の意図はこれまでの議論の流れと進み具合を今総会期の定議員会で共有することであり、協議会の目的は「率直な意見を出し合って今後の方向性を定めることであり、何らかの決議に達することではない、と伝え、今期常議員会は、次総会で機構改定を議案として上程することをめざして話しを進めたいと述べた。協議会は、

- ① 各自が教団財政問題に危機感を持ち、自身のこととして深刻に受け止めようとの強い呼びかけから始まった。
- ② それに対して、「教団が残っても全国の教会がなくなっては意味がない。伝

道の主体は各個教会なので、各個教会存続の問題とどうつなげるのかが機構改定の柱の一つだ」との意見が出された。教会・教区・教団の働きが重複するために生じる無駄を整理し、それぞれにしかできない務めを見定めようと述べられた。教団にしか出来ない役割の絞り込みが、改定実施の道を開くとの見解である。

- ③ 実施には教団の一致が不可欠なので、沖縄教区の復帰と北村問題の解決が今総会期にと望む声があったが、課題を財政問題に絞り込んで進めようとの意見が繰り返し出された。「伝道の命の回復」には必ず経費が生じ、「お金の問題が付いてくる」からである。常議員会は『骨子案』の教団組織のスリム化や全国献金といった財政的提案をより良いようにして次総会で議案上程する責務を負う、と常議員会の責任が強調された。
- ④ 教団と教区を分ける考えに対して、地方から都市の教区へと移住する青年層に配慮できるのは教団だとの意見があった。教会・教区が生み出した信徒が教団の一員であり続けるために、教団は教会・教区間のネットワーク作りを期待されている。
- ⑤ 改定により総会議員数が縮小され、少数意見が全体に届かなくなるとの危惧表明があった。関連して、各教区からの議員数について工夫と配慮が望まれた。
- ⑥ 危機感から守りの姿勢に入り、伝道推進の気概が損なわれることが懸念された。今を蓄積の時と捉え、喜びをもって伝道することで一致し、献身と献金を行いたいという複数の声が上がった。

協議会の終わりに、雲然書記は、これからの柱とすべき事柄が挙げられたこと、それらを軸に三役で話し合い、伝道対策検討委員会で更に議論を深める予定である、と告げた。

2日目には、石橋議長が提案した伝道対策検討委員会の委員選任案を可決した。提案された委員：(三役)石橋秀雄総会議長、久世そらち副議長、雲然俊美書記／(常議員)佐久間文雄(信徒)、井田昌之(信徒、常任常議員)、望月克己(信徒、常任常議員)、河田直子(信徒)、／網中彰子・伝道推進室書記／奥羽、東京、神奈川、大阪、兵庫、東中国、西中国、四国各教区議長、の16名である(4895、2019.1.26)。

第40総会期の委員に比べると北海、東北、関東、中部、九州教区議長が抜け、奥羽、神奈川、兵庫、東中国、西中国教区議長が加わった。2総会期にわたっての委員は、東京（岸俊彦）、大阪（小笠原純）、四国（黒田若雄）の4教区議長である。三役の内、副議長が佐々木美知夫から久世そらちに代わり、常議員から東野尚志（教職）と遠藤道雄（信徒）、中寫暁彦（信徒、常任常議員）が抜け、井田昌之（信徒）と河田道子（信徒）が新たに加わった。伝道推進室書記が加わるようになったのは、伝道推進室委員であった中島暁彦の代わりに伝道推進室が継続的に関わるためである。なお、予算決算委員長は陪席者ではなくなった。

（5）2019年

19. 19年1月29日、第1回教団伝道対策検討委員会（4897・98号、2019年3月2日）

この委員会は、前総会期の教団伝道対策検討委員会の継続として常議員会の下に設置されたもので、メンバーは、委員が、教団三役、常議員4名と8教区総会議長と伝道推進室書記の16名、陪席者として常任常議員および総幹事他幹事4名であること、委員会の目的は「教団伝道推進基本方針」の具体的な展開を伝道推進室と連携して実施すること、および、教団の伝道を推進しつつ教団機構改定に取り組み、その議案化を図ることであることが確認された。

石橋秀雄議長を委員長に、雲然俊美書記を委員会書記に選任した後、第41回教団総会「教団伝道推進と教団機構改定に関する協議会」と第2回常議員会「教団伝道推進・機構改定に関する協議会」の報告がなされた。続いて、石橋委員長より

①教団伝道推進基本方針の展開を検討する「教団伝道推進基本方針展開小委員会」の設置、②教会・教区の伝道に仕え、教団の伝道を推進するための機構改革を検討する「教団機構改定検討小委員会」の設置、③検討内容の教区・教会への周知をはかると共に、沖縄教区に配慮することが提案された。協議の後、委員会として、この提案を承認して次のように小委員会委員を選任した。

- ①「教団伝道推進基本方針展開検討小委員会」：岸俊彦（委員長）、雲然俊美（書記）、望月克仁、河田直子、網中彰子（伝道推進室書記）。②「教団機構改定検討小委員会」：久世そらち（委員長）、黒田若雄（書記）、佐久間文雄、井田昌之、小西望（陪席、常任常議員）。

協議において、①教団の伝道と財政について、②機構改定と運用面での改善について、③教区と教団の信頼関係を築くことについて、④「機構改定案骨子」をもとに検討を進めることについて、⑤沖縄教区との関係の持ち方について、⑥今後の検討のスケジュールについて等の諸課題を検討した。

石橋委員長は、教団議長として、今年の各教区総会で配布する教団伝道推進・機構改定に関する資料の作成のために第3回（臨時）常議員会を開催する意向を述べ、次回委員会において常議員会に提案する資料の原案を作成することとした。

20. 19年4月15日、第2回伝道対策検討委員会、(4908・09、2019年8月10日)

伝道推進基本方針展開検討小委員会から教団伝道推進基本方針の改訂案と、各教区総会で配布する同方針の具体的な展開案が、教団機構改定検討小委員会からは、各教区総会に配付する教団機構改定案が出され、これを承認した。同日午後開催される第3回（臨時）常議員会にこの3つの提案をすることとした。

21. 19年7月27日、「教区総会を終えて」(4907、2019年7月27日)

「教団議長挨拶」において、伝道推進と機構改定の教団の課題を提示したこともあって、どの教区でも例年になく長い時間をとって下さって多くの問いや意見の交換をすることができた。教団より提示された内容が明確な改訂案というより、考慮すべき課題の提示が主であったので、賛成・反対の意見ではなく、様々な意見を聞くことが中心になった、と秋山徹総幹事総括している。

22. 19年7月5日、第3回伝道対策検討委員会 (4908・09、2019年8月10日)

各教区総会において出された意見を踏まえて、教団伝道推進基本方針展開検討小委員会から具体的な展開として、

①10月より毎月第3日曜日に「日本伝道推進を祈る日」を実施すること（各教区から祈りに覚える教会名を挙げてもらう、教団新報等にそれらの教会の紹介欄を設ける）、②「全国伝道推進献金」を実施することが提案され、これを承認した。

教団機構改定検討小委員会から、各教区より出された意見（①教団総会議員数の削減については小規模教会への配慮が必要、②組織の効率化を期待する、③中央集権化を危惧するなど）を踏まえて検討した結果、

①教団総会議員については、教区選出議員数を教師100名、信徒100名とし、それとは別に推薦議員を「16名を越えない範囲」とすること、

②議員配分における「一定数」（教師・信徒各3名）については1.5と2名の2案があること、

③常議員数は三役、教師6名、信徒6名とすることが提案され、これを承認した。

以上の検討の後、7月8日～9日開催の第4回常議員会に、「伝道推進基本方針」の具体的な展開については議案を提出すること、教団機構改定については現在の検討状況を報告し、意見を聞くこととした。

23. 19年9月13日、第4回教団伝道検討委員会（4912・13、2019年10月12日）

岸俊彦・教団伝道推進基本方針展開検討小委員長が教団伝道推進基本方針の具体的な取り組みの現状を報告した。久世そらち・教団機構改定検討補小委員長が、次のような教団機構改定案を報告した。①教団総会議員数を教師100名、信徒100名、推薦議員16名を超えないとする。②各教区選出について、最初に配分する議員数を教師2名、信徒2名とする。③常議員数を三役と、教師6名、信徒6名とする。協議の後、教団伝道対策検討委員会として二つの小委員会の報告を承認し、10月に開かれる、第5回常議員会に、教団伝道推進基本方針の具体的な展開の現状について報告すること、および教団機構改定案を提示することとした。

24. 19年9月26日～27日、第3回予算決算委員会、第1回全国財務委員長会議（4914、2019年11月9日）

①26日の予算決算委員会では、秋山徹総幹事、道家紀一総務幹事、大三島紀一財務幹事より、19年度補正予算案と20年度予算案が示された。20年度予算案では、負担金収入の減額に伴い、財政規模の縮小は避けられないが、教団の通常教務執行に支障がないよう配慮が加えられたものになっているが、可能な限り減額予算とした。予備費の支出が50万円のため、特別な支出があれば、差損に陥る財務体質に変わりはない、と説明があった。続いて、事務局より提示された20年度負担金算定案につき協議し、予算原案、20年度負担金算定案を全国財務委員長会議に提示することとなった。

②第41総会期第1回全国財務委員長会議では、欠席した沖縄教区を除く16教区の財務委員長全員から、止まらない信徒数減少に伴う献金額減少、教勢は確実に低下していること、教区全体の活動費も減り、支障が出てきている、それでも活動はなるべく縮小しないようにしていることが報告された。小規模教会と大規模教会、都市部と農村部の格差が激しいこと、小さい教会を助けようとすると大き

い教会の負担が大きくなりすぎることに、互助資金はだんだん増える傾向にあり、その財源はどうすべきか、独自の大きな問題を抱えた教区や教区全体の機構改定が喫緊の課題だとか、いつ必要となるかわからない災害応資金の準備が財政難の中にあっても避けて通れない案件だという意見が出された。

27日、年金局と出版局の報告の後、久世そらち教団副議長から「日本基督教団伝道推進基本方針における機構改定について」の発題があった。午後からは、それぞれの教区の問題点を分かち合った。若い人は生活そのものが精一杯でなかなか献金までは難しく高齢者の年金に支えられている教会が多いのが現状であること、そのような中、教区負担金をどのように決めていけばよいのかなど重い問題が山積していること、残念なことにこの厳しい財政状況はほとんど教会員一人一人にまで伝わっていない、しかし、信徒は知る必要があり、共に乗り越えなくてはならない、といった活発な意見があった。

③全国財務委員長会議終了後の予算決算委員会では20年度予算原案と各教区への負担金配賦額を決定した。全国財務委員長会議に関する協議では、各教区とも厳しい財政状況の中で、どうすれば教区運営が成り立つかという課題につき、中身の濃い議論等が交わされたと評価した上で、久世そらち副議長による発題を受け、機構改定後の教団予算策定について、予算決算委員会として未知数であることが懸念されるため、機構改定が第42回教団総会で可決されることを見越した新予算の策定が必要であることを確認した。

25. 19年10月7～8日、第5回常議員会、(4914、2019年11月9日)

教団伝道対策検討委員会報告の中で、岸俊彦・教団伝道推進基本方針検討小委員長は『信徒の友』に各教区からの「祈りに覚える教会」を掲載する企画について、第4回常議員会の議決からの変更について説明をくわえつつ取り組みの現状を説明した。

久世そらち・教団機構改定検討小委員長は、教団総会議員数案（議員数は教師100名、信徒100名、推薦議員は16名を超えない数とし、各教区選出議員数は、教師2名、信徒2名とすること、常議員数案（三役と教師6名、信徒6名とする）を提示した。事務局・委員会の改変については、重点が経費削減にあり、活動の縮小が肝要であると提言した。これらに伴って必要となる教規条文変更の具体的な協議には至っていない、ことも報告された。質疑と協議を終えて、伝道

対策検討委員会報告は承認された。

（６）２０２０年

26. 20年1月10日、第6回伝道対策検討委員会（4920、2012年2月15日）

岸俊彦・教団伝道推進基本方針展開検討小委員長は、『信徒の友』に「日本伝道の推進を祈る日」の連載が始まっていること、全国伝道推進献金が寄せられていることを報告した後に、教区に「伝道推進委員会」の設置を呼びかけること、「日本伝道の推進を祈る日」にかかわる教会や教区の取り組みを紹介すること、全国伝道推進献金運用指針を定めることを常議員会に提案したい、と述べた。協議の後、本委員会から常議員会に対して、上記の提案をすることを承認した。

久世そらち・機構改定検討小委員長は、「教団機構改定に関する教規変更案（教団機構改定検討小委員会試案）」により機構改定に関して変更する教規の条項とその内容について説明した。これに対して、様々な意見が出され、今後さらに小委員会において検討したうえで、常議員会に提案することとした。

27. 20年2月3・4日第41総会期第6回常議員会（4921・22、2020年2月29日）

久世そらち・教団機構改定検討小委員長は、「協議の概要」で、機構改定の目的を「教団財政の将来的危機に向けての緊急対策」と明示し、「教団の経費削減は各教区の負担金減となり、教会の維持と成長を導き、伝道に資する」と作業の道筋を示した。小委員会は、軽費削減に向けて具体的なシミュレーションをおこない、これまでの協議・試算結果を、「教団総会議員数の変更に伴う経費の見直し」、「現行教規の条項と変更案の対照表」、「機構図案」、「機構改定の伴う事業活動の歳入歳出のイメージ」等の資料で表示しつつ報告を行った。

①教団総会費用を見直し、総会議員数を現行の400名から216名（教師100名、信徒100名、推薦議員16名）とし、教会会議を教会で開催する意義をも重視しつつ会場を教会に変更すると、教団負担経費を1560万円削減して2240万円の出費を680万円に抑えられると算出。総会期中の活動も、常議員数を現行の30名から15名、常任常議員を10名から5名に縮小して経費削減を図る。議員数変更に伴い必須となる教規変更を、現行規則と変更案を併記して対照表で示した。

②「機構図案」で、教団組織として、（ア）伝道局と教務局を設置すると提案。伝道局は、各事業活動の実施に際して時限的実行委員会の設置や、自主活動団体

との連携を通して常設委員会数を減らし、会議費用等を縮小する。(イ) 教務局を総務部・対外部（世界宣教に関する働きと、国内他教派や他宗教との交渉を担当）・財務部・教市部を置く。教務局には、現在教団に勤務中の職員の継続配置を想定しており、早急な組織改編と人件費削減による経費縮小は望ましくない、と述べた。(ウ) これに対して、機構改定検討の発端が、教団經常支出で人件費が大きな割合を占めていることだったが、その解決案が示されていないとの指摘があった。小委員長は、この財政的緊急事態をまず総会費削減で乗り切り、職員の人件費は働き方の工夫や自然削減で長期的に行うと応答した。

③教務局の対外部について、世界宣教委員会は海外に宣教師を派遣していることから部の名称に「宣教」を残したいとの意見があった。また伝道局について、その働きを方向付ける規定の策定が強く望まれた。

石橋秀雄教団伝道対策検討委員長は、小委員会が議場の意見を受けて、次回の常議員会に備えると提言した。その上で第42期教団総会では総会議員数と伝道局設置を議案提出することと、それに向けて各教区総会で説明を行うことの承認を求め、議場はこれを可決した。

28. 20年2月24・25日、宣教方策会議（4923、2020年3月28日）

「日本基督教団のこれからを考える～伝道推進と機構改定～」を主題とし、教区代表者、報告・発題者、教団関係者等、69名が参加した。

一日目には、主題について、東北、関東、西東京、大阪、九州の各教区議長が報告した。東北、西東京、九州教区からは、教区の伝道の労苦と課題とそれに向き合う工夫に重きを置いた報告がなされ、関東、大阪教区からは、教団機構改定への要望に重きを置いた報告がなされた。

①東北、九州は、どうしても都市部の教会に信徒が集中してしまい、教区の中でも、教会間の格差が存在すること、広範囲に及ぶ教区の中の教会・伝道所を、孤立させずにどのようにつながっていくかという課題があることが報告された。

②関東、大阪からは、(ア)現時点で教団が想定している次期教団総会に議案を出すのは急ぎすぎではないか、(イ)今回の機構改定にあって、教団がどういう教団を目指すのかのビジョンを示すべき、(ウ)中央集権的になるのではなくもっと教区にゆだねるべきことがあるのではないか、という意見が出された。

一日目後半には、岸俊彦・伝道推進検討展開検討小委員長と久世そらち・機構

改定検討小委員長と守安久美子・全国婦人会連合常任委員が発題をした。岸・小委員長と久世・小委員長は、常議員会資料を提示して活動を報告した。その後、質疑では、機構改定検討小委員会への質問が相次いだ。①伝道局規定の素案作成状況、②教区がすでに構築しているネットワーク活用の可能性、③各教区の総会議員割り振りの妥当性、④新機構の中で戒規を扱う教師委員会が総務局の中に位置づけられことの妥当性について質問があった。

久世そらち・機構改定検討小委員長は、それぞれを検討中であると回答した上で、当小委員会の職務は、常議員会が教団総会に提出する機構改定の具体的原案を作成する実務にあり、機構改定に臨む教団の方向性の確立を目標とはしていないので質問が方向性を示す回答やビジョンの提示を期待しているのなら、それには応じきれないと述べた。しかしながら、さらに⑤教団の方向性や、機構改定後の教団全体像をどう描いているかについての質問があり、ビジョンなしに機構改定を進めるのは困難であるとの意見が出された。⑥教団が直面する財政危機を乗り越えるためには、財政課題を伝道推進活動から切り分けて簡潔かつ集中的に取り組むべきとの意見もあった。⑦沖縄教区の参加がない現状のまま協議を続けることを憂慮する声も聞かれ、様々な角度から今後の課題が示された。

宣教方策会議の2日目に行われた、伝道、教育、社会の三つの常設専門委員長からの発題を受けての全体会を経て、石橋教団総会議長は伝道局の内容が明確でないという意見に対して、伝道推進と機構改革の結びつきを強調しつつ、「2020年の総会においては教団総会議員数の削減の可決に集中し、伝道局については枠を造った上で、さらに議論を進めて行く」との方向性を示した。

29. 20年3月9日、第2回教団伝道推進基本方針展開検討小委員会と伝道推進室合同委員会（4924・25、2020年4月18日）

「日本伝道の推進を祈る日」の展開状況と「全国伝道推進献金」の現況及び取り扱いについて、報告と協議が行われた。「日本伝道の推進を祈る日」については、『信徒の友』に2教区（東京教区は支区）ずつ教会の紹介を行っているというその掲載状況が報告され、今後の掲載予定についての調整及び巻頭言担当者をそれぞれ決定した。

「全国伝道推進献金」は、3月9日現在で献金件数が140件、献金総額が156万384円であることが報告された。これまで献げられた2019年度の献金は3月末日をもっ

て閉め、献金報告および実務を伝道推進室および担当幹事が担当することを決定した。活動報告及び会計報告についての詳細および方法は、4月以降速やかに検討、実施することを決めた。教区への指定献金については教区へ、教会・伝道所への指定献金については、教区へ送金し、教区から献金のあった教会・伝道所に送金してもらうよう依頼することにした。また、アメリカ合衆国長老教会(PCUSA)から教団伝道推進のために献げられた献金のうち100万円を、これまで『信徒の友』に掲載された10教区(支区)に等分して送金することなどを決定した。

30. 20年6月12日教区議長報告(4928・29、2020年6月27日)

教団三役と沖縄教区を除く全国16教区議長(2教区は副議長)、予算決算委員長、総幹事、幹事が参加するインターネット会議が行われた。中心的議題は、各教区の教会がコロナ危機の下でのどのように対応しているか、また教区総会についての報告と、そこから生じる意見や要望である。更には本年秋の教団総会の開催をどうするかについて意見交換をし、これらについて各教区議長の意見を聞くことであった。沖縄教区からも文書で教区の状況は知らされた。

ほとんどの教区が総会を書面決議、議決権行使によって法定議題だけの賛否を問う形にしたことが報告された。教区財政の悪化から負担金の減免や、インターネット機材の整備や助言を求める声を受け止めて、教区として対応を考えるとともに教団としても検討するようとの要望が多く出された。すべての教区でこの時期の教会財政が緊迫し牧師謝儀等に支障が生じてきている教会があるのではないかの配慮から教区負担金の減免処置を検討していることが報告された。それらの財源を確保するために各教区が工夫している中で、教団負担金の減免に対する要望が強く出された。伝道資金の申請についても、各教区負担分についても、この非常事態に対応した処置が必要との指摘があった。教区や教会を支援する具体的な方策は石橋議長から「コロナ対策として災害対策基金やその他の資金によって、1億円規模の緊急援助を考えている」との発言があり、それに沿って常議員会で審議していくことになる。

今週秋の教団総会の開始をどうするかについては、雲然俊美書記より、「教団総会で機構改定について取り上げるように準備してきたが、各教区総会で議論できない状況で取り上げることができるのか。またどのような形で教団総会を持つ

べきか」との課題があることが示された。ほとんどの教区から、「教区総会で機構改定について、議論できなかったので、教団総会で議題とすることは難しい」、「新型コロナウイルス感染の影響が見通せない状況で、東京で教団総会を開催するのは無理」との判断が述べられた。会場予定のメトロポリタンホテルのキャンセル料が問われ、道家紀一総務幹事は7月下旬までに申し入れれば約300万円、7月をすぎれば700万円あまりの見込みとの報告があった。

この会議で出された意見は、7月6～7日に開かれる定議員会に報告され、話し合われたことに基づいてこの危機に対する教団的な対応の具体的な実施の方向が決められることになる。

31. 20年7月 6日、 第41総会期第7回常議員会（4930・31、2010年8月1日）

教団四役、幹事ほか数名と常議員はオンラインで出席。開会時、常議員26名し出席した。「第42回教団総会関する件」（議長提案）では、「新型コロナウイルス感染症は、今なお脅威であり、感染リスクをなくすことはできないと判断し」「第42回教団総会は開催せず、41総会期を1年延長し、来年、第42回教団総会を開催する」ことが提案された。久世そらち副議長は、「2年分の報告書を作成し送付することになっている。承認は3年分を来年に行う」と述べた。

32. 「第42回教団総会延期のお知らせ」（4930・31、2020年8月1日）

「第41回総会期第7回定議員会は新型コロナウイルス感染拡大状況に鑑み、第42回教団総会を1年延期することを決定しました。第42回教団総会の開催日程、開催延期に伴う課題については、第41総会期第8回常議員会（10月26日）で決定します。」との「お知らせ」が秋山徹総幹事名前で掲載された。

以上の『教団新報』の記事は、教団の多くの諸委員会での長時間の議論を、限られた誌面で報告しているのであるから、議論の全てを報告することはできていない。海面に出ている氷山の表面を引っ掻いた爪の中に残ったもののほどのわずかなものであることも、真実は水面下に深く隠されていることも、文脈を抜きにした意見は発言者の意図を誤って受け取る危険性があることも承知している。が一方で、限られた誌面だからこそ、報告者は、読者に伝えるに値することを選んで報告しているのだと考えることもできる。いずれにしろ、『教団新報』からの限られたデータから唆される課題を挙げることで本稿の結語としたい。

3. 残された課題

(1) 与えられた時間的余裕

前節で、2016年から2020年までの4年間、2総会期における、教団伝道対策検討委員会の動きを中心に、教団が、伝道・財政問題に対してどのような対策を講じようとしているかを見てきた。2020年度以降の教団財政は危機的になるという予算決算委員会の警告に対して未だに有効な対策は取られていない。伝道や財政の問題への対策についての決定はあまりにも重要であるから4年という期間は短いのであろう。けれども、教団にとって重要な問題は必ずや教団総会で有効な対策が打ち出されなければならない。2020年秋に開催される予定の第42回教団総会が1年延期された。これまでの協議を踏まえて、不備な点を整える時間的猶予が与えられたと考えることができるかもしれない。

(2) 機は熟したか

さらに、教団伝道対策検討委員会が全国教区総会議長会議を開催し教区の伝道の実情について互いに報告し合い、また予算決算委員会が全国財務委員長会議を開催して教区の財政について互に報告しあい、対策を協議していることは、教団と教区のコミュニケーションが図られていることの一証拠である。

しかしながら、4年の歳月を協議に協議を重ねてきた教団は、第40回教団総会は、「信徒減少による教会の消滅の危機、財政破綻の危機を共有し、全教団的取り組みが急務であることを確認することになった」という石橋教団総会議長の認識にもかかわらず、何らかの対策も決められていない。この事実は、教団と教区のコミュニケーションがまだ十分ではない証拠でもあるのかもしれない。

この点は、2021年の第42回教団総会で、400名の議員の3分の2以上をもって、教規を改正できるほどに、教団の伝道・財政問題に対しての教師や信徒の理解は行き届いているのだろうか、という疑問を生じさせる。前節で、煩を厭わず、各会議での意見を列挙してきたのは教団の教師の意見を知らることができると考えたからである。

（3）ボールは信徒にも投げられている

教団の直面する伝道・財政問題については、教団の教師の間では理解が進んでいる。けれども「一致」があるわけではない。一方、教団総会議員の内46.7%を占める185人の信徒議員、そしてその信徒議員を選出する教区総会、教区総会議員を選ぶ各教会・伝道所の信徒の理解はどの程度進んでいるのだろうか。伝道問題に対して、教団伝道推進基本方策における祈祷運動、信徒運動、献金運動は、各教会・伝道所の信徒一人一人の理解があつて有効に進んでいくと考えられる。石橋教団総会議長が伝道推進運動への信徒運動に期待する所以である。伝道推進に信徒を参与せしめるために、教区や各教会・伝道所がなしうることをなしていくことがあるのではないかと。ボールは、信徒側にも投げられているのではないかと。

2019年9月26～27日の全国財務委員長会議の出席者の「残念なことにこの厳しい財政状況はほとんど教会員一人一人にまで伝わっていない、しかし信徒は知る必要があり、共に乗り越えなくてはならない」という意見は的を得ている。教団伝道対策検討委員会の4年間のあゆみを追体験することによって、教会員一人一人が、教団の問題を自分の問題とみなすようになるならば「伝道力の命と力の回復」のささやかなモメントの一つになるのではないかと、期待できるのではないかと思われる。

1954年10月28日の第8回教団総会で議決された「生活綱領」を「具体的に捕捉し、説明した」『信徒必携』には、次のように書かれている。

「教会はこの世の諸団体と同じように、社会の中に立っていて、同じ制約の下にある。だから霊的な集団（エクレスシア）であるとはいえ、共同体としての必要な組織を持ちつつこれを維持し、運営していかねばならない。特に牧師、伝道師は全生涯をささげて教会のためにつくしているのだから、その生計を教会がささえなければならない。また何よりもまず教会はその地に与えられた宣教の使命を果たさなければならないが、個々の教会はそれだけで立っているのではなく、その分区（地区、支区）、教区、」教団内にあつて、諸教会との連帯関係にあるのだから、その使命遂行のために、共同責任として負担金、分担金、援助金などを支弁して、宣教のわざを広くおし進めてゆかねばならない。これらいっさいの費用は信徒の献金によってまかなわれるのである。それゆえ、信徒は各自、分に応じて教会の宣教のために献金することによって、具体的にその責任を果たさなければならない。」（日本基督教団東京教区、2002、75-76頁）「信徒は、ひとり

ひとりびとりが財政に参与しているのだから、教会の経済状態についても十分理解するように常に心がけ、各自の分を尽くさねばならない」(同、80頁)。

信徒は、それぞれが所属している教会・伝道所の会員であるが、日本基督教団の信徒でもある。教区、教団の伝道問題や財政問題を十分理解し、ひとりびとりが、何らかの判断を求められているのではないかと思われる。

(4) Black Box

財政の問題への理解とその対処方法は困難ではない。「入る(収入)を図って出づる(支出)を制する」というのが原則である。教団の機構改定は支出面からの対処である。財政問題に対してはまず支出を削減することを検討するのは、国家財政においても家計においても共通である。支出を削減することは、削減対象の活動を沈滞させる。それまでの活動が沈滞することは、その活動から得られた「成果」が縮小することを予想させる。教団・教区・各個教会・伝道所の「成果」である信徒を起こす(キリストの弟子を作る)ことにマイナスの影響が生じるのではないか、という危惧が生じるのは当然である。この危惧ないし不安が、前節で報告した、教団伝道対策検討委員会の歩みの中で、委員会の取り組みに対し否定的な意見がなくなる理由の一つなのではないか。

この不安は、機構改定(コスト削減)が伝道の進展(現住陪餐会員の増加)に結びつく論理的経路が理解できないことから生じているのではないか。教団財政が危機にあるということは会計的な事実であっても、この危機を乗り越えた先に見える「希望」が明示できていないからであろう。

希望が見えない一つの理由は、機構改定がなぜに伝道の進展につながるのかという点の議論が、たとえあっても、深まっていないのではないかという疑問が生じる。換言すれば、機構改定と伝道推進との間の「作用経路」がブラック・ボックスのままなのではないかとの疑問がある。

(5) 「教団伝道推進基本方針」の求めるもの

「共に祈ろう(祈祷運動)、共に伝えよう(信徒運動)、共に献げよう(献金運動)」を柱にする「教団伝道推進基本方針」の具体的展開はこれからである。け

れども、「祈り、証し、献金する」ことは、これまで、信徒の生活としてすすめられてきている。たとえば、『信徒必携』には「キリスト者の生活は祈りを中心として展開される」（85頁）、「キリスト者の生活は、キリストを証する者の生活であって」（81頁）、「信徒は各自、分に応じて教会の宣教のために献金することによって、具体的にその責任を果たさなければならない」（76頁）、とある。信徒は「祈り、証し、献金してきた」。なおその上で「共に祈ろう（祈祷運動）、共に伝えよう（信徒運動）、共に献げよう（献金運動）」と信徒に呼びかける。何を「教団伝道推進基本方針」は信徒に求めるのか。これまで以上に「祈りと証と献金」を求めているのであろうか。この点が明確に説明されるなら信徒も教団の歩みについて行けるのかもしれない。もちろんこれらは、宗教や信仰に深くかかわる事柄であるから、筆者の分を越えた疑問である。

（6）伝道問題の核心

2016年から2020年までの伝道・財政問題に対する教団伝道対策検討委員会の取り組みの歩みを見て来て思うことは、「主役」は何時出てくるのかというもどかしさである。「なぜ、現住陪餐会員数が減少したのか」という分析こそが伝道問題の核心だ、と筆者には思えるからである。これは財政問題を解決するための収入面の方策である。

これまでも教師は礼拝における説教者として伝道の核心的役割を担っている。現住陪餐会員は洗礼者の増加によって増加する。教会員の死亡数以上に洗礼を受ける者がいなければ現住陪餐会員数が減るのは算術である。

『教師』はイエス・キリストを信じる者たちの中から、特に神の召命（選ばれ、招かれること）を受け、教会によって任職されて、説教と聖礼典（洗礼と聖餐）の執行、および伝道や牧会に専心たずさわる人々である」（『信徒必携』10頁）。教師は説教者としてもその職務を果たしてきている。毎年、洗礼者もいる。けれども、教団の教勢は低下する。その原因は何か。⁽⁸⁾

その問いに教団は答えることはできない。全国に所在する教会・伝道所からの教勢のデータを集計して、さらには、教区議長からの報告を聞くことによって、各教会・伝道所や教区の財政が困難な状況を察知して、各教区や各教会・伝道所の財政の困難を緩和するために、教区への教団負担金を減少していかざるを得な

いことを教団は覚悟した。教団負担金の減少は教団の財政の困難をもたらす。だから教団として、教団財政の困難さを緩和するために、機構の再検討をして、支出を減らすべく「機構改定」をしていくことにしたのである。教団は財政の収入を増やすために現住陪餐会員数を増やす手段はもっていない。だから、教区からの教団負担金以外の収入増加策として、「全国伝道推進献金」や「教団奨学金献金（若木献金）」を考えたのである。これらは、財政問題への対応として至極当然の方法である。

しかし財政問題を生じさせる根本原因は、現住陪餐会員数の減少であり一人当たりの献金額の減少である。これらに対処しうるのは、問題が生じている「現場」、各教会・伝道所であり、各教区である。したがって、現住陪餐会員を増やす（信徒を起こしていく）「伝道推進」は、各教会・伝道所、各教区の問題であり、その地域の経済状況（現住陪餐会員の所得状況）に関わる問題である。教団が「教団の伝道・財政問題」に対処しようとして、検討を重ねていることは、各教会・伝道所や各教区も与えられた地域でこそ「伝道・財政問題」に対処する対策を検討する必要があることを示唆している。そういった各地域の分析の検討によって、現住陪餐会員（教会員＝信徒）を増やすこと（伝道推進）がどのようにして可能なのかのアイディアやそれを実施しての報告を教団に持ち寄って議論していくことが求められているのではないか。

2020年1月10日の開催された、第6回伝道対策検討委員会で、岸俊彦、教団伝道推進基本方針展開検討小委員長は、教区に「伝道推進委員会」の設置を呼び掛けることを提案し、伝道対策検討委員会はその提案を常議員会に提案することを承認した。この提案は、教団の伝道問題（伝道推進）のカギは、教区にあるということを示唆しているように受け止められる。

かつかさうよう

隔靴搔痒。「主役」の登場が待たれる所以である。

（7）教団の「会議制」

第41回教団総会で総会書記に再任された雲然俊美牧師は、「三役の抱負・祈り」の中で、「キリストの主権、神の栄光を現わす教会会議」と題して、教団の会議制について、次のように述べている（4893・94、2018年12月15日）。

「『書記は議長のもとで会議の事務および議事にあたる』（教規第15条）とある教団書記の務めを誠実に担って行きたいと思っております。特にその場合の『会議』とは『イエス・キリストを首と仰ぐ合同教会』（教憲第1条）の会議であり、『会議制により』（同第4条）、主イエス・キリストの主権が明らかにされ、主なる神の栄光を現わすことを」第一の目的としていることを常に覚えて、常議員会等の会議を整えていきたいと思っています。当然のことですが、会議において議論を丁寧積み重ね、決議し、それを実行する教団でありたいと願っています」と。

教団が直面している伝道・財政問題が、「議論を丁寧積み重ね、決議し、それを実行する」べき問題であるのは明らかである。議論には時間がかかる。しかし、時間は限られている。時間こそ最も希少な資源である。限られた資源をもって最良の結果をうる努力は究極以前のこの世にある私たちの行動原理の一つである。「会議」は何らかの決定をする手段としての「プロセス」である。前節で辿った、教団伝道対策検討委員会の歩みは、手段としての「会議」を「教団の政治」とする（教憲第4条）教団の「会議制」には忍耐と時間を必要とすることを、示してくれる。しかしながら、問題を解決するためには、解決に向けての何らかの行動がなされなければならない。その行動は教団総会で議決を経てなされる。第42回総会に期待がかかる所以である。

付表 日本基督教団の教区の現住陪餐会員数の推移（1990年度末～2016年度末）（単位）人

年度	北海	奥羽	東北	関東	東京	西東京	旧東京	神奈川	東海
1990	3,232	2,350	3,281	6,967	29,926	0	29,926	8,450	4,983
1991	3,215	2,321	3,355	7,102	29,945	0	29,945	8,381	4,970
1992	3,139	2,304	3,351	7,180	30,555	0	30,555	8,136	4,918
1993	3,170	2,329	3,266	7,189	30,220	0	30,220	8,404	4,888
1994	3,164	2,330	3,316	7,274	30,136	0	30,136	8,319	4,860
1995	3,158	2,323	3,290	7,230	30,288	0	30,288	8,384	4,879
1996	3,158	2,297	3,247	7,180	29,999	0	29,999	8,585	4,873
1997	3,137	2,272	3,234	7,239	29,494	0	29,494	8,632	4,875
1998	3,150	2,205	3,189	7,229	21,769	7,697	29,466	8,595	4,845
1999	3,113	2,173	3,054	7,348	21,651	7,668	29,319	8,640	4,843
2000	3,107	2,159	3,027	7,263	21,250	7,597	28,847	8,699	4,892
2001	3,161	2,126	3,068	7,342	21,176	7,628	28,804	8,694	5,029
2002	3,136	2,071	2,985	7,317	20,769	7,585	28,354	8,672	5,005
2003	3,138	2,039	2,814	7,270	20,769	7,542	28,311	8,673	4,988
2004	3,139	2,004	2,818	7,298	20,630	7,511	28,141	8,693	4,972
2005	3,061	1,984	2,800	7,236	20,420	7,408	27,828	8,628	4,937
2006	2,996	1,944	2,793	7,193	20,286	7,435	27,721	8,610	4,918
2007	2,955	1,930	2,776	7,186	20,314	7,388	27,702	8,650	4,916
2008	2,886	1,893	2,683	6,909	20,100	7,149	27,249	8,522	4,835
2009	2,879	1,875	2,654	6,890	19,983	7,087	27,070	8,448	4,854
2010	2,841	1,825	2,607	6,844	19,507	7,014	26,521	8,424	4,799
2011	2,783	1,821	2,560	6,784	19,247	6,924	26,171	8,363	4,742
2012	2,694	1,786	2,534	6,763	18,843	6,822	25,665	8,413	4,660
2013	2,646	1,744	2,463	6,713	18,222	6,750	24,972	8,339	4,595
2014	2,586	1,696	2,442	6,548	18,034	6,729	24,763	8,314	4,555
2015	2,559	1,675	2,426	6,530	17,768	6,625	24,393	8,241	4,505
2016	2,476	1,627	2,377	6,445	17,401	6,368	23,769	8,133	4,421

（注）旧東京教区の現住陪餐会員数は東京教区と西東京教区の現住陪餐会員数の和である。

（出所）『日本基督教団年鑑』各年度版より作成。

日本基督教団の教勢と伝道・財政問題（土井省悟）

中部	京都	大阪	兵庫	東中国	西中国	四国	九州	沖縄	教団総計	年度
6,043	4,690	8,338	8,360	2,830	2,786	3,821	6,050	852	102,957	1990
5,995	4,604	8,346	8,384	2,792	2,788	3,747	5,981	845	102,771	1991
5,991	4,574	8,331	8,311	2,805	2,755	3,786	5,926	849	102,963	1992
6,001	4,577	8,524	8,449	2,796	2,756	3,747	5,768	829	102,911	1993
6,008	4,525	8,563	8,460	2,728	2,717	3,692	5,764	809	102,665	1994
5,969	4,486	8,896	8,355	2,713	2,660	3,622	5,704	801	102,758	1995
5,969	4,389	8,791	8,253	2,750	2,621	3,532	5,648	774	102,066	1996
5,911	4,334	8,860	8,216	2,665	2,581	3,439	5,616	796	101,304	1997
5,798	4,263	8,816	8,137	2,708	2,539	3,417	5,523	770	100,650	1998
5,757	4,142	8,724	8,151	2,662	2,528	3,358	5,496	780	100,088	1999
5,753	4,007	8,636	8,081	2,617	2,453	3,310	5,446	758	99,055	2000
5,788	4,006	8,492	8,094	2,622	2,471	3,276	5,468	757	99,198	2001
5,684	3,984	8,342	7,998	2,542	2,410	3,261	5,268	744	97,800	2002
5,633	4,017	8,351	8,005	2,496	2,392	3,248	5,243	734	97,352	2003
5,654	4,070	8,254	7,956	2,444	2,402	3,162	5,252	747	97,006	2004
5,547	3,942	8,067	7,924	2,380	2,370	3,127	5,072	733	95,636	2005
5,548	3,855	7,974	7,827	2,363	2,316	3,063	4,869	719	94,709	2006
5,451	3,768	7,941	7,811	2,323	2,296	3,012	4,836	712	94,265	2007
5,397	3,703	7,802	7,570	2,299	2,232	2,932	4,750	678	92,340	2008
5,360	3,773	7,708	7,588	2,207	2,166	2,849	4,684	661	91,666	2009
5,261	3,682	7,541	7,542	2,157	2,114	2,795	4,599	632	90,184	2010
5,191	3,645	7,488	7,506	2,119	2,073	2,756	4,536	619	89,157	2011
5,122	3,595	7,416	7,502	2,107	2,047	2,717	4,502	587	88,110	2012
5,015	3,512	7,136	7,324	2,060	1,997	2,644	4,384	587	86,131	2013
4,944	3,489	7,077	7,146	2,040	1,955	2,604	4,267	575	85,001	2014
4,888	3,390	7,003	7,078	1,996	1,886	2,548	4,187	579	83,884	2015
4,814	3,359	6,793	6,834	1,942	1,831	2,497	4,051	518	81,887	2016

注

- (1) 鈴木功男は、1948年から2012年までの現住陪餐会員数の推移から「2030年問題」について述べている(鈴木2013)。「1948年は106,667人。その後不自然な統計があるものの、1959年宣教百年を経て1967年には、その後2度と戻らないピーク106,215人となる。1969年教団紛争により、数年間で12,025人が教団を離れた。2012年90,189人。この時点の2030年傾向予測は65,580人。これが2030年問題。戦後受洗第1世代と第2世代が限りなくゼロのなる年である。教会・教区・教団そのすべてに大きな影響をもたらす。」鈴木は更に次の様に言う。「戦後、教団統計が出そろった時から、10年毎の単位を一代として、現在は第7世代の半ばにある。・・・戦後受洗第1、第2世代の信徒が限りなくゼロになる年が2030年で、現住陪餐会員数の減少はそこに向かって限りなく進む。それが更に教団・教区の機構、財政など、避けて通れない厳しい状況へと繋がっていく。これが2030年問題。」(鈴木2014)。
- (2) 振り返ってみれば同様の異議は過去にも出されている。第39総会期に設立された教団将来構想検討委員会(議長:佐々木美知夫・教団総会副議長)の第1回委員会が2015年1月26日に開催された。この委員会の使命は「(1)日本基督教団のこれまでの歩みを振り返り、これからのあるべき姿を描き出すために必要な資料の調査、整理に関する事項、(2)伝道推進のために必要な教団組織及び制度の整備に関する事項、(3)日本伝道推進のために日本基督教団の果たすべき使命ならびに、他教団、キリスト教関係諸団体との関係に関する事項、の3つについて、それぞれ提言まとめ常議員会に提案すること」である(4816、2015年3月7日)。2016年2月15・16日に開催された第40総会期第5回定議員会で、8回に及んだこの委員会の中間報告がなされた。佐々木委員長は「信徒の高齢化、若年層減少、伝道不振、財政の逼迫は更に深刻化する状況にある」「教団が一定の方向性を見出し、新しい局面を描き出せる体制が必要ということが答申の基本姿勢」だと明らかにした。3頁にわたる中間報告では、教団の現状は「現住陪餐会員数20名以下の教会・伝道所は535で、教団全体の31.2%、教区別に見ると、55.6%を筆頭に9教区で著しい。」「信徒の高齢化は、伝道と教会形成に大きな影響を及ぼす。」「過去10年間で教団の現住陪餐会員は約1万2千人減、礼拝出席6千人減、経常収入17億円減。1年の平均受洗者数1369名は、それ以前の平均1871名に比べ502名減」と警鐘を鳴らす。佐々木委員長は、「現状を詳しく見ると、危機意識を持たざるを得ない。将来に向けて、グランドデザインを描くことが必要で、このまま推移すると、現在の教師の10~15%が困難な状況に陥る」と述べている。この中間報告に対して様々な意見、質問が出された。それらに対して佐々木委員長が「数字は突き

つけられている現実、教団全体でとらえることは重要」という佐々木委員長の返答が報告されている（4836・37、16年3月12日）。ここから前述の「異議」と同様の意見があったことが推察される。将来構想検討委員会は、それまで14回に及んだ委員会の答申を、2016年7月4・5日に開催された第39総会期第7回定議員会に提出した。佐々木委員長は、約30分を用いて、36頁にわたる答申の概要を説明した。答申を巡って、特に、教団の現状について数値的な分析が際立っていること、また、教団外の他団体、法人等との関係について踏み込んだ提言が為されていることに議論が集中したため答申を定議員会が受けたということを承認し、答申を書き直す必要があると判断し、委員会に答申を差し戻し、再提出を求め、配布した答申を回収した（4845・46、16年8月6日）。再提出された答申がどのように書き直されたのかは知る由もないが、教団将来構想検討委員会答申を巡っての経緯から、教団の現状を数値的に、統計的に分析することまたは数値的データそのものへの嫌悪感、不信感があるのではないか、と思える。

- (3) ここには「教団財政の危機と伝道の推進との関係の理解」が十分でないことが示されている。「教団は教会であることは認めるが、各個教会と違い、教団は、信徒は擁さず、毎週礼拝を行わないので、教団が伝道するという言い方には疑問を感じる」という、2016年3月7・8日に開催された宣教方策会議での柴田もゆる牧師の発題と共通した思いが受け取られる。確かに、教団は信徒を擁していない、けれども、「教師は教区、教団の名簿に登録しなければならない」（教規第123条②）とあるように教師を擁しているのではないだろうか。なぜなら、「信徒とは、教会または伝道所に所属し、その会員名簿に登録された者とする」（教規第134条）にあるように、どこの「名簿に登録」されるかによって所属箇所が区別されると、受け止められるからである。さらには、教団が「イエス・キリストを首と仰ぐ合同教会」（教憲第1条）ということと「教団が各個教会主義である」（飯塚2020、25頁）こととの理解と重点の置き具合と調和の問題が伏在しているようにも考えられる。もちろん、これらの問題は、筆者の取り扱いうる領域を超えている。けれども、伝道を考える時、しばしばマタイ福音書28章19節・20節の言葉が引用される。「あなた方は行って、すべての民を弟子にしなさい。彼らに父と子と聖霊の名によって、洗礼を授け、あなたがたに命じたことをすべて守るように教えなさい。」（聖書協会訳聖書）が引き合いに出される。ここでの「弟子にしなさい」「洗礼を授けなさい」とは「信者にしなさい」「現住陪餐会員にしなさい」ということではないのだろうか。それが伝道であるなら、長期的に教団の現住陪餐会員が減少するのは「伝道の命と力」に不足があったのではないのかと考えることができるのではないのか。現住陪餐会員の減少は、当該教会・伝道所の献金による収入を減少させる。各個教会や伝道所に生じたことがやがて教区、教団の財政的危機をもたら

すのである。原因は現住陪餐会員の減少という事実にある。教区や教団の財政問題は各個教会・伝道所の問題を反映した結果である。したがって、教団が伝道と財政問題を結び付けて問題を考えることは理解できる。財政問題は、いわば体温計の役割を果たしていると考えられる。体温計の数字が上がったのは体に何らかの異常がある証拠であって、体温の数字が上がったから体調が悪くなったのではない。因果関係を誤ってはならない。もちろん、教区や教団の財政的破綻が、ただちに、各個教会・伝道所の破綻をきたすわけではない。各個教会・伝道所の人的、財政的体力に差があるからである。解散を決めた宗教法人化した教会の残余財産は所定の手続きを経て、「宗教法人『日本基督教団』、その包括する宗教法人たる教会又は公益法人にこれを寄付するものとする」とある。(宗教法人『日本基督教団 教会』規則(準則)第36条)(日本基督教団事務局編2011)。教団が解散する場合は、所定の手続きを経て、教団の残余財産は、「教団が包括する宗教法人たる教会又はその他の公益法人に帰属させるものとする」と宗教法人「日本基督教団」規則第51条に規定されている(日本基督教団事務局編2011)。受け取った残余財産を現金化することによって、教団であれ、各個教会・伝道所は短期的には資金的余裕ができる。

- (4) 予算決算委員会は、2008年7日・8日に開催された第35総会期第4回委員会で、「教団50年データ」を発表した(4647、2008年4月4日)。「教団財政の展望は予算決算委員会の課題であるが、その一環として作成されたもの。終戦直後から現在・未来に至るまで数値で捕らえ、教団財政の方向を検討するものであるが、結果的には、お金の問題ではなく、人の問題であることが明るみになった。つまり伝道力の停滞により、受洗が召天に追いつかない。一般の高齢化とは異なる教団特有の年齢構造など、数字が語る教団の姿が浮き彫りになった。」と報告されている。予算決算委員会が「今後の教団財政の見通し」を発表した2016年6月3日の予算決算委員会で「教団50年データ」に言及して次のように言っている(4844、2016年7月23日)。「2007年に予算決算委員会が50年データを作成した。その中では教会員数、予算規模は縮小するという予測になっている。今、それに基づいてどのような予算を組むことができるのか検討する時期に入っている。……負担金減額の場合の収入見通しをもって今後は予算を提案していく必要がある。……今後の教団財政を検討するための特別委員会の設置を決め3人を選んだ。また全国財務長会議のテーマは『教団財政の今後』と決めた。」
- (5) 予算決算委員会は、全国財務委員長会議(沖縄教区は欠席)の前後に開催される。教団の予算や決算状況を各教区に報告し、教団の予算収入である教団負担金賦課額を各教区に知らせ、各教区の財政や伝道の状況を各教区からの報告を受け、教団と教区間の財務上の情報交換と

して重要な働きをしている。教区の財務委員長は教団の財政状況をいち早く知ることができる位置にいるものと考えられる。

(6) 2018年3月5～6日、主題を「日本伝道をどう考えていくか～伝道基本方針をもとに～」と題して、教団宣教方策会議が開催された。米倉美佐男宣教委員長が、個人的意見として、「色々な問題を抱えている教団であるが、日本基督教団信仰告白と教憲教規を整えていく中で教団が教会と成ることを願っている。様々な意見があろうが、会の中で忌憚なく話し合いたい」と挨拶した。3人の発題後の議論のなかで、米倉委員長は、「紛争世代と紛争を知らない世代のギャップの問題こそが今回のテーマの一つであると語り、その中で伝えるべきことは伝えなければならないし、どこで教団が一致をうるかということを超えて探っていくべき」と語ったことが報じられている。石橋議長は「マケドニアの叫び―行き詰まりの中で」と題した講演の中で「教団における信仰の一致が信仰告白により一致である」、「教憲による一致があつてこそ、教会の力を発揮する」、「伝道が進展しない原因は、キリスト者が和解決していないから」と語っている（4879、2018年3月31日）。宣教委員長も教団総会議長も、教団には教団信仰告白や教憲教規への一致がないと言っているように見える。

(7) 2016年3月7～8日に、「日本基督教団」は伝道をどう進めて行くか」を主題として、宣教委員会主催・宣教方策会議が開催された。主催者挨拶として、米倉美佐男宣教委員長は次のように述べている。「主題に込めたのは、伝道を進めることで一致したとの思いと、一方、現在、一致はないという意識である。」伝道について議論するより、具体的にどうするかを考えたい。・・・日本伝道開始のときから抱えてきた問題を今どのようにしたらいいのか、それぞれに考え方を出し合い、やっていけることを見出すことが願いである。もはや日本伝道は教団だけではなく諸教派と協力しなくてはならない。なぜ日本でキリスト教が広がらないのかも考えなくてはならない。今きちんとしたものを残し次に続けなくてはならない。」と。開会礼拝では、石橋秀雄議長は「伝道が教団にて議論されることを感謝する。伝道理解の違いが一致を崩すゆえ信仰の一致による伝道協力を訴えてきた。教団信仰告白の礼拝と愛の業は一体の関係にある。しかし順序が重要。愛の業が第一になるなら教会が疲弊し崩れていくのではないか。愛の業として社会活動は尊いことだが、愛の業が第一となるなら主の御体なる教会を建てることは後退、教会にしか与えられていない命と力を失い衰退する。・・・教会に託された第一の使命は、共通の信仰が中心にある交わりを持つことである。御父と御子の交わりと、洗礼と聖餐により主と一体となる信徒の群れが教会である。」宣教委員長も教団総会議長も教団には伝道理解に一致はないと言っている。（『教団新報』4839・40、2016年4月23日）

(8) 鈴木によれば(鈴木、2013)、現住陪餐会員数の減少は長期に及んでいる。戦後のピークは1949年の121,844人であり、67年106,215へと減少し、76年94,190、93年102,963、その後、一貫して減少している。その原因として、鈴木は「1969年教団紛争」をあげる。教団紛争については、『新報』の記事にも時折、触れられている。教団紛争が現住陪餐会員数の減少の大きな要因であったとしても、唯一ではない。他の減少要因はなかったのか、また増加要因はなかったのか、増加要因が確定できればその増加要因を強化することによって、現住陪餐会員数の減少を緩和しやがて増加に転換する可能性はないのか、等々検討すべき課題はあるのではないかと、と思われる。教団紛争が始まった1969年から現在までの長期の「伝道沈滞」の原因の分析も「伝道推進」を進める大きな要因になるのではないかと、と思われる。

参考文献

- ・土井省悟(1979)「人間研究の一部としての経済学」(四国学院大学人文学科編『社会科学概論』講義ノート)11-20、土井省悟『経済学ノート-今、ここで、生きる-』1996、49-64所収。
- ・土井省悟(1993)「経済・経済学・経済政策—経済学における価値判断—」『論集』84、87-106、土井省悟『経済学ノート—今、ここで、生きる—』1996、65-84)。
- ・土井省悟(2001)「建学の精神と大学の財務」『四国学院キリスト教教育研究所年報』8、28-55。
- ・土井省悟(2003)「カンファレンス『キリスト教と経済学』」『四国学院キリスト教教育研究所年報』9、32-47。
- ・土井省悟(2004)「キリスト教主義大学で三十八年」『四国学院キリスト教研究所年報』10、36-63。
- ・土井省悟(2007)「A long time ago in SCC」四国学院大学宗教センター『チャペル・トーク集28』21-28。
- ・土井省悟(2011)「神学と経済学—何が問題か」四国教区宣教研究会『2010年度伝道研究会報告書』2-23。
- ・土井省悟(2019)「データで見る我が国の宗教事情と日本基督教団の教勢」『論集』157、1-47。
- ・服部能幸(2019)「基本のところをもう一度—レプトン銅貨2枚の用い方」『信徒の友』2月、14-17。
- ・飯塚拓也(2020)「解散を決める前にできることは？」『信徒の友』7月、24-25。
- ・伊藤英志(2020)「地域伝道を重要な課題に一三軒茶屋教会の1年」『信徒の友』7月、20-21。

- ・近藤勝彦（2000）「説教における『力』の回復」近藤勝彦『伝道の神学：21世紀キリスト教伝道のために』教文館（2002）79-94。
- ・久世そらち（2020）「新たな一步を踏み出す—待ったなしの現状に」『信徒の友』7月、16-19。
- ・長島恵子（2019）「自主献金で成り立つ互助制度—四国の伝道を四国の教会の手で」『信徒の友』2月、18-21。
- ・四国学院キリスト教教育研究所編（2005）『大学とキリスト教教育』新教出版社。
- ・日本基督教団事務局編（2011）『日本基督教団教憲教規則および諸規則』日本基督教団出版局、4月。
- ・日本基督教団四国教区財務部委員会（2017）「『教区教師謝儀基準について』のアンケート結果報告」
- ・日本基督教団東京教区編（2002）『信徒必携 新改訂版』日本キリスト教団出版局。
- ・信徒の友編集部（2020）「データで見る日本基督教団の教勢推移」『信徒の友』7月号、14-15。
- ・鈴木功男（2013）「最近の教勢分析から読み取れることⅠ」日本基督教団伝道推進室『Suisinsitsu News』NO.2(11月24日)、5頁。
- ・鈴木功男（2014）「最近の教勢分析から読み取れることⅡ」日本基督教団伝道推進室『Suisinsitsu News』NO.3(4月20日)、7頁。
- ・鈴木功男（2015）「最近の教勢分析から読み取れることⅢ」日本基督教団伝道推進室『Suisinsitsu News』NO.6(11月29日)、7頁。
- ・鈴木功男（2016）「最近の教勢分析から読み取れることⅣ」、日本基督教団伝道推進室『Suisinsitsu News』NO.7(7月3日)、7頁。

〔調査報告〕

ノルウェー・フロン・コミュニティにおける実践について

北川 裕美子

— 目 次 —

1. はじめに
2. ノルウェーの概要
3. フロン・コミュニティについて
4. フロン・コミュニティが実施するリスクのある若者への予防的支援プログラム
5. おわりに

キーワード：ノルウェー，コミュニティ，リスクのある若者への予防的支援

1. はじめに

筆者らは、「公益財団法人 日工組社会安全研究財団」による助成制度を利用した「矯正施設からの社会復帰における当事者参加型多機関連携体制の構築に関する研究」（代表者：仲野 由佳理 日本大学）の一環として視察訪問及び聞き取り調査を実施した。視察訪問期間は2019年8月31日～9月8日のうち、移動日を除いた6日間であった。本稿では、筆者がノルウェーのアーケシュフース県フロン市にあるコミュニティにおいて、リスクのある児童および青年に対する予防的支援に携わる職員に聞き取り調査を実施し、わかったことの一部を以下に報告するこ

KITAGAWA, Yumiko 社会福祉学部、助教

ととする。

2. ノルウェーの概要

(1) ノルウェーについて

スカンジナビア半島の西側、ヨーロッパの国々の北端に位置し、南北に長い広大な国土を有し、面積はおよそ38.6万平方キロメートル、人口はおよそ520万人であり、広大な国土に極めて少ない人口が居住している国である。1人当たりのGDPはOECD加盟国で2番目に高い。エネルギー資源の豊富さから、石油・ガス、漁業・養殖、造船業および金属生産、化学工業、製紙などの電力集約型製造業などが発達、輸出が経済の大きな部分を占めている。国内企業の99%が中小企業で、就業者の56%を雇用している。業種別には、公務、保健・ソーシャルワーク、教育部門で就業者全体の4割近くを占めており、公共部門の比率が高い。第二次大戦中はドイツ占領下にあり、多くの強制収容所が存在していたが、1979年に完全に死刑制度を廃止した⁽¹⁾。

(2) ノルウェーの福祉政策等について

ノルウェーはスウェーデンやデンマークと並び、「北欧モデル」の福祉国家であるといわれる。この「北欧モデル」とは、「社会民主主義レジーム」型の福祉国家ともいわれ⁽²⁾ており、福祉サービスが非常に普遍的なものとして提供され、また政府の役割が大きい⁽³⁾。ただしこのような福祉国家の発展は、歴史のなかで初めからあったわけではなく、ドイツやイギリスをはじめとする、北欧外からの潮流の影響を受けてきたが、19世紀以来、ノルウェーでは政府による限られた対応を超えて、自発的な団体による取り組みも始まっていた。それらが福祉国家の発展の種となり、戦後において普遍的な制度に結実したといわれている⁽⁵⁾。その後もノルウェーでは、福祉政策について様々な分野で幅広く展開されているが、中でもノルウェー独自の取り組みともいえる、NAV (Ny arbeids- og velferdsforvaltning) は、元々は国家機関であった公共職業安定所、社会保険事務局、そして地方機関であった福祉事務所が統合され、各地域に設置された支援の窓口となっている⁽⁶⁾。NAVでは失業者を対象とした訓練プログラムとして「労働市場訓

練」(Arbeidsmarkedsopplaring)が実施されている。これは19歳以上の失業者を主な対象とした就業支援策で、通常の失業者のほか、職業上の疾病者で資格取得が必要な者、あるいは整理解雇に直面している従業員なども対象となるが、とりわけ低技能の長期失業者（26週間以上）が優先される⁽⁷⁾。なお、後述するフロン市においては、コミュニティ（地方自治体）の施設内にNAVが併設されていた。

3. フロン・コミュニティ (FrognKmmuune) について

まずノルウェーには国のほか、11のフィルケ（県）と430のコミュニティ（自治体）の3つの行政レベルがある。コミュニティとは、主に北欧諸国の地方自治体で、日本でいうところの市町村役場にあたる。北欧諸国の地方自治の特徴はコミュニティによる広汎な予算執行権を有することであるといわれている。日本では国や都道府県の権限が強いが、北欧諸国のほとんどがコミュニティの方に権限が委譲されている。また、交付金の用途もコミュニティが自由に決定できるという点で、日本の仕組みと少し異なる⁽⁸⁾。

次にフロン市 (Frogn) について、ノルウェーの南東部に位置するアーケシュフーフ県 (Akershus) 下にあったが、2020年1月にノルウェー国内の18県の内、11県に再編され、アーケシュフーフ県も他の県と合併したことから、現在はヴィッケン県 (Viken) 下にある。なお、2020年現在における人口は約16000人であり、年齢別では50～54歳、55～59歳、44～49歳、60～64歳、10～14歳、15～19歳の順に多い⁽⁹⁾。

フロン・コミュニティでは、公衆衛生法に基づき、住民の健康状態に関する概要文書を作成し、市の計画戦略に積極的に活用している。自治体は公衆衛生事業の全体的な目標と戦略を持っている⁽¹⁰⁾。

4. フロン・コミュニティが実施するリスクのある若者への 予防的支援プログラム

筆者は、フロン・コミュニティの中でも「Enhet for psykososialtarbeid（以下EPAと略する）」という部署に所属しているスタッフに対して、業務内容につ

いて聞き取り調査を実施した。EPAでは、リスクのある児童および青年の心理社会的側面における予防的支援が行われている。また、2019年にKPMGが実施した監査結果によれば、EPAのプライオリティは、「危険因子や行動スキルに関する専門知識を強化する分野と、親の関与とエンパワメントを重視するツールである」と評価されている。

ここからは、聞き取り調査を実施したスタッフ（以下、Xスタッフとする）が実際に行っているプログラムの内容について、聞き取った内容や後日提供された資料から分かったことについて報告する。なお、本稿では、全ての発言内容や資料の言語（ノルウェー語）を翻訳業者によって英語あるいは日本語に翻訳されたデータを用いている。したがって、Xスタッフの発言内容や言説の意図について正確な把握をなし得ていない可能性があるということをご容赦願いたい。

当該プログラムの目的は、フロン市において、精神衛生上の問題や薬物乱用に関する課題を抱える14～25歳の青少年とその家族（以下、クライアントと略する）に対し適切に支援・フォローアップをすることである。プログラムの具体的な内容としては、①青少年への個別の、あるいは家族との会話と指導、②日常生活での困難な状況を想定した際のトレーニング、③関係機関・施設等とのネットワーキング、④プログラムに関する調整等がある。実施におけるプロセスについては、図1の通りである。

実施にあたっては、各フェーズが互いに相互関係にあるプロセスとして捉えるべきであり、図の通りに提示された順序で開始することや、フェーズの順序がデッドロック⁽¹²⁾であると考えすることは必ずしも適切ではないとしている。また、フェーズ間の遷移は動的であり、フェーズ間の切り替えが必要な場合もある。いずれにしても、クライアントのニーズや、個別のケースにおいて最も適切なものに適合させなければならないとしている。さらに、プロセス全体を通じて、利用者、家族、その他の関係機関のために、良好な協力関係が構築され維持されなければならない。そしてすべての段階において倫理的ジレンマに焦点を当てることは一貫していなければならない。以下、各フェーズ段階における詳細について説明する。

（1）インテーク（Intak）

クライアントは、さまざまな機関やサービスを通じてEPAに連絡を取ること

ができる。問い合わせ先の例として、児童保護サービス（Barneverntjenesten）、家族サービス（Familietjenesten）、専門医療サービス（Spesialisthelsetjenesten）、医師等があげられる。その次に、専門職同士と協力し、例えば「暫定的なものか、計画的なものか」、「役割の明確化、誰が何をするか」、「関係者や関係機関とのディスカッションミーティングが必要かどうか」などについて検討する。上記の問い合わせ先についてXスタッフは以下のように述べている。

「インテークでは、どうやって10代の若者たちを私たちの部署やグループに引き入れるか、それが最初の課題です。ノルウェーのすべての地域社会において、新生児から18歳までの児童が児童福祉の対象であり、児童保護サービスを受けることができます。また本人が望むなら、18歳になれば自分で全てを決めることもできますし、23歳まで一緒にいられるという契約もできます。つまり、大体23歳、24歳になるまで、私たちは彼らを助けるということです。そして、私たち児童福祉サービス等から情報を得て、さらに学校からも情報を得ます。また家族サービスに問い合わせがあれば、そこにいるファミリーソーシャルワーカーが何か問題があると判断した場合にはそこから情報を得ています。クライアントである若者にはもっと助けが必要です。なぜなら両親は無力だからです。なので私たちは彼らに介入をします。その他にも例えば、クライアントが通っている精神科病院の医師が私たちに申請書を送ってきて、クライアントが病院から出てきた後のフォローアップをしてくれないかといった依頼を受けることもよくあります（中略）」

（2）マッピング（Kartlegging）⁽¹³⁾

何等かの問題が発生した場合、個人の状況を総合的に判断するためには、関連情報を入手する必要がある。マッピングはクライアントと密接に協力して行われなければならない。また、クライアントと連携して、親族や関係するサービス提供者からも情報を収集する。このフェーズでは、クライアントの個々のニーズによって時間と範囲が異なる場合がある。クライアントに積極的な役割を担わせるためには、関係を築き、彼らの希望を真剣に受け止め、彼らが重要だと考えることに耳を傾けることに時間を費やすことが重要である。親族や他の機関から情報を収集する前に、クライアントには同意を得るようにしている。マッピングの際

に情報提供を行う関係機関・施設の例として、住宅協会、⁽¹⁴⁾教育心理サービス、N AV、学校などがあげられる。この段階についてXスタッフからは以下のような説明・補足を受けた。

「(中略) マッピングでは、候補者と面接し、"What do you want?"と聞きます。『ママが何を望んでいようと、先生が何を望んでいようと私たちは気にしない。あなたが何を望んでいるのか知りたい。あなたは人生の主役です。そして、あなたは変更を行うことができそして、すべての人の中には、目標があります。彼らにはやりたいことがある。誰かが、『私は仕事がしたい、家を買いたい、そして普通の生活がしたい』と言います。私は『いいわよ。あなたが仕事に就けるようにするにはどうしたらいいの?』と聞きます。するとまずは麻薬を使うことを辞めなければならないという話になるのです。そしてその後計画を立て、ゴールを目指します。』

(3) 目標の選択 (Malvalg)

マッピングからの情報や彼らの希望に基づいて、彼らと共に目標が策定される。目標は、独自の目標選択フォームに入力される。目標の選択には、幸福度目標、学習目標または維持目標の設計が含まれる。選択される優先項目は、どの目標が彼らにとって重要かつ適切であるかに関連するものでなければならない。これらは、個人レベルとシステム・レベルの両方で目標とすることができる。

(4) イニシアティブ (Tiltaksarbeid)

目標を達成するためには、しばしば現状を変える必要がある。行動の段階では、どのように目標を達成し、どのような方法を用いるか、あるいはどのような準備が必要かといったことについて計画を立てなければならない。さらには、目標を達成するために彼ら自身が何をすべきか、またネットワークの他の人々が何に参加するかを明確にしなければならない。

(5) 実行 (Gjennomføring)

目標やサブ目標、測定等のフォローアップを行う。彼らが目標を達成するため

に何ができるかを考える。

（6）事後評価（Evaluering）

主な評価項目は、目標を達成できているか、アクションプランを実行できているか、調整が必要かといったことなどがあげられる。もし調整が必要であれば、アクションプランに戻り、調整し、再度ステップを実行する。あるいは目標が達成されたのであれば、新たな目標を設定するか、支援を終結させるかを検討しなければならない。ただし、もし彼らが他の場所に移動した場合には、移動先で同様のサービスを受けられるようフォローをする。彼らをしばらくフォローアップすることは、彼らの情報を移行先のサービスに伝達するために、また多くの新しいものを扱うことになる移行期において安全な生活を送るために適切であるかもしれない。

（7）終結（Avslutning）

プログラムを終結するケースとしては、例えば、学校/勉強に行く、仕事を見つけた、一人暮らしを始めたなどがあげられる。なお、評価の指標については（8）、（9）で述べる。

さらにXスタッフは以下のように説明・補足している。

「もし彼らが私たちのしたことに満足しているなら終結へと進み、このプロジェクトを中止します。これには2ヶ月かかることもあれば、2年かかることもあります。このことは特に問題ありません。1人の人間が成功することを保証する時間は世界中にあります。重要なのは、もし我々が行う支援が成功すれば、ノルウェー政府は多くのお金を節約できるということです。20歳の若者が一生働かないで、日中に何も役に立つことがなければ、彼の問題はますます大きくなります。ベッドに寝ているかゲームをしているだけで日中は寝ていると何かが起きて気分が悪くなります。朝起きて、仕事をして、普通の生活を始め仕事を得てお金を得る代わりに税金をノルウェー政府に支払うというルーティンを作ることは、国のためにも大事なことです（中略）。」

(8) 倫理的評価 (Etiskevurderinger)

フロン・コミュニケーションの価値に沿って、個人の自己認識と個人的選択を尊重し支援を実施しなければならない。ケアを提供することは、助け、力、コントロール、自制心のバランスを取ることであるという意識的な関係を築く必要がある。そしてこのプロセスの全ての段階におけるジレンマの反映に焦点を当てる。

(9) ケア及び法的評価 (Omsorgs-politiskeogjuridiskevurderinger)

支援にあたっては、クライアントの参加と自己決定を重視する。支援プログラムは審議会の政策目標及び債権に従って行われる。マッピングや目標の選定時に、彼らが同じ欲求およびニーズを持っていないことが分かったとすれば、倫理的にも法的にも再検討される可能性がある。原則として、クライアントの意思は統治されるべきであるが、クライアントの利益は他人の権利を侵害するような形で促進されるべきではない。例えば、彼らが違法薬物をやめる必要性を望まない/見たくない場合などである。その場合、彼らと一緒に目標や計画を作成することは困難である。しかし、変化への動機付けと並行して支援をしながら、彼らと一緒に他の目標を作成することはできる。

(10) プログラムで用いるツール

図1の右側に記載されている項目は、スタッフが支援をする上で使用しているメジャーなツールである。まず「Ansvaret for eget liv」とはノルウェー語で「自分自身の人生に責任を持つこと」を意味する。これはフロン・コミュニケーションのすべてのユニットとサービスにおける主要プロジェクトの1つとなっており、彼ら自身の人生に責任を持つよう訓練を行っている⁽¹⁵⁾。

次の「Familiarad」とは、家族の私的なネットワークと公共団体の間の会議のことをさす。会議の目的は、家族、特に子供たちの状況を改善する計画にたどり着くこととしている⁽¹⁶⁾。

ここでいう家族には「母親、父親、叔父、叔母、祖母、祖父、兄弟、家族の親しい友達」が含まれる。Xスタッフは、会議の場において「どうすればこの若者が正しい道を歩むのを助けることができますか?」と声をかけていると述べた。

「MI」(モチベーションインタビュー)とは動機づけのためのインタビューの

ことを指す。彼らに対して「どうやって解決するか」といったことについて聞く。（9）ケア及び法的評価でも述べたが、本人が問題を問題として捉えていない場合、この「MI」によって負の結果を強調し、相反する感情を生み出すことに焦点を当てることが重要である。

最後の「FIT」はフィードバックを意味する。iPadなどを用いて「今日は良いスピーチでしたか?それとも悪いスピーチでしたか?」などのいくつかの質問に対して「イエスorノー」というボタンを押すと、スコアが表示され、私たちが正しい行動をしているかどうか分かるというものである。

（11）基盤となる価値・倫理

図1の一番下に記載されている内容は、これまで説明したような支援を行う上で基盤となる価値や倫理である。「Raushet」、「Respekt」、「Engasjemen」、「Profesjonalitet」はそれぞれ「寛大さ」、「敬意」、「責任感」、「プロ意識」を意味しており、Xスタッフは、「これらはコミュニティで働くスタッフが常に考えなければならない4つのことです。そして、これは誰にとっても同じことがいえません。私たちは皆このことを考えなければなりません。」と述べていた。

（12）アセスメントツール（Fritidskort、Karrierekort）

ここでは、Xスタッフが同僚と一緒にオリジナルで作成したアセスメントツールについて紹介する。それらはキャリアカード、レジャーカードと呼ばれるものである（図2,3）。

以下は、Xスタッフからの聞き取りで述べられたことの一部である。

「例えばマッピングの段階で彼らと面談を行うときには、スタッフは様々なことを質問します。それは『あなたのお父さんやお母さんはあなたを殴ったのですか?』『あなたの友人は薬を使用していますか?』など具体的な問題について尋ねる時があれば、『あなたは空き時間に何をしていますか?』『あなたは何をするのが好きですか?』など日常生活に関することもすべて尋ねます。そして同じような質問を両親にも尋ねます。（中略）一部の若者は非常に孤独な環境下にいることが多く、ソーシャルネットワークを作る方法を学ぶ必要があるのです。それは

例えば友人、仕事、学校、家族などです。そして、私たちは彼らに『適切な食べ物を食べる方法を知っていますか?』『シャワーはどれくらいの頻度で浴びるのですか?』『どのくらいの頻度で下着を交換しますか?』といったことも聞きます。私たちはこのようなことを知る必要があります。その理由として、特にアフガニスタンやソマリアなどの外国から来ている子どもたちの場合は育ってきた環境下での文化が大きく異なることがあります。彼らには、例えばノルウェーで住みたいのであれば、毎日シャワーに行き、清潔な服を着ることが重要であるということをお伝えしなければいけません。社会の一員になりたいなら、ノルウェー人のようにやらなければならない。それは毎日シャワーに行くといったことなどです。」
(中略)

「そのような面談を行う際に、言語の問題や何等かの障がいをもっている子どもたちにより理解してもらうために、カードを用いて質問に答えてもらっています。具体的には、彼らにどんな仕事が好きかなど、仕事に取り組む際に必要とされるようなことや、ダンス、写真などの趣味に関するイラストや写真が描かれたカードをみせます(図2.3)。そして彼らが好きではないカードは取り除き、好き、もしくはわからないカードについては残します。そして、例えばですが、彼らが好きなカードが3枚あれば、彼らが好きな3人と一緒に働くことを提案します。もしサッカーをしたい場合は、サッカーの試合を見に行きましょうと、ジムに行きたいなら、ジムに行きましょう、またはプールで泳いだり、ゴルフをしたりしましょうと提案します。そして、それは仕事においても同じことで、例えばあなたが動物の世話をしたいのであれば、農場での仕事に就きましょう、そうすればあなたはそこで動物の世話をすることができますと伝えます。どこで経験を積むべきか等、私たちは彼らに何を与えるべきかを見つけるためにこのようなツールを用いています。カードを使うことについては、彼らの多くは読むのが好きではないので、このようなツールを用いると、質問に答えるというプロセスが速くなるというのが大きな理由です。口頭で答えるよりも約半分の時間で行うことができます。そして、彼らが本当にやりたいことを速く、言葉を使わずに理解することができます。」

5. おわりに

聞き取り調査を実施し印象的であったことは、まずクライアントの相談依頼が医師からくることもあるということだった。また、ソーシャルワーカーの配置人数も多く、家庭訪問や家族への介入も積極的に行っているとのことであった。日本の自治体にも社会福祉士が配置されているが、ここまで若者への支援を専門としたソーシャルワーカーが配置されている部署はないのではないだろうか。また、マッピングというフェーズにおいては特に彼ら自身が何をしたいのか、何を望んでいるのか、これからどうしていきたいのか、といったことをかなり根気強く丁寧に聞いているという印象を受けた。それはノルウェーにおいて日本も批准している国連の「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が子どもをめぐる制度や取り組みにとって非常に大きな意味をもっていることとも関連するかもしれない。実際に筆者らは家族でノルウェーに滞在していた。現地の邦人ソーシャルワーカーから渡航前に特に注意を受けていたのは、子どもを夜の20時以降に外に出してはいけないということ、家の中でも大きな声で騒いだりしてはいけないということであった⁽¹⁷⁾。また外務省のホームページでも、「親権を持つ親であっても、他の親権者の同意を得ずに子の居所を移動させることは、子を誘拐する行為として重大な刑事犯罪となる可能性がある」といった旨の留意事項が記載されていた⁽¹⁸⁾。またノルウェーでは、子供個人の保護を優先する児童保護政策により、たとえしつけのためであっても子供への暴力は一切許されていない⁽¹⁹⁾。日本においても児童虐待防止法が改正されているが、朝田が指摘するように、子どもの権利条約の国内法化や憲法改正がなされているノルウェーは「すでに実施されている国内の施策の基盤となる根本的な人権と価値観を再確認する意味合いが強く、子どもの権利条約が社会に浸透していない日本の現状を考えると、ノルウェーははるか先を行く」といえるかもしれない⁽²⁰⁾。ただし、現代のノルウェーにおいても、ネットやソーシャルメディアの普及とともに子どもの性的被害を含めた問題の増加、子どもの精神疾患予防、生命に危険の恐れがある国に強制送還させられる難民の子どもの問題などについて懸念が示されている⁽²¹⁾。今回の聞き取りでは、子どもの権利や教育の現状等まで確認することができず、今後の課題としたい。最後に、子ども同伴での聞き取りであったにもかかわらず、快く受け入れてくださったX

スタッフ及びフロン・コミュニケーションに感謝の意を述べたい。

Arbeidsmodell- Oppsøkendemiljøarbeidertjeneste

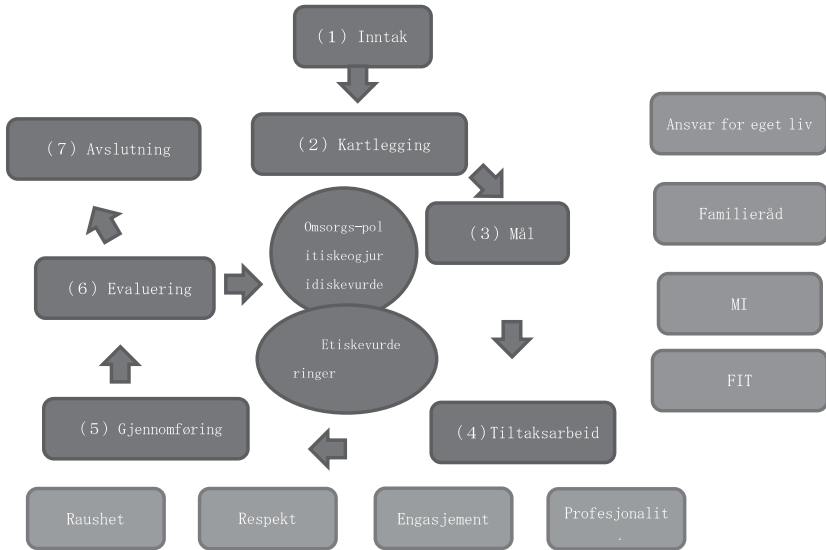


図1 リスクのある若者への予防的支援プログラムのプロセス



図3 独自に作成されたアセスメントツール②



図2 独自に作成されたアセスメントツール①



図4 フロン・コミュニティの外観

注

- (1) 具体的なノルウェーの基礎的データについては下記に記載の外務省ノルウェー王国基礎データを参照。
- (2) エスピン＝アンデルセンは、「脱商品化」、「脱家族化」および「階層化」の3つの指標を用いて、福祉国家の質的な側面から福祉国家や福祉レジームの類型を試みた（Esping-Andersen 1990, 1999）。

- (3) 社会福祉士養成講座編集委員会編：現代社会と福祉,中央法規,19頁,2015。
- (4) 1920年代から1930年代に起こった第1次世界大戦後の不況や世界恐慌は、ノルウェー国民の生活を不安にさらした。そのような危機の中、「全国民に仕事を」、「都市と農村の協力」を標語とした労働党の政権の下に労働組合・使用者団体の「歴史的妥協」が促されるとともに、福祉国家の改革も加速された。
- (5) 大島美穂・岡本健志編：ノルウェーを知るための60章,明石書店,67-69,2014。
- (6) 本稿では掲載していないが、ノルウェー在住でNAVで10年以上勤務した経験をもつソーシャルワーカーからの聞き取りにより情報を得た。
- (7) 労働政策研究・研修機構「北欧の公共職業訓練制度と実態」。
- (8) 同上。
- (9) 詳細は下記に記載のノルウェー統計局のホームページを参照。
- (10) 詳細については下記のKPMGによる監査報告書について記載されているURLを参照。
- (11) KPMGは、オランダを本部とする世界154か国にわたるグローバルネットワークに、200,000人のスタッフを擁するプロフェッショナル・サービスファームのことである。詳細については下記に記載しているURLを参照。
- (12) デッドロックの説明については下記に記載しているURLを参照。
- (13) マッピングの流れとして、ソーシャルワークのプロセスにおけるアセスメントやモニタリングといった機能も含まれる。
- (14) 自治体は8つのアパートを持っている。アパートメントには、8～22日（週末は11～19日）に営業しているベーシックアパートメントがあり、同じ時期にスタッフが働いている。
- (15) 詳細については下記に記載しているフロン・コミュニケーションのホームページを参照。
- (16) 同上。
- (17) 本稿では掲載していないが、ノルウェー在住でNAVで10年以上勤務した経験をもつソーシャルワーカーからの聞き取りにより情報を得た。
- (18) 下記に記載の外務省ノルウェー王国のホームページを参照。
- (19) 同上。
- (20) 朝田千恵：ノルウェーにおける「子どもの権利」の法的扱い：子どもの権利条約の国内法化と憲法改正, IDUN - 北欧研究 -, 23, 251-259, 2019。
- (21) 同上。

引用・参考文献および資料

- ・社会福祉士養成講座編集委員会編（2015）『現代社会と福祉』中央法規。
- ・大島美穂・岡本健志編（2014）『ノルウェーを知るための60章』明石書店、67-69。
- ・労働政策研究・研修機構「北欧の公共職業訓練制度と実態」
- ・村井誠人・奥島孝康編（2004）『ノルウェーの社会 質実剛健な市民社会の展開』早稲田大学出版。
- ・斎藤弥生・石黒暢編（2019）『新世界の社会福祉 3 北欧』旬報社。
- ・労働政策研究・研修機構「北欧の公共職業訓練制度と実態」
<https://www.jil.go.jp/institute/siryō/2016/176.html>
- ・外務省「ノルウェー王国について」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/norway/data.html>
- ・ノルウェー統計局
<https://www.ssb.no/kommunefakta/frogn>
- ・フロン・コミュニケーションホームページ
<https://www.frogn.kommune.no/enheter/barn-unge-og-familier/tidlig-innsats/om-tidlig-innsats/overordnet-prosjekter/>
- ・KPMG : Forvaltningsrevisjon Frogn kommune
<https://www.follofiks.no/wp-content/uploads/2019/12/Tidlig-innsats-og-forebygging-i-Frogn-kommune.pdf>
- ・朝田千恵（2019）「ノルウェーにおける「子どもの権利」の法的扱い：子どもの権利条約の国内法化と憲法改正」『IDUN－北欧研究－』23、251-259。

